

平成 26 年度募集
提案型協働事業審査結果のまとめ
(平成 27 年度実施事業)

平成 27 年 6 月
協働コミュニティ課

今年度は3団体から3提案をいただき、厳正な審査を経て、平成27年度事業として1団体の事業提案を採択しました。

どの団体も、自主事業で培ったノウハウを活かし、現代社会の課題を解決していこうとの熱意が感じられる提案でした。しかし、自主事業との相違点や協働で行う効果についての明確性が不十分であること、また、団体のこれまでの実績から実現可能性が難しいという点で課題が残りました。

協働で実施することの意義・効果、事業内容の実現性等について団体・担当課が十分に協議していくことにより、効果の高い協働事業が実現できると考えます。

市は、協働事業に対する理解の促進に努め、国分寺市内における協働事業の展開が広がることを期待します。市民活動団体の皆様におかれましては、今後とも協働事業に積極的に取り組んでいただけますことを望みます。

国分寺市協働事業審査会長 服部 篤子

目次

平成26年度募集提案型協働事業の結果報告

1. 募集及び審査会等日程	1
1. 募集	1
2. 審査会日程	1
2. 審査経過	2
1. 第一次審査（書類審査）	2
2. 第二次審査（プレゼンテーション審査）	4
3. 審査会委員名簿	6

平成26年度第2・3回協働事業審査会審査・選考資料・・・別添

平成 26 年度募集提案型協働事業の結果報告

1. 募集及び審査会等日程

1. 募集

平成 26 年 6 月 15 日号市報及び市ホームページにて募集のお知らせを行った。

(1) 募集及び応募期間

平成 26 年 6 月 16 日（月曜日）から 7 月 15 日（火曜日）

(2) 担当課の割振り会議

平成 26 年 7 月 25 日（金曜日）

(3) 提案団体と事業担当課の調整会議

平成 26 年 8 月 1 日（金曜日）から 8 月 8 日（金曜日）の間

2. 審査会日程

第一次審査（書類審査）

日 時：平成 26 年 8 月 20 日（水）午前 1 時 30 分から

会 場：市役所第 1 庁舎 3 階 第一・二委員会室

委 員：6 名出席

事業名：①社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者のための支援事業

②言語リハビリ事業

③『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する基礎的調査・研究事業（市内の中高層集合住宅の防災に係る実態把握と課題に関する検討）

第二次審査（プレゼンテーション審査）

日 時：平成 26 年 11 月 17 日（月）午後 2 時から

会 場：市役所書庫棟 1 階会議室

委 員：6 名出席

事業名：①社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者のための支援事業

③『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する基礎

的調査・研究事業（市内の中高層集合住宅の防災に係る実態把握と課題に関する検討）

2. 審査経過

1. 第一審査（書類審査）

3事業の提案があり、2事業を合格とした。

①審査結果一覧

事業名称	提案団体	担当課	提案予算額	得点	合否
① 社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者のための支援事業	雪どけ	子育て相談室	963,529 円	171 点	合
② 言語リハビリ事業	国分寺難病の会	障害者相談室	944,300 円	139 点	否
③ 『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する基礎的調査・研究事業（市内の中高層集合住宅の防災に係る実態把握と課題に関する検討）	NOP 法人 くらしの安全安心サポーター	防災安全課	561,587 円	171 点	合

■不採択の理由

②言語リハビリ事業

難病患者の現状及びニーズは提案書類および別添資料等から一定の理解はできる。しかしながら、本事業提案はすでに当該団体が補助事業として実施しており、提案型協働事業として実施する上でこれまでの事業との相違点や必要性、または成果等が明確とは言い難い。既存の難病患者へのサービスが不十分であるという現場認識に基づいた提案であれば、リハビリ事業の対象者を増やすだけでなく、人材育成の視点やさらなる事業展望、団体と行政との役割などの提案があることが望ましい。

②審査方法と審査基準

審査会が提出書類（別添「提案書類」を参照）について下記7項目を1点～6点で評価し、168点（※1）以上獲得した提案を合格とした。

<審査項目>

1	事業の目的	市民や地域のニーズ，社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また，市が関わる必要性が認められるか。
2	独創性・先駆性	提案は独創的かつ先駆性があり，今後の協働事業のモデルとなり得るか。
3	実現可能性	実施体制，実施方法やスケジュールが具体的かつ合理的で，実現可能性は高いか。
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
5	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき，また，相乗効果・波及効果が期待できるか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。
7	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり，また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか。

<判断基準>

- 6点：評価できる
- 5点：やや評価できる
- 4点：どちらかといえば評価できる
- 3点：どちらかといえば評価できない
- 2点：あまり評価できない
- 1点：評価できない

（※1）第一次審査合格点について

$$\begin{aligned}
 (\text{合格点}) &= (\text{出席委員人数}) \times (7 \text{項目}) \times (4 \text{点}) \\
 168 &= 6 \text{人} \times 7 \text{項目} \times 4 \text{点}
 \end{aligned}$$

2. 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査で合格した2事業の選考を行い、1事業の採択とした。

①審査結果一覧

	事業名称	提案団体	担当課	提案予算額	得点	合否
①	社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者のための支援事業	雪どけ	子育て相談室	963,529円	112点	否
③	『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する基礎的調査・研究事業（市内の中高層集合住宅の防災に係る実態把握と課題に関する検討）	NOP法人 くらしの 安全安心 サポータ ー	防災安全課	561,587円	128点	合

■不採択の理由

①社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者のための支援事業

提案書類およびプレゼンテーションの内容からは、団体の意欲や熱意は伝わりました。しかしながら、団体の実績から考えますと、提案内容や事業計画が広範囲にわたり、実現可能性に不安が残りました。また、就労支援や地域参加に対する事業プログラムにおいて、自主事業で培ったノウハウが活かされていないという点で、採択には至りませんでした。

今後は、講演会や相談業務などの自主事業のさらなる充実を図り、まずは、子どもたちを地域に引き出すための地域連携や関係づくり等の取り組みに尽力されることを期待します。

■採択提案に対する付帯意見

③「『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する基礎的調査・研究事業（市内の中高層集合住宅の防災に係る実態把握と課題に関する検討）」

本事業は、防災対策だけでなく高齢者への対策に寄与でき得る重要なものであると言えます。実施内容がより効果的なものになるよう調査内容や先進自治体の再検討を行ってください。また、先進自治体での調査が国分寺市での調査項目に活かされるよう、A事業とB事業の順番の

入れ替えをご検討願います。

以上のことを踏まえ、事業内容の見直しを行ったうえで事業を実施されることを期待します。

②審査方法と審査基準

担当課同席のもと、審査会において提案団体によるプレゼンテーション（10分以内）を行った後、質疑（10分以内）を行い第一次審査と同一の審査項目について1点～4点で評価し、126点（※2）以上を獲得した提案を合格とした。

<判断基準>

4点：評価できる

3点：どちらかといえば評価できる

2点：どちらかといえば評価できない

1点：あまり評価できない

（※2）第二次審査合格点について

（合格点） \geq （出席委員人数） \times （7項目） \times （3点）

126 \geq 6人 \times 7項目 \times 3点

3. 審査会委員名簿

■ 第一次審査

委員種別	氏名	職業など
識見を有するもの	服部 篤子	社会企業家研究ネットワーク CAC 代表
同上	塚本 一郎	明治大学経営学部教授
同上	藤枝 香織	一般社団法人ソーシャルコーディネーターかながわ理事
政策部長	内藤 達也	
総務部長	本橋 信行	
市民生活部長	水越 寿男	

(任期) 第5期 H24. 11. 1 ~ H26. 10. 31 (1号委員のみ)

※ 会長 服部 篤子

※ 副会長 内藤 達也

■第二次審査

委員種別	氏名	職業など
識見を有するもの	服部 篤子	社会企業家研究ネットワーク CAC 代表
同上	林 大樹	一橋大学大学院社会学研究所教授
同上	藤枝 香織	一般社団法人ソーシャルコーディネート トかながわ理事
政策部長	内藤 達也	
総務部長	本橋 信行	
市民生活部長	水越 寿男	

(任期) 第6期 H26. 11. 1 ~ H28. 10. 31 (1号委員のみ)

※ 会長 服部 篤子

※ 副会長 内藤 達也

審査資料

(提案書類及び募集要項等)

【平成 26 年度第 2 ・ 3 回国分寺市協働事業審査会】

提案型協働事業審査資料目次

提案書類

- 提案 No. 1 社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者のための支援事業…………… 1
- 提案 No. 2 言語リハビリ事業……………65
- 提案 No. 3 『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する基礎的調査・研究事業（市内の中高層集合住宅の防災に係る実態把握と課題に関する検討）……………97

提案型協働事業募集要項（平成 26 年度集）……………別添

※提案書類として以下のものを添付してあります。

①様式第 1 号（提案書）

②様式第 2 号－1 及び様式第 2 号－2（企画書）

③様式第 3 号（提案事業収入予算書）

④様式第 4 号（団体概要書）

⑤定款・会則・規約

⑥平成 26 年度予算書関係書類及び平成 25 年度決算関係書類

※①～⑥について、補足資料を添付している場合があります。

提案書類



平成26年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成26年8月8日

国分寺市長 井澤 邦夫 様

事務所の所在地 国分寺市泉町1-12-5

団体名 雪どけ

代表者氏名 伊藤 由美子



次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1 提案事業名	社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者のための支援事業
2 提案事業予算	963,529円
3 提案理由	<p>ニート・引きこもりや発達障がい、不登校、いじめ、生活困窮、児童虐待など、子どもや若者を取り巻く課題が多様化・深刻化し、社会問題になっている。そこで、教育・福祉・保健・医療・雇用など、これまで各関係機関等により個別に行われてきた取り組みを地域でネットワーク化することにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者への支援推進を目的として、平成21年「子ども・若者育成支援推進法」が制定された。地方公共団体の責務として、法第4条には「その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められている。また、法第15条には関係機関等による支援として「(前略) 子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するものは、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。二 医療及び療養を受けることを助けること。三 生活環境を改善すること。四 修学または就業を助けること。五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。」と謳われている。しかし、制定以来、約5年が経過するが、国分寺市内では、法が目指している取り組みが全く見えない。</p>

<p>1 事業目的 (①解決する社会問題, ②事業の対象, ③何を実施するか, ④到達点を記入してください)</p>	<p>① 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援することで、引きこもりや不登校の数を減らす。</p> <p>② 発達障がいやいじめ、虐待などを要因として、集団や社会とうまく関われない状態にある子どもや若者 (対象年齢は概ね15歳~34歳)。</p> <p>③ 自宅以外にも安心して寛げる場を提供し、ありのままの本人を受容し、家族以外にも頼れる人がいることを認識してもらうことなどにより、自己肯定感の回復を目指す。さらには、就業に向けたスキルを身につけることにより、社会に参加しようという意欲を引き出していく。</p> <p>④ 引きこもり等、これまで地域に埋もれて顔の見えなかった人たちが、この事業をきっかけに地域とのかかわりを持つこと。また、この活動を通して傷ついた心を癒し、エンパワメント (本来持っている力を引き出していく) され、社会や地域に関わっていこうという意欲を持ってくれること。社会へ出る一歩としての行動を起こしてくれること。</p>
<p>2 事業内容 (当該事業で具体的に何を行うか記入してください。)</p>	<p>1. 相談受付 セミナー・相談会実施 第1部: 基調講演 第2部: 相談会 ※相談会…参加者の悩みや相談できる場を設け、関連する庁内各課 (子育て支援課、健康推進課、生活福祉課) 相談支援や雇用などの関係機関 (障害者就労センター)、地域で活動している団体等が待機して、参加者の悩みやニーズに合った相談 (予約を含む) を受け付ける。また、ご本人の希望もしくはご本人に合った支援へつないだり、他団体 (別紙1) の紹介をしたりする。</p> <p>2. 居場所の提供 毎週土曜日の午後、不登校・引きこもり等の困難をかかえている子ども・若者が強制されず、自由に集まることのできる居場所を提供する。 居場所では以下のことを行う。 (1) 学習支援…現・元教師、大学生らによる学習の支援を行う。 個別相談により、本人がどのような学習や活動をしたいと考えているのかを聞き、希望に応じて行う。例えば、修学を希望する場合は大学進学や高認試験合格の支援、就職を希望する場合は簿記・PCスキル等の指導が可能である。なお、修学や就職以前に毎日通うことを目標にしたいという希望がある場合は、他団体 (別紙1) とつなげるなど、できる限り本人の希望を実現させたい。 (2) 地域の方々による講座…農業体験 (東京都認定援農ボランティアによる畑作業の指導)、俳句、料理、羊毛体験など ※広報…年間を通じて実施。</p>

	<p>①市内公共施設にチラシを配架 ②民生委員定例会でチラシを配布 ③ホームページによる広報</p> <p>3. 就業支援事業</p> <p>(1) ICT 講座「Word・Excel・PowerPoint 週1回2時間3カ月コース」 実施</p> <p>就職に役立つ知識・技術を身に付けるため講座を開催し、受講者のビジネスに必要な操作およびビジネス文書の作成等の技術修得を目標とする。</p> <p>※「Word・Excel・PowerPoint 週1回2時間3カ月コース」</p> <p>講師：NPO法人シニアSOHO普及サロン三鷹 場所：三鷹産業プラザ（〒181-8525 東京都三鷹市下連雀 3-38-4）</p> <p>* 講師による講座の他にフォローアップ講座（無料）を開催し、スタッフが復習をフォローする。</p> <p>* 希望者にはホームページ作成技術一般を、年間を通じて行われる居場所にてスタッフが指導する。</p> <p>* 講師の方が本事業に賛同して下さり、協力関係を築いていること、また、10年以上の実績を持ち、子どもから高齢者まで幅広い年齢層のICT技術獲得に寄与していることから、本NPO法人に講座を依頼している。</p> <p>(2) ビジネスマナー講座実施</p> <p>年間を通じて行われる居場所で希望者を募り、ビジネスの現場で必要なマナーを学ぶ機会を提供し、就労に向けての準備を行う。</p> <p>(3) 本人の状態や希望に応じて他団体（別紙1）の紹介等を行う。</p>
<p>3 事業計画案 （事業の実施スケジュールを記入してください）</p>	<p>相談受付、居場所の提供、就業支援事業の年間を通して行う。 詳細は別紙3参照。</p>

	<p>その原因として、この法で定義されている「若者支援」を所管する担当課がないことや、取り組みのために必須となる行政と地域の関係各機関や事業者、NPOなどとのネットワーク構築が実現に至っていないことが指摘される。</p> <p>これまで地域で活動してきた「雪どけ」は、関係機関や団体・専門的な知識を有した方々との地域ネットワークを培ってきた。地域ネットワークを基盤とした協働は、それぞれの得意分野を活かし、事業の効果を上げていくことが大きなメリットである。そのため、「雪どけ」が構築したネットワーク（別紙1）と行政とが連携・協働することで、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援を進めたい。このような地域ぐるみの支援体制を構築することで、これまで具体的な手立てがなく、孤独に不安と闘っていた当事者が、社会に参加することや、この先この社会で生きていくことに対する希望を持つことができると考えるからである。</p> <p>不登校・ひきこもりの問題においては、その家族も出口のない暗いトンネルに留まっているかのような、希望の持てない精神状態に追い詰められることが多い。さらに、家族のその不安が、家庭の中で当人を追いつめる結果になることが多々ある。本人が希望を持って社会に参加しようという意欲を持てば、家族にも出口が見え希望を取り戻すことができ、家庭の平和にもつながり、本人の家庭における居場所も守られると考える。</p> <p>以上のように、これまで培ってきた地域のネットワークを駆使し、困難をかかえている子ども・若者、またその家族への具体的な支援を行うことができるよう、協働事業への提案をする。</p>
<p>4 事業概要 (400字程度で記入してください)</p>	<p>東京都の「ひきこもり等の若者支援プログラム」(別紙2)に沿って、対象者を概ね15歳から34歳(ただし、対象者の状況や支援の体制等を踏まえ、柔軟に対応する)として以下の事業を行う(なお、詳細は「事業内容」参照)。</p> <p>1. 相談受付</p> <p>都や市でも相談支援の取り組みを始めたことを視野に入れ、団体としては、地域に埋もれた対象者を把握することを目的として、家族支援等のセミナーを実施する。</p> <p>2. 居場所の提供</p> <p>自宅や学校以外の安心できる居場所の提供をし、子ども・若者の自己肯定感を醸成するための活動を実施する。</p> <p>3. 就業支援事業</p> <p>社会参加に向け、能力と自信を向上させるための講座開講、社会体験活動を実施する。また、当人の状態や希望に応じて主に多摩地域で活動している他団体(別紙1)への紹介を行い、本人の社会参加を支援する。</p>

団体名 雪どけ

<p>4 事業の対象 （地域、対象者、対象総人数等を具体的に）</p>	<p>国分寺市内在住の不登校・引きこもりなど、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者。概ね15歳～34歳を対象とする。対象総人数は、50人とする。</p> <p>（内閣府調査によると平成24年時点での若年無業者数の総数は63万人であり、総人口の0.005%が該当する。このデータをもとに、国分寺市人口に置き換えて換算すると、国分寺市内の若年無業者の総数は約600人と推計される。なお、国分寺市内の15～34歳人口は29,667人であるが、そのうちの約何割が無業者であるかは定かではない。）</p>
<p>5 事業の実施場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センター、市内公共施設など ・農地（国分寺市戸倉3-7）
<p>6 役割分担 （具体的に）</p>	<p><提案団体が担う役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居場所事業運営 ・家族支援セミナー等の実施 ・就業支援事業実施 ・チラシ等作成 ・ホームページによる広報 ・事業者等による就業訓練の場・雇用の開拓 <p><市が担う役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所確保 ・市報・市ホームページ等による広報活動 ・チラシ配架 ・障害者就労支援センター等と連携し、市内事業者等による雇用や就業訓練の場の開拓
<p>7 成果指標等 （事業成功のポイントや、目標）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家族支援等セミナーの実施により、地域の方々に広く相談できる窓口があることを知っていただく。目標参加人数は50人としたい。さらに、目標参加人数のうちの90%に対して社会参加のための支援を行うことを目指す。 ・家族支援等セミナーや土曜日の居場所事業等を通じて、アンケート等で相談者から生の声を聞き、理解を深める。また、相談者数やアンケート内容をデータ化することにより、国分寺市内の実態を把握し、今後国分寺市としての事業展開に寄与する。 ・主に多摩地域で活動している他団体とのネットワークを駆使し、当人やそのご家族のためになる情報提供を行い、具体的に他団体（別紙1参照）に紹介することで、当人の社会参加のきっかけを提供する。
<p>8 市と協働する意義及び必要性、協働による相乗効果</p>	<p>発達障がいや引きこもり・不登校など、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者は社会的な課題となっている。市としても「子ども・若者育成支援推進法」に規定された取り組みを含め、若年層への支援が求められているが、なかなか所管課が決まらない状態である。</p> <p>しかしながら、厚生労働省は地域若者ステーションをNPO等に委託し、</p>

	<p>東京都は「若者社会参加応援事業」を行政主導ではなく、NPO法人等を育成・サポートすることにより進めていることから、当事者として共感を持つことができ、スキル（※）もある市民団体を主体とした取り組みに効果が期待されていると考える。</p> <p>これらのことから、本事業を市と協働することにより、単独の事業よりも広報力や信頼度が増し、相談者の増につながるという効果が期待できる。さらに、これまで市としては現状把握やニーズの把握が難しかった困難を有する子ども・若者に対する事業を展開するための土台となるという相乗効果が得られると考えられる。</p> <p>※本事業に必要であると考えられるスキルは以下の通り。</p> <p>①当事者として、本人の苦しさ・生きづらさを理解し共感できること。 また、ひきこもりの原因等、留意点、本人・家族への支援方法などの経験に基づいた知識。</p> <p>②これまで培ってきた他団体（別紙1）とのネットワーク。より専門性が高く、当人のニーズに合った団体を紹介できること。</p> <p>③スタッフは、研修やセミナーへの参加、他団体見学等を行い、ネットワーク構築と知識向上に努めている。</p> <p>これまでに参加した研修・セミナー・団体見学は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都若者社会参加支援事業とことんNPOサポートプロジェクト ・子どもフォーラム講演会（小平市生活者ネット） ・子育て円卓会議（国分寺市） ・羽村ポコ・ア・ポコの親の会 ・東久留米どじょっこの会進路学習会 ・若者就労サポートネット会議（三鷹市） ・東京都若者社会参加応援事業ひきこもり支援セミナー ・NPO法人学びの広場見学（国分寺市） ・NPO法人フリースペースたまりば見学（川崎市） ・NPO法人青少年の居場所 Kiitos 見学（調布市） <p>※なお、スタッフが保有する資格は、保育士資格、小学校教諭一種免許状、中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭）、中学校・高等学校専修免許状（英語）・中学校専修免許状（社会）、アロマセラピスト、簿記2級、英検2級、情報処理技術者試験2種</p>
<p>9 事業実施後の展開（事業終了後どのような展望があるか）</p>	<p>事業自体は単年度であるが、1年間の活動を実施することにより、行政側にも、本団体にも、メリットがあると考えている。</p> <p>行政側としては、第一に、本事業を行うことにより現状では実態把握されていない、困難を有する子ども・若者の具体的な実態やニーズを把握することができる。第二に、本事業を通して得たデータを基に、今後展開が必要とされる事業のための基礎情報とすることができる。</p> <p>本団体としても、第一に市と協働することでこれまで情報を届けることが難しかった、社会参加において困難を有する子ども・若者に対して、相談できたり、情報提供してもらえたりする窓口があることを周知でき、相</p>

談者の増が期待できる。第二に、本事業とのつながりを持った相談者の実態を把握し、データ化することができる。第三に、これまで培ってきた多摩地域で活動する他団体（別紙1）とのネットワーク強化が期待できる。第四に、本団体が市内に広く周知されることで、賛同者を募る機会を得られる。これらに加えて、一年間の本事業を通して一定の成果を出すことにより、今後も協働事業として継続し、さらに、常時開設の本格的な事業として展開していくことを目指す。

提案事業収支予算書

(収入の部)

区分	予算額	摘要
委託金	963,529 円	
合 計	963,529 円	

(支出の部)

区分	予算額	摘要
1. 人件費		
居場所運営・学習支援	558,600 円	@1,000 (保育士免許有資格者) x3.5hx48日 x1人 @1,125 (IT技術者) x3.5hx48日 x1人 @1,200 (教員免許有資格者) x3.5hx48日 x1人
チラシ作成・印刷その他事務	17,800 円	@890 x 20h x1人
2. 報償費		
1) 講演会講師料	19,500 円	@13,000 x 1.5h
2) ICT講座講師料	165,000 円	@11,000 x 15回 メイン講師1人 5,000 サブ講師2人 3,000/1人 x 2 = 6,000
3) ビジネスマナー講座講師料	2,400 円	@1200 x 2h
3. 賃料	65,000 円	パソコンルーム： @4,000 x 15回 農地：5,000/年
4. 消耗品費	19,816 円	苗・肥料他 5,000 A4用紙 1,866 事務用消耗品 5,000 インク 7,950 *インクはHP製品 カラーセット 4,320+BLACK¥1210x3=¥7,950 計 19,816
5. 交通費	11,220 円	(1) ICT講座スタッフ引率費用 国分寺駅三鷹駅間往復

		<p>340 円×15 回=5, 100 円</p> <p>(2) 他団体への紹介等の際の スタッフ交通費</p> <p>9 人を1年間で2回、他団体 への紹介等を行うと仮定。</p> <p>国分寺駅立川駅（もしくは 三鷹駅）間</p> <p>往復 340 円×9 人×2 回 =6, 120 円</p>
6. 教材費	10,000 円	テキスト代等（学習支援用）
7. 保険料	6,600 円	ボランティア保険 @300 x 22 人
直接経費計	875,936 円	
諸経費	87,593 円	
合 計	963,529 円	

雪どけ 会則

(名称)

第1条 この会は、「雪どけ」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、国分寺市泉町1丁目12番5号に置く。

(目的)

第3条 この会は、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の自立ならびに社会参加を支援する活動を行う。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために非営利活動を行い、次の事業を実施する。

- (1) 居場所事業
- (2) 相談事業
- (3) 職業能力開発事業
- (4) 就業支援事業
- (5) 働く環境をつくる事業
- (6) その他必要な事業

(会員)

第5条 この会の会員は、次の3種類とする。会員はこの会則に従うものとする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。
- (3) 準会員は、当事者またはその保護者としてこの会に参加する者とする。また、この会の目的に賛同し何らかの協力をする者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、役員承認を得るものとする。

(会費)

第7条 正会員と賛助会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 10,000円(年)
- (2) 賛助会員 企業 10,000円 個人 3,000円

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。また、会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 正会員が会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表

(2) 監査役

(3) 理事

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第1項に定める役員は、この会の活動の目的を十分に理解し、同意する者に限る。

第1項に定める役員は、正会員の中から選出し、正会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

(職務)

第10条 代表は、この会を代表し、その活動を統括する。

監査役は、会の活動および財産の状況を監査する。

理事は担当部門の活動を遂行する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(活動報告会)

第12条 この会は会員を招集し、活動報告会を年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

活動報告会は、以下の事項について報告する。

(1) 会則、事業等の変更

(2) 事業計画

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員を選任又は解任

(5) 解散

(6) その他会の運営に関する重要事項

(役員会)

第13条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

(議事録)

第14条 役員会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第15条 代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て活動報告会において報告しなければならない。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成26年6月1日から施行する。

決算報告書

(第 2 期)

自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日

学校へ行かない子どもたちのための会

電話： - - -

貸借対照表

平成26年 3月31日 現在

学校へ行かない子どもたちのための会

(単位： 円)

資産の部			
【流動資産】			
現金 及 び 預 金	3,192		
流 動 資 産 合 計		3,192	
資 産 の 部 合 計		3,192	
負債の部			
負 債 の 部 合 計			0
純資産の部			
【株主資本】			
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	3,192		
そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	3,192		
利 益 剰 余 金 合 計	3,192		
株 主 資 本 合 計		3,192	
純 資 産 の 部 合 計		3,192	
負 債 及 び 純 資 産 合 計		3,192	

損益計算書

自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日

学校へ行かない子どもたちのための会

(単位： 円)

【販売費及び一般管理費】

販売費及び一般管理費合計

70,155

営業損失金額

70,155

【営業外収益】

雑収入

73,359

営業外収益合計

73,359

【営業外費用】

雑損失

1,500

営業外費用合計

1,500

経常利益金額

1,704

税引前当期純利益金額

1,704

当期純利益金額

1,704

販売費及び一般管理費内訳書

自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日

学校へ行かない子どもたちのための会

(単位： 円)

旅 費 交 通 費	7,280
通 信 費	2,280
消 耗 品 費	882
事 務 用 消 耗 品 費	10,881
新 聞 函 書 費	2,958
支 払 報 酬 料 費	35,000
雑 費	10,874

販売費及び一般管理費合計

70,155

雪どけ 平成25年度会計報告

自平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日

(単位:円)

【収入の部】

2012年度繰越金	1,488	現金488、普通預金1,000
社会福祉協議会助成金	20,000	
講演会参加費	28,000	@500x56人
未回収講演会参加費	△ 1,500	講演会終了後に不足していた金額
寄付金	25,359	
	73,347	

【支出の部】

旅費交通費	7,280	
通信費	2,280	
消耗品費	882	
事務用消耗品費	10,881	
新聞図書費	2,958	
支払報酬料	35,000	
雑費	10,874	
次年度繰越金	3,192	現金1,192、普通預金2,000
	73,347	

上記の通り報告いたします

平成26年5月30日 会計 伊藤由美子

上記の通り相違ありません

平成26年6月30日 会計監査

上野紀久子
戸澤由美子

(収入の部)

(単位:円)

区分	予算額	摘要
委託金	963,290	
合計	963,529	

(支出の部)

(単位:円)

区分	予算額	摘要
1.人件費		
居場所運営・学習支援	558,600	@1,000(保育士免許有資格者)x3.5hx48日x1人 @1,125(IT技術者)x3.5hx48日x1人 @1,200(教員免許有資格者)x3.5hx48日x1人
チラシ作成・印刷その他事務	17,800	@890x20hx1人
2.報償費		
(1)講演会講師料	19,500	@13,000x1.5h
(2)ICT講座講師料	165,000	@11,000x15
(3)ビジネスマナー講座講師料	2,400	@1,200x2h
3.賃料	65,000	パソコンルーム: @4,000x15回 農地:5,000/年
4.消耗品費	19,816	苗・肥料他 5,000 A4用紙 1,866 事務用消耗品 5,000 インク 7,950 計 19,816
5.交通費	11,220	(1)ICT講座スタッフ引率費用 国分寺駅三鷹駅間往復 340円×15回=5,100円 (2)他団体への紹介等の際のスタッフ交通費9人を1年間で2回、他団体への紹介等を行うと仮定する。 国分寺駅立川駅(もしくは三鷹駅)間往復340円×9人×2回=6,120円
6.教材費	10,000	テキスト等
7.保険料	6,600	ボランティア保険 @300x22人
直接経費計	875,936	
諸経費	87,593	
合計	963,529	

人件費

内容	備考	時給※ハローワーク 東京都求人一覧を参考にした。							金額
		890	1,000	1,125	1,200	3,000	5,000	13,000	
居場所運営・ 学習支援		東京都最低賃金	保育士免許有資格者	IT技術者	教員免許有資格者				
	3.5hx48日x1人	168							168,000
	3.5hx48日x1人			168					189,000
講演会	3.5hx48日x1人				168				201,600
	講師料 1.5h							1人	19,500
ICT講座(9~11月)	11,000x15回 (メイン講師1人 5,000円 サブ講師2人 3,000円/1人 x2=6,000円) (NPO法人シニアSOHO普 及サロン三鷹・講師に依 頼、於:三鷹産業プラザ)					2人X15回 =90,000		1人X15回 =75,000	165,000
	ビジネススマナー講座						2h		2,400
チラシ作成・ 印刷その他事務	20								17,800
									763,300

その他	112,636
総額	875,936

その他

居場所運営	畑活動 苗・肥料他 畑借用料(※2年間1万円)	単価※1	数(枚・人)	合計数	合計数÷単価	購入数	金額	合計金額
	チラシ A4(年3回)						5,000	
	市役所		60	60			5,000	
	公民館(5)		300	300				
	地域センター(6)		360	360				
	子ども家庭支援センター		60	60				
	教育相談室		60	60				
	民生委員定例会		240	240				
	教材費	306	1,080	1,080	2.16	3	918	
	事務用消耗品費						10,000	
講演会	チラシ A4						5,000	25,918
	市役所		200	200				
	公民館(5)		100	100				
	地域センター(6)		120	120				
	子ども家庭支援センター		100	100				
	教育相談室		100	100				
	民生委員定例会		80	80				
	国分寺市内中学校全校(3学年)		739	739				
ICT講座	チラシ A4	306		1,439	2.88	3	918	918
	賃料 4,000×15回	306	50	50			30	30
消耗器具備品	インク(黒・カラー)※3						60,000	60,000
交通費※2							7,950	7,950
ボランティア保険		300	22				11,220	11,220
							6,600	6,600
							112,636	112,636

※1コピー用紙はアスクルの単価です。

※2交通費明細は以下の通りです。

(1)ICT講座スタッフ引率費用(国分寺駅三鷹駅間往復) 340円×15回=5,100円

(2)他団体への紹介等の際のスタッフ交通費

9人を1年間で2回、他団体への紹介等を行うと仮定する。

国分寺駅立川駅(もしくは三鷹駅)間往復340円×9人×2回=6,120円

※3インクはHP製品 カラー¥4,320+BLACK¥1210×3=¥7,950です。

国分寺市内におけるネットワーク

東京学芸大学教育学部教員	1名	
臨床心理士 国分寺市民生委員・児童委員・児童委員	1名	
国分寺市民生委員・児童委員・児童委員	2名	
NPO法人学びの広場		
さくら草の会		
NPO法人ワーカーズ風ぐるま		

多摩地域におけるネットワーク（他団体）

NPO法人フリースペースたまりば（川崎市）

- ・1986年活動開始
- ・居場所開設
- ・本人・家族等の相談・援助活動
- ・保護者・教育関係者・学生・市民の学習と交流の機会および情報の提供・発信活動

NPO法人文化学習協同ネットワーク（三鷹市）

1974年活動開始

○子ども支援

不登校児のための『フリースペースコスモ』

- ・放課後の勉強会『学習センター』
- ・発達障害の子どもたちの学習支援『コスモアミークス』
- ・家から出られない子どもたちのための『おうちコスモ』
- ・科学好き集まれ『ガリレオ教室』

○若者支援

- ・相談窓口『若者サポートステーション』
- ・ベーカリー・農場での職業研修プログラム
- ・協力企業の職場体験を行う『若者サポート就労ネット』
- ・家族を支える『家族セミナー』

○経済的困窮世帯の子ども・若者支援事業の取り組み進行中

NPO法人育て上げネット（立川市）

- ・2004年活動開始（設立）
- ・ジョブトレ：若者に提供する就労基礎訓練プログラム
- ・母親の会『結』：母親のサポート
- ・教育事業：学校やコミュニティにおうかがいして展開する出張授業「Connectionシリーズ」、経済的に困難を抱える子どもたちへ学習機会の提供

NPO法人シニアSOHO普及サロン三鷹（三鷹市）

- ・三鷹市ヘルプデスク：三鷹市役所や外部施設全体を対象にパソコン関連の運用業務のサポート
- ・ITルームメンテナンス：まちづくり三鷹のITルームのパソコン17第のソフトウェアのメンテナンスを担当
- ・学校CMS：三鷹市内の全小中学校および全^学門のホームページ作成システムの運用支援

業務

- ・ 電脳シニア：退職後のOB同士が退職後の交流や情報交換を図る
- ・ 学校安全推進（スクールエンジェルス）：学童の見守り業務
- ・ いきいきプラス：三鷹市高齢者社会活動マッチング推進事業

NPO法人 青少年自立援助センター（福生市）

- ・ 1977年活動開始
- ・ 自立のための生活：自立へ向けた一人ひとりにあった寮生活
- ・ 保護者相談：年間約200件の実績
- ・ 家庭訪問：引きこもっている方との信頼関係を築き、外へ出るための手助けをする
- ・ 就労支援事業：一人ひとりにあった就労を見いだす

ボランティア

塾講師、家庭教師	1名	東京大学卒
高校教員（現職）	1名	東京学芸大学院卒
学生	4名	東京学芸大学 法政大学
元高校教員	3名	
元中学校教員	3名	
東京都都認定援農ボランティア	1名	
教員（現職）	1名	
高校教員（現職）	1名	

スタッフ（役員）

伊藤由美子	当事者、元SE、プログラミング知識、WEBデザイン技術、簿記知識
伊藤利奈	当事者
本間裕子	当事者・中高一貫校教員（現職）、 中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭）
上江福子	当事者・保育士資格、アロマセラピスト
田嶋多嘉子	当事者・元小学校教員、中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭）
田中友子	当事者・国分寺市民生委員
首藤順一	当事者・画家
上野紀久子	元教員（小・中・高校）
戸澤由美子	元教員（小・中・高校）

ひきこもり等の若者支援プログラム



はじめに

さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われた状態、いわゆる「ひきこもり」等の状態にある若者に対する支援においては、様々な規模や活動内容を有する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」といいます。)が大きな役割を果たしてきたといわれています。

このような状況を受けて、東京都は、平成19年度に「若年者自立支援団体実態調査」を実施し、ひきこもり等の状態にある若者への支援を含め、広く若者の自立支援に関する活動を行っている都内のNPO法人を対象に、その活動状況と具体的な支援内容を把握しました。そして、都内のNPO法人に限らず、広く全国の先進的な取組事例も踏まえ、ひきこもり等の状態にある若者やそのご家族に対する効果的な支援策の検討を行いました。

こうした調査・検討の結果から、支援の現状と課題、解決の方向性について次のとおり整理しました。

1 「訪問相談」・「家族支援」の有効性

ひきこもり等の状態にある若者の中には、自宅から外へ出て行くことに抵抗を感じる人が多いことから、施設において相談や支援を行うだけでは、支援に結びつけることは困難であると考えられます。

したがって、相談員が自宅等を訪問し、相談に応じながら信頼関係を構築して支援機関の紹介や外出の促し、さらに若者本人が外出する意欲を持った際の付き添いなどを行う「訪問相談」や、若者本人と直接接点を持つことが困難な場合に、家族を対象としたセミナーや交流会などを行い、家族を通じて本人への支援を行う「家族支援」は、効果が期待される支援形態であるといえます。

2 必ずしも「就労・就学」を前提としない支援の必要性

ひきこもり等の状態にある若者には、数年にわたり家族以外との対人関係を失っている場合や生活リズムを崩している場合、あるいはいじめなどが要因で自己肯定感や生きていくこと自体の意欲を極度に喪失している場合や、社会に参加することへの自信を失っている場合が多く見られます。

このような場合には、必ずしも目的を「就労・就学」に限らず、ボランティアや共同作業を通じて社会に参加する自信と能力を醸成することや、自宅以外の居場所や役割を提供して安心感を与え、自己の存在や生きていくこと自体への肯定感を醸成することを目的とした多様な取組を広げていく必要があります。

3 公的相談機関や自治体との連携

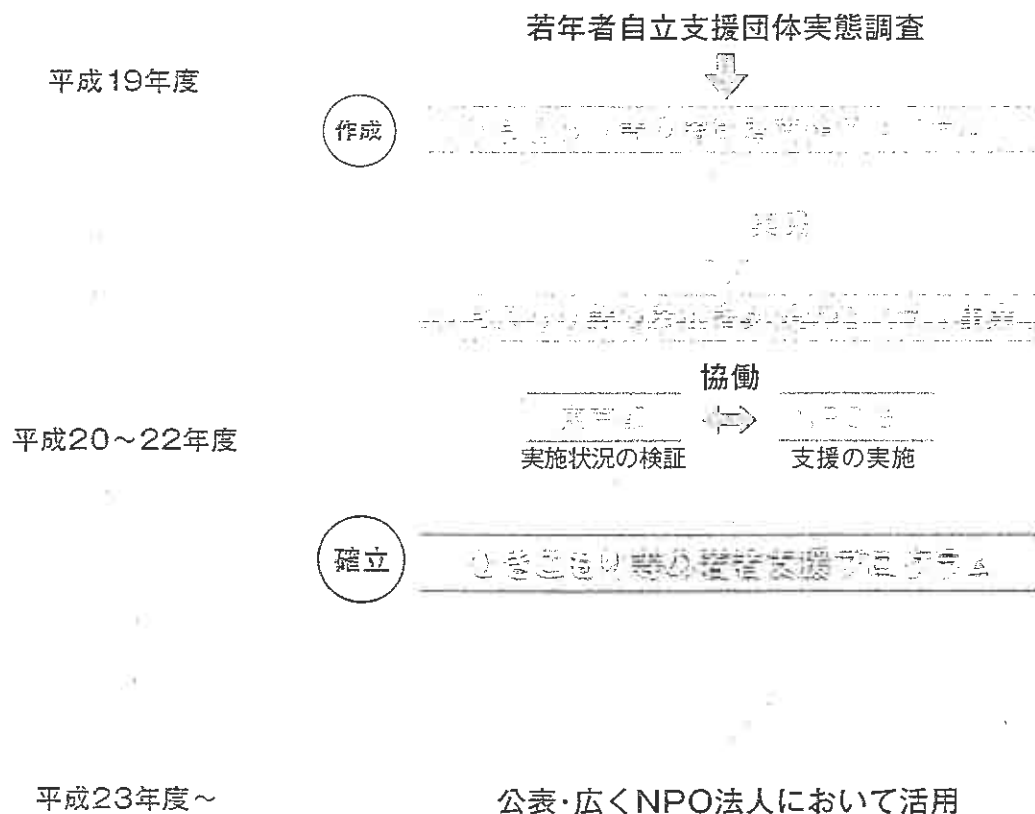
ひきこもり等の状態にある若者への支援に当たっては、国、東京都及び区市町村で様々な相談支援を行っている、福祉・精神保健・教育・労働分野等の各公的相談機関とNPO法人との連携を密にし、ひきこもり等の状態にある若者の状況に応じて、互いに適切な支援先を紹介し合えるようなネットワークを構築することが必要です。

以上のような課題の整理等を踏まえ、効果的な支援策として作成したものが、「ひきこもり等の若年者支援プログラム」です。

東京都は、平成20年度からNPO法人との協働により、「ひきこもり等の若年者支援プログラム」による支援事業を開始しました。これは、ひきこもり等の状態にある若者の自立支援を図るとともに、NPO法人による実施状況を検証することにより、「ひきこもり等の若年者支援プログラム」を効果的なものとして確立することを目的とした事業です。

平成22年度までの約3年間にわたる事業の実施を通じ、様々な課題への対応策や支援プログラムのあり方について専門家を含めた検討会において検討を重ね、多様なNPO法人が実施可能な「ひきこもり等の若年者支援プログラム」(以下「本支援プログラム」と言います。)を確立しました。

「ひきこもり等の若年者支援プログラム」確立までの経緯



本支援プログラムの位置付け

- ① NPO法人は、それぞれの手法に基づき様々な支援の取組を行っているため、各NPO法人の自主性や創意工夫を尊重することで、より高い効果が期待できます。したがって、本支援プログラムでは、NPO法人の取組内容を詳細に定めるのではなく、NPO法人が実施する取組に関する「枠組み」として、目指すべき方向性や概括的な手段・方法等を提示する内容になっています。
- ② 本支援プログラムは、**No.1** 訪問相談・支援 **No.2** 自宅以外の居場所の提供 **No.3** 社会参加への準備支援 の3種類のプログラムで構成されています。NPO法人が本支援プログラムを実施する場合には、規模に応じて、また特性を活かして、複数の種類のプログラムを組み合わせることも可能です。
- ③ 本支援プログラムは、国や地方公共団体、民間団体等が実施している、既存の他の若者自立支援の枠組（相談機関、就労・就学支援機関等）と連携することを前提に活用することを想定しています。

本支援プログラム活用における留意事項

本支援プログラムの確立に至るまでの検討内容を踏まえ、本支援プログラムを活用する場合の留意点を以下のとおり示します。

- ① **本支援プログラムの活用者（実施主体）**
本支援プログラムの活用者（実施主体）は、主としてNPO法人とします。
- ② **本支援プログラムの対象者**
本支援プログラムの対象者（ひきこもり等の状態にある若者）は、15歳（義務教育終了後）から概ね34歳までを想定しています。ただし、対象者の状況や支援の体制等を踏まえ、柔軟に対応することを妨げるものではありません。
- ③ **専門職の関与**
ひきこもり等の状態にある若者への支援に当たっては、支援が困難なケースの検討や、見立て、支援計画の作成、検証・見直し等の場面において、医師や臨床心理士等の専門職による関与が必要となる可能性があることから、次のとおり整理しました。

支援が困難なケースの検討については、複数の支援員等で実施すること、可能であれば臨床心理士等の専門職を含めて実施することが望ましいこと。

見立てや支援計画の作成、検証・見直しに当たっては、疾病や障害の有無を中心に、必要に応じて医師等の専門職から意見を聴取すること。

ひきこもり等の状態にある若者への支援

ひきこもり等の状態にある若者への支援においては、現にひきこもり等の状態にある若者やひきこもり等の経験を有する者、あるいはその家族等、当事者性の高い者が支援に携わる可能性があることから、次のとおり整理しました。

- 支援プログラム No.1 訪問相談・支援 の支援員には、本支援プログラム No.1 から No.3 までの支援の対象となるひきこもり等の状態にある若者を含めないこと。
- 当事者性の高い者が支援員となる場合には、当事者性に捉われない適切な支援を行えるよう、能力向上及びケアを実施すること。

ひきこもり等に対する支援

ひきこもり等の状態にある若者への支援につなげるとともに、家族の心理的負担を軽減し、社会的に孤立することを防ぐため、個別面接や学習会、親同士の交流会を開催するなど、家族に対する支援についても充実を図る内容となっています。

終わりに

東京都では、ひきこもり等の状態にある若者やそのご家族を対象として、「ひきこもり等の若年者支援プログラム」による支援事業を実施した際、併せて、ひきこもり等の状態にある若者やご家族を支援するNPO法人の組織体力の維持・向上を図るため、支援員や代表者といった方々を対象に、セミナーや研修会、情報交換会等を実施しました。NPO法人においては、このような機会を活かし、常に支援の技術や団体運営スキルの向上、ノウハウの共有や人材育成に努めることが大切です。

東京都における検証の結果、確立したこの「ひきこもり等の若者支援プログラム」を、広くひきこもり等の若者やそのご家族を支援しているNPO法人の皆様に活用していただければ幸いです。

ひきこもり等の若者支援プログラム

CONTENTS

第1 目的

第2 支援プログラムの概要

No.1	訪問相談・支援	8
No.2	自宅以外の居場所の提供	8
No.3	社会参加への準備支援	8

第3 各支援プログラムの内容

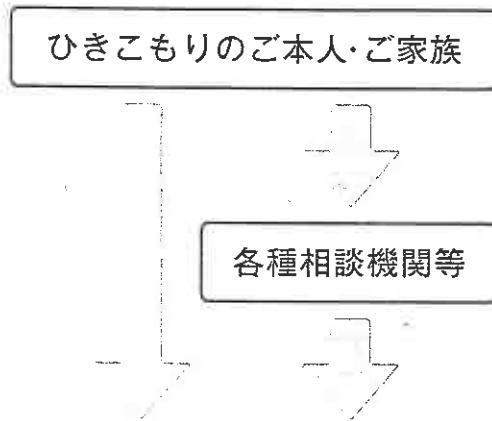
No.1	訪問相談・支援	9
No.2	自宅以外の居場所の提供	12
No.3	社会参加への準備支援	15

第4 支援プログラムの実施に当たっての共通留意事項

①	個人情報の管理	18
②	支援内容・経過記録の作成・管理	18
③	対象者・支援員双方の安全確保	18
④	関係相談機関等と連携した支援体制の構築	19

目的

ひきこもり等の若者支援プログラム(以下「支援プログラム」という。)は、ひきこもり等の状態にある若者及びその家族を対象に、適切かつ効果的な支援を実施することにより、ひきこもり等の若者の自立支援を図ることを目的とする。



ひきこもり等の若者支援プログラム

No.1
訪問相談・支援

No.2
自宅以外の居場所の提供

No.3
社会参加への準備支援

就労支援機関 就学支援機関 など

支援プログラムの概要

ひきこもり等の状態にある若者及びその家族を対象として体系的・連続的な支援を行うためのプログラム

No.1 訪問相談・支援

○自宅等を訪問しての外出に向けた働きかけの実施

自宅等を訪問して相談やカウンセリング、情報提供等の働きかけを行うとともに、必要に応じて外出への付き添いを行い、自宅から外へ出ることへの支援を行う。あわせて家族を対象とした個別面接や親同士の交流会等を行い、家族を通じた本人への働きかけ(間接的支援)を行う。

No.2 自宅以外の居場所の提供

○自宅以外の安心できる居場所の提供、自己肯定感を醸成するための活動の実施

自宅以外に安心できる居場所(フリースペース)を提供するとともに、各種活動を行い、自己の存在や生きていくこと自体への肯定感を醸成する。通所型支援を中心とする。

No.3 社会参加への準備支援

○社会参加に向け、能力と自信を向上させるための社会体験活動の実施

ボランティアなどの社会体験活動を通じて、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上を図り、自分が社会において役立つ存在であるという自信を向上させる。通所型支援を中心とする。

各支援プログラムの内容

支援プログラムNo.1～No.3は、必ずしも対象者がこの順番で段階的に進むべきことを表すものではない。対象者の状況、希望等にあわせ、どの支援プログラムから、またどのような順番で利用することも可能である。

No.1 訪問相談・支援

0 自宅等を訪問しての外出に向けた働きかけの実施

① 主な対象

ひきこもり等の状態にある若者で、まれに近所に買い物に行く程度の外出を除き、自宅から外に出ることが困難な者及びその家族

② 支援の目標

本人が自宅から外出できるようになる。

また、本人が適切な支援機関での支援を受けられるようになる。

家族が本人の状況に応じた適切な対応を理解し、実践できるようになる。

③ 支援内容

支援内容は、原則として次のとおりとする。

① 相談窓口の開設

本人や家族が電話や来所により相談し、

訪問相談・支援についての情報提供等を受けるための相談窓口を開設する。

② 対象者の把握

ホームページやチラシ等での広報により、訪問相談・支援についての周知を図り、

本人や家族からの申込みや問い合わせを通じて、対象者を把握する。

なお、本人自らが直接支援を求めることは難しいため、あわせて次のような取組を行う。

(ア) 家族向けのセミナーや説明会の開催

参加した家族からの相談を通じて、対象者(本人)を把握する。

(イ) 他の支援機関等からの紹介

他の支援機関等からの紹介を受け、対象者を把握する。

また、把握した対象者が支援を受けられるよう、必要な働きかけ等を行う。

㊦ 事前面接（いわゆる「見立て」の実施、支援計画書・同意書の作成）

電話等による問い合わせを受けた後に、本人や家族との事前面接を行い、生活状況等を確認した上で、対象者の状況に応じた支援の目標・期間・内容等を記載した「支援計画書」を作成する。

また、支援を開始する前に、事業の趣旨や目標、支援の概要や有効性、費用負担、

対象者や支援員に事故があった場合の対処方法、支援中止の条件、

個人情報の取扱方法等を説明し、「同意書」の提出により承諾を得る。

なお、事前面接の結果、障害や疾患の程度により当該団体では支援が困難と判断された場合は、適切な他の支援機関等を紹介するなど、必要な協力を行う。

㊧ 訪問相談・カウンセリング・情報提供等の実施

「支援計画書」に基づき、対象者の自宅等を訪問し、相談に応じるとともに、

必要に応じてカウンセリングや情報提供等を行う。

また、訪問に限らず、手紙、電話、メールなどの手段も活用して対象者からの相談に応じる。

相談やカウンセリング等を通じて、対象者との信頼関係を構築した上で、外出に向けた働きかけを行う。

なお、相談やカウンセリング等の際には、対象者の生活状況等を継続的に把握する。

㊨ 外出への付き添い支援の実施

対象者との信頼関係を構築した上で、本人に外出への意欲が見られるときは、

本人の意思を尊重しつつ、必要に応じて外出への付き添いを行う。

㊩ 適切な他の支援機関等の紹介・誘導

自宅から外に出ることができるようになった本人に対して、

本人の状況や希望に応じて適切な他の支援機関等の紹介・誘導を行う。

また、他の支援機関等への誘導後も、必要に応じて支援が円滑に開始されているかどうかを把握し、誘導した支援機関等との調整や、改めて他の支援機関等の紹介を行うなどの支援を行う。

㊪ 複数の支援員等による検討

担当する支援員だけでは支援が困難と考えられる場合には、支援の内容や経過等を踏まえ、

今後の支援継続の適否、支援を継続する場合の支援方針や支援方法、

適切な他の支援機関等との連携の必要性及びその方法などについて、複数の支援員等により検討を行う。

検討に当たっては、可能な限り臨床心理士などの専門職を含めることが望ましい。

㊫ 定期的な「支援計画書」の検証と見直し

一定期間ごとに複数の支援員等で「支援計画書」の目標・期間・内容等を検証し、必要に応じて見直しを行う。

㊬ 家族との信頼関係の構築

支援開始後、できるだけ早い段階において、

（可能であれば本人を含めて）家族と支援員とが落ち着いて話し合う機会を確保し、

「支援計画書」に記載した支援の目標・期間・内容等について丁寧に説明を行い、

その後の円滑な支援の実施に向けて、家族との信頼関係を構築する。

支援を行っている間は、家族に対して随時状況を報告するとともに、

家族の協力を得て、本人への間接的支援を行えるような関係を維持する。

④ 家族を対象とした支援

家族が本人の状況を正しく理解するとともに、本人への望ましい接し方を習得できるようにするため、家族を対象とした個別面接や学習会等を定期的に開催し、必要な情報提供を行う。

また、家族の心理的な負担を軽減し、社会的な孤立を防止するため、

親同士で互いに情報を交換しつつ想いを共有する交流会等を定期的に開催し、必要な支援を行う。

⑤ 必要な施設・人員等

本支援プログラムの実施に当たって、必要な施設・人員等は次のとおりとする。

① 相談窓口の確保

対象者や他の支援機関等との連絡を常時行うことを可能とするため、

電話及び来所による相談窓口を確保し運営する。

② 適切な支援員の確保

支援は、ひきこもり等の状態にある若者に対する訪問相談・支援の経験を有する者や

臨床心理士などの専門知識を有する者、あるいはこれらの者から

適切な研修指導を受けた者(支援プログラムNo.1からNo.3までの対象となる者(本人)を除く。)が行う。

特に、事前面接の際には、対象者の状況を確認し、支援の適否の判断を行う必要があることから、

そのような判断能力を有した支援員を確保する。

また、自宅等を訪問して行う相談やカウンセリング、情報提供等及び外出への付き添い支援は、

原則として2名以上の支援員で行う。

⑥ 専門職からの意見聴取

見立てや「支援計画書」の作成並びに検証及び見直し等を行うに当たり、

必要に応じて医師などの専門職から障害や疾病の程度及び支援方法等についての専門的な意見を聴取する。

その結果、当該団体では支援が困難と判断された場合は、

他の適切な支援機関を紹介するなど、必要な協力を行う。

また、本人に主治医がいる場合は、支援プログラムによる支援を受けることの適否について、

本人や家族を通じて若しくは本人又は家族の了解を得て主治医の意見を聞く。

⑦ 効果検証

家族向けセミナー・説明会等の参加者数、訪問した対象者数及び

支援計画書に記載した支援の目標に対する達成状況等を踏まえ、効果検証を行い、必要に応じて改善する。

No.2 自宅以外の居場所の提供

①自宅以外の安心できる居場所の提供、自己肯定感を醸成するための活動の実施

1 主な対象

ひきこもり等の状態にある若者で、自宅以外に居場所がなく、
自己の存在や生きていくこと自体に自信を失っている者及びその家族

2 支援の目標

本人が、自分のペースで、自宅以外の安心できる居場所に通えるようになるとともに、
居場所での各種活動を通じて、自己の存在や生きていくこと自体への肯定感が醸成される。
家族が本人の状況に応じた適切な対応を理解し、実践できるようになる。

3 支援内容

支援内容は、原則として次のとおりとする。

①居場所の開設

随時来所可能な居場所となる施設(フリースペース)を開設する。

②対象者の把握

ホームページやチラシ等での広報により、居場所や活動内容についての周知を図り、
本人や家族からの申込みや問い合わせを通じて、対象者を把握する。
なお、本人自らが直接支援を求めることは難しい場合があるため、あわせて次のような取組を行う。

(ア)家族向けのセミナーや説明会の開催

参加した家族からの相談を通じて、対象者(本人)を把握する。

(イ)他の支援機関等からの紹介

他の支援機関等からの紹介を受け、対象者を把握する。

また、把握した対象者が支援を受けられるよう、必要な働きかけ等を行う。

③事前面接(いわゆる「見立て」の実施、支援計画書・同意書の作成)

電話等による問い合わせを受けた後に、本人や家族との事前面接を行い、生活状況等を確認した上で、
対象者の状況に応じた支援の目標・期間・内容等を記載した「支援計画書」を作成する。

また、支援を開始する前に、事業の趣旨や目標、支援の概要や有効性、費用負担、
対象者や支援員に事故があった場合の対処方法、支援中止の条件、
個人情報の取扱方法等を説明し、「同意書」の提出により承諾を得る。

なお、事前面接の結果、障害や疾患の程度により当該団体では支援が困難と判断された場合は、
適切な他の支援機関等を紹介するなど、必要な協力を行う。

④ 居場所での各種活動の実施

「支援計画書」に基づき、居場所への来所を促すとともに、随時実施する各種活動への参加や、イベント等の企画及び実施を働きかける。活動内容は、支援プログラムの趣旨に沿って、自己の存在や生きていくこと自体への肯定感の醸成が期待されるものとする。また、基本的に活動は居場所において行うこととするが、参加している対象者(本人)の状況に応じて、短期間の宿泊や他の支援団体の活動への体験参加など、居場所以外での活動を行うことも可能とする。

活動例

- 居場所の来所者同士での自由な会話
- グループでの作業(食事、レクリエーション、スポーツ等)
- 短期間の自然キャンプ

⑤ 適切な他の支援機関等の紹介・誘導

支援を通じて、自己の存在や生きていくこと自体への肯定感を醸成できた本人に対して、本人の状況や希望に応じて適切な他の支援機関等の紹介・誘導を行う。また、他の支援機関等への誘導後も、必要に応じて支援が円滑に開始されているかどうかを把握し、誘導した支援機関等との調整や、改めて他の支援機関等の紹介を行うなどの必要な支援を行う。

⑥ 複数の支援員等による検討

担当する支援員だけでは支援が困難と考えられる場合には、支援の内容や経過等を踏まえ、今後の支援継続の適否、支援を継続する場合の支援方針や支援方法、適切な他の支援機関等との連携の必要性及びその方法などについて、複数の支援員等により検討を行う。検討に当たっては、可能な限り臨床心理士などの専門職を含めることが望ましい。

⑦ 定期的な「支援計画書」の検証と見直し

一定期間ごとに複数の支援員等で「支援計画書」の目標・期間・内容等を検証し、必要に応じて見直しを行う。

⑧ 家族との信頼関係の構築

支援開始後、できるだけ早い段階において、本人及び家族と支援員とが落ち着いて話し合う機会を確保し、「支援計画書」に記載した支援の目標・期間・内容等について丁寧に説明を行い、その後の円滑な支援の実施に向けて、家族との信頼関係を構築する。支援を行っている間は、家族に対して随時状況を報告するとともに、家族の協力を得て、本人への間接的支援を行えるような関係を維持する。

⑨ 家族を対象とした支援

家族が本人の状況を正しく理解するとともに、本人への望ましい接し方を習得できるようにするため、家族を対象とした個別面接や学習会等を定期的に開催し、必要な情報提供を行う。また、家族の心理的な負担を軽減し、社会的な孤立を防止するため、親同士で互いに情報を交換しつつ想いを共有する交流会等を定期的に開催し、必要な支援を行うよう努める。

4 必要な施設・人員等

本支援プログラムの実施に当たって、必要な施設・人員等は次のとおりとする。

① 居場所の確保

随時通うことのできる居場所となる施設(フリースペース)を確保する。

② 相談窓口の確保

対象者や他の支援機関等との連絡を常時行うことを可能とするため、電話及び来所による相談窓口を、確保し運営する。

③ 適切な支援員の確保

支援は、ひきこもり等の状態にある若者に対する支援の経験を有する者や臨床心理士などの専門知識を有する者、あるいはこれらの者から適切な研修指導を受けた者が行う。特に、事前面接の際には、対象者の状況を確認し、支援の適否の判断を行う必要があることから、そのような判断能力を有した支援員を確保する。

5 専門職からの意見聴取

見立てや「支援計画書」の作成並びに検証及び見直し等を行うに当たり、必要に応じて医師などの専門職から障害や疾病の程度及び支援方法等についての専門的な意見を聴取する。

その結果、当該団体では支援が困難と判断された場合は、他の適切な支援機関を紹介するなど、必要な協力を行う。

また、本人に主治医がいる場合は、支援プログラムによる支援を受けることの適否について、本人や家族を通じて若しくは本人又は家族の了解を得て主治医の意見を聞く。

6 効果検証

家族向けセミナー・説明会等の参加者数、居場所への来所者数、各種活動に参加した人数及び支援計画書に記載した支援の目標に対する達成状況等を踏まえ、効果検証を行い、必要に応じて改善する。

No.3 社会参加への準備支援

① 社会参加に向け、能力と自信を向上させるための社会体験活動の実施

1 主な対象

ひきこもり等の状態にある若者で、生活習慣が確立できていない者や
コミュニケーション能力が不足している者、社会の中で自分の役割を見出せない者など、
社会に参加するためのきっかけや自信を失っている者及びその家族

2 支援の目標

本人が、定期的に自宅以外の活動拠点に通えるようになるとともに、
ボランティアなどの社会体験活動等を通じて、社会に参加するための能力と自信が向上する。
必ずしも就労・就学を前提とするものではない。
家族が本人の状況に応じた適切な対応を理解し、実践できるようになる。

3 支援内容

支援内容は、原則として次のとおりとする。

① 活動拠点の開設

定期的に来所し、各種社会体験活動に参加するための情報提供や研修等を受けることが可能な
活動拠点となる施設を開設する。

② 対象者の把握

ホームページやチラシ等での広報により、活動拠点や活動内容についての周知を図り、
本人や家族からの申込みや問い合わせを通じて、対象者を把握する。
なお、本人自らが直接支援を求めることは難しい場合があるため、あわせて次のような取組を行う。

(ア) 家族向けのセミナーや説明会の開催

参加した家族からの相談を通じて、対象者(本人)を把握する。

(イ) 他の支援機関等からの紹介

他の支援機関等からの紹介を受け、対象者を把握する。

また、把握した対象者が支援を受けられるよう、必要な働きかけ等を行う。

③ 事前面接(いわゆる「見立て」)の実施、支援計画書・同意書の作成

電話等による問い合わせを受けた後に、本人や家族との事前面接を行い、生活状況等を確認した上で、
対象者の状況に応じた支援の目標・期間・内容等を記載した「支援計画書」を作成する。

また、支援を開始する前に、事業の趣旨や目標、支援の概要や有効性、費用負担、

対象者や支援員に事故があった場合の対処方法、支援中止の条件、

個人情報の取扱方法等を説明し、「同意書」の提出により承諾を得る。

なお、事前面接の結果、障害や疾患の程度により当該団体では支援が困難と判断された場合は、
適切な他の支援機関等を紹介するなど、必要な協力を行う。

㊦ 社会体験活動の実施

「支援計画書」に基づき、活動拠点への来所を促すとともに、随時実施する社会体験活動への参加を働きかける。活動内容は、支援プログラムの趣旨に沿って、周囲から感謝される経験を積むことができ、共同作業を通じて、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上が期待されるものとする。

また、当該支援団体が単独で行う活動だけでなく、可能な限り他の支援団体や、商店街・自治会などの地域社会と連携して社会体験活動を実施する。

なお、基本的に活動は通所により行うものとするが、参加している対象者(本人)の状況に応じて、短期間の宿泊などを行うことも可能とする。

活動例

- ボランティア活動
(地域清掃、公園等における花壇・植物の手入れ、高齢者・障害者・子供等の支援事業への参加、商店街・自治会のイベントへの協力等)
- 短期間の合宿(宿泊を伴うボランティア活動等)

㊧ 適切な他の支援機関等の紹介・誘導

支援を通じて、社会に参加するための能力と自信を向上させることができた本人に対して、本人の状況や希望に応じて適切な他の支援機関等の紹介・誘導を行う。

また、他の支援機関等への誘導後も、必要に応じて支援が円滑に開始されているかどうかを把握し、誘導した支援機関等との調整や、改めて他の支援機関等の紹介を行うなどの必要な支援を行う。

㊨ 複数の支援員等による検討

担当する支援員だけでは支援が困難と考えられる場合には、支援の内容や経過等を踏まえ、今後の支援継続の適否、支援を継続する場合の支援方針や支援方法、適切な他の支援機関等との連携の必要性及びその方法などについて、複数の支援員等により検討を行う。検討に当たっては、可能な限り臨床心理士などの専門職を含めることが望ましい。

㊩ 定期的な「支援計画書」の検証と見直し

一定期間ごとに複数の支援員等で「支援計画書」の目標・期間・内容等を検証し、必要に応じて見直しを行う。

㊪ 家族との信頼関係の構築

支援開始後、できるだけ早い段階において、本人及び家族と支援員とが落ち着いて話し合う機会を確保し、「支援計画書」に記載した支援の目標・期間・内容等について丁寧に説明を行い、その後の円滑な支援の実施に向けて、家族との信頼関係を構築する。支援を行っている間は、家族に対して随時状況を報告するとともに、家族の協力を得て、本人への間接的支援を行えるような関係を維持する。

㊫ 家族を対象とした支援

家族が本人の状況を正しく理解するとともに、本人への望ましい接し方を習得できるようにするため、家族を対象とした個別面接や学習会等を定期的に行い、必要な情報提供を行う。また、家族の心理的な負担を軽減し、社会的な孤立を防止するため、親同士で互いに情報を交換しつつ想いを共有する交流会等を定期的に行い、必要な支援を行うよう努める。

4 必要な施設・人員等

本支援プログラムの実施に当たって、必要な施設・人員等は次のとおりとする。

㉑ 活動拠点の確保

定期的に集合し、情報提供や研修等を受けられる活動拠点となる施設を確保する。

㉒ 相談窓口の確保

対象者や他の支援機関等との連絡を常時行うことを可能とするため、電話及び来所による相談窓口を確保し運営する。

㉓ 適切な支援員の確保

支援は、ひきこもり等の状態にある若者に対する支援の経験を有する者や臨床心理士などの専門知識を有する者、あるいはこれらの者から適切な研修指導を受けた者が行う。特に、事前面接の際には、対象者の状況を確認し、支援の適否の判断を行う必要があることから、そのような判断能力を有した支援員を確保する。

5 専門職からの意見聴取

見立てや「支援計画書」の作成並びに検証及び見直し等を行うに当たり、必要に応じて医師などの専門職から障害や疾病の程度及び支援方法等についての専門的な意見を聴取する。

その結果、当該団体では支援が困難と判断された場合は、他の適切な支援機関を紹介するなど、必要な協力を行う。

また、本人に主治医がいる場合は、支援プログラムによる支援を受けることの適否について、本人や家族を通じて若しくは本人又は家族の了解を得て主治医の意見を聞く。

6 効果検証

家族向けセミナー・説明会等の参加者数、活動拠点への来所者数、社会体験活動に参加した人数、支援計画書に記載した支援の目標に対する達成状況等を踏まえ、効果検証を行い、必要に応じて改善する。

支援プログラムの実施に当たっての共通留意

各支援プログラムの実施に当たっては、以下の事項に留意する。

① 個人情報の管理

(1) 個人情報の取扱い等を記載した書面の作成

支援の申し込みを受ける際には、

必要とする個人情報の範囲や取扱方法を記載した書面により内容の説明と確認を行う。

(2) 個人情報の適切な管理

個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

また、支援員等に対して個人情報の適切な取扱いに関する研修等を実施するとともに、個人情報の安全管理を図るための監督を行う。

(3) 個人情報の守秘義務・目的外利用の禁止

個人情報等の守秘義務として、支援プログラムの実施を通じて知り得た個人情報等について、他者への漏えいや目的外の利用を禁止する。支援プログラムの実施終了後も同様とする。

(4) 他の支援機関等に紹介する際の個人情報の適切な取扱い

他の支援機関等に対象者を紹介する際には、

対象者から情報を提供することについての同意を得るなど、個人情報を適切に取り扱う。

特に、「支援記録票」の内容を提供する際には、その取扱いに十分注意する。

(5) 他の支援機関等から情報提供を受ける際の個人情報保護法令の遵守

他の支援機関等を通じて対象者の紹介を受ける際は、

それぞれの機関が、対象者から情報を提供することについての承諾を得ているかの確認を行う。

② 支援内容・経過記録の作成・管理

対象者の状況や対応の経過等について記録するための「支援記録票」を作成し、

個々の対象者ごとに実施した支援内容や経過等を記録する。

「支援記録票」は適切に保管し、円滑に支援を行うために支援団体において活用する。

③ 対象者・支援員双方の安全確保

支援プログラムの実施に当たっては、支援を受ける対象者及び

支援を行う支援員の安全を確保するための具体的な安全対策を講じる。

また、対象者及び支援員が損害を受けた場合又は対象者及び支援員が物的・人的な損害を与えた場合にも適切に対応できるよう保険等に加入するとともに、緊急時の連絡対応体制を整備する。

事項

① 関係相談機関等と連携した支援体制の構築

支援を開始するに当たり対象者の状況を把握する、いわゆる「見立て」の際又は支援の過程において、対象者が他の支援機関等（各公的相談機関、地域における医療機関、支援団体など）の利用が適切であると判断された場合は、支援プログラムの実施と並行して、又はより適切なサービスを受けられるよう、他の支援機関等との協力体制を構築する。

	相談受付	居場所の提供 ※毎週土曜日	就業支援事業
4月	◇家族支援等のセミナー実施 ◇相談受付 ※居場所にて受け付ける	①農園体験、学習支援 ②農園体験、学習支援、羊毛体験 ③農園体験、学習支援 ④農園体験、学習支援、俳句教室	
5月		①農園体験、学習支援 ②農園体験、学習支援 ③農園体験、学習支援 ④農園体験、学習支援 ⑤農園体験、学習支援	
6月		①農園体験、学習支援 ②農園体験、学習支援 ③農園体験、学習支援、俳句教室 ④農園体験、学習支援	◇ICT講座募集開始
7月		①農園体験（ジャガイモ収穫）、 料理教室、学習支援 ②農園体験、学習支援 ③農園体験、学習支援 ④農園体験、学習支援	
8月		①農園体験、学習支援、羊毛体験 ②農園体験、学習支援 ③農園体験、学習支援、俳句体験 ④農園体験、学習支援 ⑤農園体験、学習支援 ◇必要に応じてスタッフによる パソコン操作の指導開始	
9月		①農園体験、学習支援 ②農園体験、学習支援 ③農園体験、学習支援 ④農園体験、学習支援	◇ICT講座実施 ①Wordの基礎知識 ②文字の入力 ③文章の作成（1） ④文章の作成（2）
10月		①農園体験、学習支援 ②農園体験、学習支援 ③農園体験、学習支援、俳句教室 ④農園体験、学習支援	⑤文章の編集 ⑥便利な機能、表現力アップ ⑦ビジネス文書の基礎知識 ⑧Excelの基礎知識、データの入力 ⑨表の作成
11月		①農園体験、学習支援 ②農園体験、学習支援 ③農園体験、学習支援	⑩数式の入力 ⑪グラフの作成、複数シートの操作 ⑫パワーポイントの基礎知識

		④農園体験、学習支援 ⑤農園体験、学習支援	⑬プレゼンテーションの作成
12月		①農園体験、学習支援、俳句教室 ②農園体験、学習支援 ③農園体験、学習支援、料理教室 ④農園体験、学習支援	⑭総合復習 ⑮総合復習 ◇ビジネスマナー講座希望者募集開始
1月		①農園体験、学習支援 ②農園体験、学習支援 ③農園体験、学習支援 ④農園体験、学習支援	↓
2月		①農園体験、学習支援、羊毛体験 ②農園体験、学習支援 ③農園体験、学習支援、俳句教室 ④農園体験、学習支援	◇ビジネスマナー講座実施
3月		①農園体験、学習支援 ②農園体験、学習支援 ③農園体験、学習支援 ④農園体験(種まき)、学習支援	

※居場所の提供については、農園体験は農地で、その他は公共施設で行われる。

※居場所で行われる学習支援は個別相談により、本人の希望に応じて行う。

※なお、居場所で行われる活動は提供されるが、強制されるものではない。

体調不良等で活動に参加できない場合は、個別の学習の支援を行ったり、話し相手になったりして、本人の様子を見守る。



不登校のお話 ～何が大切か～

＜この活動を始めるきっかけになったお話＞

☆小学校1年生の男の子との出会い。彼は目にいっぱい涙を溜めて訴えました。「ぼく、もうおとなになれない。」この切ない絶望感、『周りのみんなは2年生、3年生へと進級していく、ずっと階段をのぼっていく、でも僕は一段目の階段を踏み外しちゃった』そう思ってしまった6歳の子には、その先に道が見えなかったのです。不登校の問題は、今この学校に行けなくても、この先に進路が、育つ道・学ぶ道・生きて行く道がはっきりと見えていればこんなに苦しめないのに多くの場合、「学校に行かなくなったら大変だよ」というメッセージだけが、本人や親御さんの元に届けられることにあります。本人や親御さんは真っ暗な中に落とし込められたような気持ちになってしまうのです。これが、不登校の難しさです。彼もランドセルを買ってもらって、学校へ行くのを本当に楽しみにしていたのですが、やっと学校が始まったゴールデンウィーク明けに、入学から僅か一ヶ月ちょっとで行けなくなりました。行こうと思うのに、行かなきゃと思うのに、どうしても体が動かず、玄関を出ようとして体が動かなくなりました。・・・不登校の入り口で、頭と体、どっちをとりますか・・・

まず、不登校の入り口にいるご家庭のお母さんお父さん、頭と体どっちをとるかという、判断材料・目安を手に入れてください。脳は、どうにかすればごまかせるかもしれません。行かなきゃね、行くべきだよね、そう思うことはできます。しかし、家の玄関を出ようとして体が動かない、足が動かない、腹痛・頭痛が止まない、こうなったらもうこれは体がSOSを上げている、限界に来ているということです。その時は休むしかありません。体がSOSをあげたと判断したときは、まず休ませるとするのが最初の目安です。

☆もう一件は、しんどい事件です。中学校2年生の女の子が、お母さんの無理心中に巻き込まれました。彼女は夜になると、元気になるはず。夜は誰にでも平等だからです。学校に行かなくても良い時間、テレビを見ていても、アニメを見ていても漫画を読んでいても、パソコンをやっている誰も文句を言わない時間、だから夜は元気です。その時、お母さんは娘に約束をさせます。「明日は行くわよね。すいぶん休んでいるのだから、学校へ行くのよ」。彼女は「明日は学校に行く」と言ってしまう。だけど朝になると起きられない、それを繰り返します。お母さんは、とうとう頭にきて「冗談じゃない、あなたは、どれだけ約束を破ったら気が済むの？いい加減にしろ。昨日の夜約束したばかりなのに、また嘘をつくわけ？ズルだね、ズル休み」と言って娘をなじります。娘は泣いて、どうしても布団から出てくることができません。

・・・昼夜逆転にも意味がある・・・

ここもまた一つ、手に入れてほしい親御さんへのメッセージとして朝起きられない“昼夜逆転”を、頑なに“問題だ”として、「生活リズムを立てなおしなさい」と言わないことです。ついこの間も文科省の発表で、「生活リズムの乱れが不登校の原因の2番目だ」という発表がありました。そうすると朝起きられない子は「まずそこを改善するように」と言われるでしょう。でも、起きられないことにも意味があるということをご存知ですか。まじめな子ほど、動けな

くなるかもしれません。朝のテレビ番組から「行ってらっしゃい」という声が聞こえてきます。隣近所からも「行ってきま〜す」と聞こえてきます。まじめな子はその声を聞きながら、“あー、私ってやっぱりダメな子”“俺って、ダメなんだ”“みんなはこうやって朝学校へ行行って、会社へ行行ってそれが人間の当たり前なのに、(自分は)朝起きてるのに、家を出ることすらできない”“怠けなんだよ”“ズルなんだ”“弱いんだよ”“生きている価値なんてないんだよ”そうやって、自分を責めていくんです。そうすると体は“ちょっと待って、これ以上責めたら本当に心が壊れてしまう”と判断して、SOSを出します。つまり、起きられない体を作るんです。昼夜逆転の基本的なメカニズムを私たちは27年間の中で子どもたちから学びました。それは「昼夜逆転が“ヘルプ”だ」ということです。これ以上、自分の心が壊れていくのを防ぐために、朝起きられない体を作っていく、そうすることでそれ以上自分を責めないようにするのです。朝起きてしまったら、まじめな子ほど学校へ行けない自分を責めるからです。起きられない体を作ることで心を守るんです。そのことも、どこか頭の片隅に入れておいてください。生活リズムの改善と称して、ただ朝起こしさえすればいいのか、朝起きた後、何をするのか、どういう道がみえているというのか。ただ、「起きなさい」と言われる、それだけで苦しんでいく子どもたちがいます。もしかしたら、“今は起きられない体なんだよな”ということを受け入れていくことが、本当はお父さんお母さんが考えている(望んでいる、社会復帰への)早道なのかもしれないのですが、最初の頃、お父さんお母さんはそのことになかなか気が付かないのです。そんないきさつで、彼女は朝起きられなくなりました。お母さんはとうとう夫に救いを求めて、「もう何週間も学校に行っていないのだから、お父さんから話してくださいよ」と言いました。すると夫の矛先が妻に向かいました。「いい加減にしろ、こんな学校へも行けない子どもに育てて。お前が甘やかすからだ。全部お前のせいだ」と妻をなじりました。妻は夫から責められただけではなかったのです。二十数年前の日本の状況です。「うちの孫が学校へ行けないなんて。嫁の血が悪いんだ。我が家の血が汚れた」ひどい言葉、耳を疑う様な言葉が、舅・お姑さんからこのお嫁さんに浴びせられました。とうとうお母さんは緊張の糸がプツンと切れ、「そこまで言うんですか。娘が学校へ行けないのは全部私のせいですか。もういいですよ。わかりましたよ」そして娘には、「あんたもつらいけど、お母さんももうここまで言われたら生きていたくない。一緒に死んじゃおう」というメッセージを出してしまいました。一方娘は、お母さんが布団を引きはがして何とか学校へ行かせようとしていた時とうとうたまりかねて「あ〜あ、私どこで子育て失敗しちゃったのかしら」とつぶやいたその言葉を聞き漏らしていませんでした。「えっ。お母さん、今何て言ったの？どこで失敗しちゃったのかしら」ということは、私って、失敗作なの？お母さんを困らせているダメな子？私なんか生まれてこないほうがよかったのね」というところにスイッチが入ってしまいました。そして無理心中をはかりました。幸いなことにこの母娘、命はとりとめました。数年前に私は彼女に会うことができました。彼女はその後、東京の某私立大学の大学院を卒業して、法律の専門家になっていました。「あの時、死ななくて良かったね」と

不登校ってなに>

そもそも不登校って、学校の自分のクラスの中に居場所が見つからなただそれだけの話です。それなのに、よってたかって本人そして親さんが責められます。その結果無理心中のような悲しい事件はわたし司りでこの数年の間にも起きています。誰も私・俺の苦しさをわってくれない辛さに耐えかねて、子どもが壁に穴をあけ、親を殴るといった家庭内暴力で苦しんでいる家庭もあります。不登校の問題は、こま命の問題だということです。たかが学校に行けないだけの話です。がわざわざ自分の子どもを、お腹を痛めて苦しんで、ここまで育ててこどもの命を断とうなんて思うものかと、みなそう思います。冷静考えれば、誰もがそう思うはずのことなのに、その原点がわからなくなってしまうほど追いつめられてしまうことがある。命にかかわる問題かだということをお頭の中にしっかりと入れておいてください。でないたかだか学校に行けないぐらいのことだと、思ってしまいます。今交に行っていない子は、文科省の発表で全国、小中高で17万4千人で、高校中退を入れると22万人を超えています。これだけたくさんの子もたちが、学校に行けないでいます。最新データによると、神奈川県は立の中学生29人に一人が不登校です。川崎市内の中学校だと、多い学で一校に40人くらいいます。それぐらい、不登校の子はいるんです。

・ ・ ・ じゃあ、学校に行ったら安心なの？ ・ ・ ・
ひきこもりのデータは、内閣府の発表で70万人です。DVDのレンタルショップくらい行ける、コンビニくらい行ける、でも基本的に、家族外とコミュニケーションとらない、家から・部屋から出られない、そういった人たちが沢山います。そのひきこもり親和群も入れると、155人と内閣府が発表しています。「不登校の延長でひきこもって、一生こ出られなくなったら・・・」親御さんは不安ばかり持っています。そういうことはほとんどありません。不登校の時期にどういう関わりをしにかかっているのです。不登校って、そのこと自体は決してダメなことじゃない。だけど“ダメ”っていうメッセージばかり浴びせてしまがちです。確かに何割かはいるかもしれませんが。それは大体、親御さこ責め続けられた子たちです。「だらしない」「情けない」「学校もかかないで何やってんだ」・・・それを言われ続けて、自己否定を続けれた時間が長いぶんだけ、ひきこもると思ってください。5年間言い続けていたら、5年間引き込みもる、その後まで長引きます。

・ ・ ・ 不登校で大事なものは不登校の期間中をどう経過するかです。神様がくれたギフトかもしれない。そこまでの転換ができるといいのすが、簡単なことではありませんね。長く相談を受けてきた私の実感しては、学校を休むことすらできないまま、親が望むいい高校に入りい大学に入り、いい会社に入り、それからプツーンと糸が切れた様にけなくなっている人、こちらの相談の方が多いです。子どもが不登校なあって悲劇だと今はお考えかもしれませんが、では何とか学校に戻ら安全か？学校に行き続けてくれたら安心か？そんな話でもありません。きもい・ウザい・消えろ・死ぬと言われ続け、ストレスをためまま自己否定を繰り返す。それでもなんとか親に心配をかけないよう、いい子を演じながら他人が羨やむようないい会社に入って、何かのきっかけで外に出られなくなったり、動けなくなってしまった時が本当つらいです。30代、40代になって家から出られず、壁に穴を開けた、親を殴ったりしなきゃやっつけられない子どもの切なさ。親が70代になった頃に子どもから殴られる、罵声を浴びせられるそのつらさ。そんな親子をどれほど見てきたことか。だからどうか、学校に行くとか行かないとか、そんなことで責めないでください。無理に引きずり出して、いいことはありません。出るタイミングは自分の中で徐々に用意さ

できるかどうかは実は大きなことなのです。子どもたちはいま、さまざまな形で生きづらさを抱えています。文科省が発表している問題行動調査（毎年9月発表）によれば、小学校で起きている暴力行為は過去最多です。対教師暴力は15%くらい、学校の壁に穴開けた、ガラス割ったなどの器物損壊は24%くらい、合わせても4割くらいです。残りの6割は対生徒間暴力です。生徒同士が、体を傷付け、心を傷付け合っている社会なんです。これはとても深刻なデータです。親は学校さえ行ってくれれば安心だと思っている。でも実際には、安心であるはずの学校で、子どもたち同士が体を傷付け心を傷付け合っているのです。これは、いじめに代表されます。

・・・ 大津の事件 ・・・

一昨年、大津でいじめ自死がおこりました。いじめによる自死が昨年大きく報道されて以来、もう一回再調査がありました。文科省は去年の今頃、いじめは減ってきていますと発表していました。年間約7万件くらいですと。ところが大津の事件報道後、去年4月から9月に行った再調査の結果が秋口に出ました。僅か半年間で14万件です。それでも氷山の一角でしょう。今学校で起きているいじめは、半年で14万件。その中で、命にかかわるような重篤ないじめ事件というのが、かなり多く発表されました。そうこうしている間に、つい最近またおきました。この一週間の間に、いじめ自死の報道がありました。神奈川県でも今年4月にも、中学生が自死しています。相変わらず、いじめによって命が絶たれてしまった事件は減らないのです。なのに、学校に行かなくなった、行けなくなったと言って子どもを責めるんです。「それくらい頑張らなかつたら」「学校くらい行けなかつたら」「会社くらい行けなかつたらどうするの」「この先どうなるの」

・・・ 川崎の事件 ・・・

川崎でも悲しい事件が起きました。3年前の6月中学3年生の男子が修学旅行から帰った翌日に、トイレに立てこもって硫化水素を発生させて亡くなりました。彼の遺書は全国に報道されました。『友達のいじめをとめられなかった』と書いてありました。友達のいじめをとめられなかった、彼はこんなこと見逃してちゃいけないと、いじめに立ち向かいました。しかし、その結果、矛先は彼に向かっていきます。トントンと肩をたたかれ振り向きざまに殴られる一人に後ろから羽交い絞めにされ、残りの3人がズボンをおろし、パンツをおろす。思春期の中学生の男子の子が、下半身を曝される屈辱って、ちょっと想像しただけでわかりますよね。女子生徒や男子生徒の前で、自分の一番大事なところを曝される。とうとう力尽きて、彼は死んでもこいつら許さないと4人の名前を遺書に記して命を絶ちました。この少年のお父さんと、先月一緒に対談する機会がありました。息子さんが亡くなられてからたまればの20年記念フェスティバルに、初めて来ていただきました。彼は勇気をもって、NHKにメールを送り、それが先々月くらいにEテレの番組でとり上げられました。『なんでこんなにつらかったのに、父さんに言ってくれなかったの？母さんに言ってくれなかったの？そしてテレビを見ている思春期の皆さん、教えてください、私は息子を亡くしました。この悲しみは耐え難い悲しみ、時間が止まってしまいました。普段から話ができていると思っていたのに、どうして？それを私はずっと考えています』

・・・ 子どもたちは家では何も言わない・・・

その後、いじめに関する対談をしていますが、この番組の反響をみても、わかってきたのは、親に心配をかけられないと思う子どもたちの気持ちです。「助けて、辛いよ、苦しいよ」と言えない子ども

らの姿です。親に心配かけたくないんです。そして、いじめられてい
ことを受け入れたくないプライドもあります「こんないじめじゃね
よ。どうということねえよ」と思ひこもうとして人に言えない。さら
多くの子は「言っても無駄だ」と思っています。「言ったってどうな
わけじゃない」「ヘタに言えばもっとひどいことになる」「親に言っ
先生に伝わって、その挙句、それがみんなの前でいわれてもっとひど
目に合うかもしれない」「お願いだからそっとしておいて」。公開対
で発表された中にも、スクールヒエラルキーやスクールカーストの話
ありました。それは、学校の中のいじめっ子をピラミッドの頂点にた
えたカーストのことです。強い影響力を持つ子どもに対して、先生も
の子どもの影響下に入ってしまうという現象のことです。発達障害な
の背景がある子に対して、理解のない先生が「またおまえ動き回って
魔だな、いい加減にしろ、何回言ったらわかるのか。ほかの子の迷惑
考えなさい」と言ってその子を叱る。「先生を困らせている、情けな
奴。そんな奴は消えてもらっていい」と、その子がいじめの対象にな
ます。ましてそれが教室の中で実権を持った子が頂点となつてのこと
と、先生はその状況の中でその支配下に巻き込まれます。みんなでそ
子をターゲットとするいじめがクラスの中にはびこります。そういう
で命を落とすところまで追い込まれる子どもたちもいるのです。今年
3月、最新の警察庁の発表では去年一年間に亡くなった小中高校生は
36人です。毎日、日本のどこかで1人子どもたちが自ら命を絶ってい
ます。大学生・専修学校生まで入れると971人の命が去年1年間に絶た
れました。毎日2人か3人が日本のどこかで命を絶っています。

・ ・ ・ 学校に行かない理由は説明できない ・ ・ ・ ・ ・
もう一つ、親御さんたちに伝えたいことは、子どもが学校に行かない
理由を説明できると思わないでほしいということです。ここも大きな親
の勘違いです。27年間子どもたちと出会った中で、自分が学校に行けな
い理由を明確に話せるという子はほとんどいませんでした。だいぶ経っ
て、もう彼らが成人してから、かつて不登校をしていた子たちと飲みに行
って話すことがあります。子どもたちはみんな口々に「あんときさー
やんにこういったけどさー、でもあの理由って、別に、あれが学校に
行けなかった理由じゃないんだよなあ」といいます。その時は、僕に
どう言ったら分かってもらえるか、親にどう言ったら分かってもらえる
か、スクールカウンセラーにどう言ったら分かってもらえるか、つまり
目を見て、言葉を選んで、仕方なく言葉を紡いで言っていたのだとい
うことです。これは、親を苦しませない、悲しませない、「あ、そうなり
か」と了解してもらえ理由を探しているだけなのかもしれないので
す。実は本人も分からない。だから、苦しいのです。

● 居場所づくり ●

・ ・ ・ 子どもたちのありのままを認める ・ ・ ・ ・ ・
たまりばを始めるとき、6畳と4畳半のアパートを借りました。その
3畳間にやってきた子どもたちが最初にしたことは、6畳間の押入れを
開けて、天井板を外して始めた天井裏掃除でした。2週間後、子どもた
ちから「いいよ」と言われて中を見ることになりました。その時、ろう
そくの光に照らされて（今考えると梁の上でろうそくを灯していたのだ
から本当は危ないことですが）子どもたちがピースをして「ここが私た
ちの居場所よ」と言ったんです。「えっ。何、ソレ？」キラキラと目
を輝かせている少女たちでした。僕は、それまで、勉強会もやりました、
相談にものりました、アスレチックに行ったり、カラオケに行ったり、
子どもたちというんなことをやりました。そしてついに私は居場所まで
借りてあげたわけです。みんなから感謝の嵐だと思っていました。若
の至りや「ドウよ」とドヤ顔でいたら、子どもたちが天井裏に立てこも

ったのです。彼らのメッセージは私にはこう響きました。「あんたも
父さんや母さん、そして先生たちと一緒に。結局、私のままでいいと思
っていないでしょ？変わるなきゃいけない？」後頭部をハンマーで殴
られたような衝撃が走りました。わかっているようで、何も子どもた
ちの気持ちを受け止めることができていなかった。そこで「何かをし
なきゃいけないとかを決めるのをやめよう」「何もしないことも保障
しよう」というので始まったのが『たまりば』なんです。

・ ・ ・ そして、『子ども夢パーク』へ ・ ・ ・ ・ ・
校長会からも教育委員会からもバッシングの嵐を受けていた私たち
が、90年代後半文科省の調査を受けることになりました。こんな
いい加減なことをやっていて、子どもが学校に戻れるようになるのか、
社会に出られるようになるのか。挑発的な調査の依頼でしたが、迷っ
た挙句、受けてみることにしました。結果は私たちが想像しないもの
でした。最初のアパートで過ごした子どもたちが、7、8年経ってどう
なっていたかという、ほぼ9割がたが高校など学校周辺に進学して
いました。高校に行っている、或いは大検予備校に通っている等だっ
たんです。その時、私たちは愕然として、「なんと生きにくい社会な
んだらう。不登校したあとに、やっぱり高校とかに行かなきゃ生きて
いけないってことなのか？」と、ちょっと暗い気持ちになりかけたん
です。でも、子どもたちは、「アルバイトしようと思っても、高校とか
高卒以上って書いてあるからアルバイトも出来ないし、小学校・中学
校と学校行っていないから、高校で一度学園生活っていうのをやっ
てみたいんだ、ただそれだけさ」というのです。「そうか、何も強制さ
れずに思い切り遊んだ後に、彼らはそういう風に考えるようになるん
だ」ということに気づかされました。そこからです、国も県も市も挙
げて、「居場所に何か鍵がある・・・！」となりました。それまで適
応指導教室を作って、早く学校に戻そうとどれだけやっても、なかな
か教室にすら来てくれないし、元気にもならない。家からも出られな
い。ところが『たまりば』みたいないい加減なことをやっているところ
で、どうして子どもたちが元気になるんだらう。居場所に鍵がある。
そこで施策の方向が大きく変わりました。そして私たちのような取り
組みが評価され始めたんです。私も策定に委員として関わった川崎市
子ども権利条例が2000年12月に議会を通過します。その後すぐに
2001年新春、市長の口から「子ども夢パーク」構想が発表され、夢
パークづくりへと入っていきます。私たちの取り組みは、行政との協
働事業へと形を変えることになりました。

えんってこんなところでは

2001年に川崎市子ども権利条例を施行し、子どもの人間としての
大切な権利を7つに位置づけ、これに基づいて出来たのが『子ども夢
パーク』です。その中に日本で初めての公設民営の『フリースペース
えん』があります。ここでは利用料を取らず、経済の垣根を越えるこ
とを実現しました。生活が困窮している家庭の子どもたちでも安心し
て通って行くことができます。またあらゆる障がいに対して、受け入
れをしています。発達障がいや知的・精神的な障がいをかかえている
人たちも通って来られるように、権利保障の基にできあがった場所
です。非行傾向の子どもや茶髪・金髪のままでも来ることができます。
あらゆる子どもたちに対して、一方的に排除することなく、大人たち
は関わり続けようと、覚悟を決めている場所です。

毎日ごはんを作って食べる
えんの毎日は暮らしの場です。ご飯を作ったり、勉強している子が
いたり、楽器を演奏したり、絵をかいたりモノづくりをしたり、パソ

ンやったり、本を読んだりしています。ゲームも禁止していません。うじてゲームだけでコミュニケーションをとる子たちがいるのです。白いもののであったら、ゲームから離れます。自分は何やっているんろうと責めちゃう時、辛うじてゲームで自分を紛らわせて、ゲームを繋ぐツールになった子は多分膨大な数で存在します。存分にやっただに不思議とゲームだけの生活から抜けるタイミングが来ます。私たち基本理念は、「自己肯定感を育むんだ、生きてるだけで祝福される」です。勉強したいと思った時がその子にとってのスタートの時期なんです。「お前、今勉強やっていなかったら、絶対将来ないから」などと脅をかけてしまうのが一番よくない。子どもは追いつめられて焦るだけです。今更やっても間に合わないという気にされてしまいます。本人欲がでてくるまで待てば、いくらでも間に合いますし、早道です。そをフリースペースで実行していくには、「美味しいね」でつながる毎。10時半に集まってきた人たちが、自分たちでメニュー決めて、買いしに行き、畑で収穫し、自分たちで作った味噌や梅干しをも使って作ります。ご飯作っていると結構発見があるし、子どもたちはホワイトソースやカレーをソースやルーから本格的に作ります。本当に”すげー！”です。ご飯作って食べるって、実は、暮らしを取り戻すというとすごい大事なことです。学校へは行けなくても、暮らしを取り戻すことが大事、下手に勉強させようとして潰さないでください。

巣立っていく子どもたち

燻製作りが得意で“ビーフジャーキーの帝王”と呼ばれた彼は中学から学校へは行かず、燻製作りや楽器の演奏に時間を費やしました。その定時制高校に行き、今年の春に4年制大学を卒業しました。「そんな楽しい事ばかりしていいのよ、みんなが勉強している時に！」と言った声が聞こえてきそうですね。そこが逆なのです。やってみたくらいにことん挑戦する環境というのが大事なんです。また、ある子は仲間「高校に行くときには、「俺、やっぱ行かない」と言って、数年後、高」（高卒程度認定試験）を取りました。いざ受かると不思議なほど「大へ行ってみようかな」と言い出す子が多いものです。それは、やらさいていないからです。高認くらい取りなさいと強制されて受けてもダメかもしれない。今まで私たちが関わった子たちの中で受験を希望した子は結局みんな取れています。けっして成績優秀な子ばかりが集まったわけではありません。取り組み方次第なのです。大学入試もAO入試など、認めなければ道はいろいろあります。今、僕は早稲田大学で授業を持っているのですが、“ポッチ飯”といって、一人でご飯食べていると「あの子もいい、友達いないの？」って思われるのが心配で、大学のトイレにたてこもってご飯を食べているという子たちがいます。食事をすると、一人じゃないんだという実感、それが元気になるポイントのひとつなんです。“ケガと弁当、自分持ち”。夢パークでは、禁止の看板をできるだけ立てずに、やってみたくらいに挑戦できるプレーパークづくりに取り組んでいます。子どもたちが自信を奪われていったのは、やりたくらいに挑戦できる環境を失くしたことが大きい。自分の力の限界ぎりぎりまで挑戦してできたときの達成感を味わえるような遊び環境はありません。また安心して失敗できる環境と言うのも大切です。失敗を越えて行く力を育むと同時に、できないことを受け入れていく力も大事なことです。その点、遊びが持っている力は捨てたものではありません。「みんなが勉強している間に外に出て遊んでいるって、なにごと？」などと言ったりすると、どんどんひきこもりの子をつくることになります。「せつかく時間があるんだから、いろいろ行きたいところへ行っちゃおうよって遊びに行くのはいいことです。そこまでいくと子どもは、“自-48-まだめじゃない。悪い事しているんじゃない”と思えてきます。そうし

たら、元気を回復していくのは早いのです。こうして過ごしているうちに、その子たちがびっくりするほどどんどん巣立って行きます。不登校をしている時間にだって意味がある。それを否定しないでね。♡ひきこもり支援のゴール

神奈川県青少年問題協議会の委員をしていた時、神奈川県知事と一緒にその会議で、ある答申を出しました。ひきこもり支援のゴールは何か？ 最近では“就労に結び付けなきゃ”という圧力が強まりつつありますが、私たちの協議会が当時出した答えは、「ヘルプがだせること」、「助けて」が言えるように育てよう、でした。就労をゴールに据えるとハードルが一気に上がります。そうすると、それができないことで、また子どもを追い詰めることになります。せめて「助けて」が言える子に育てよう、本当に生きるすべが無かったら、生活保護というセーフティネットはあるのですから。

♡『すげー！』に出会う

ひらせんと呼ばれている科学の先生が毎月来て教えてくれます。このひらせんとの出会いがきっかけで、アメリカの国立癌センターの研究員になった子もいます。学びの場は学校だけではありません。毎年開かれる「たまりばフェスティバル」の準備は、企画から進行プログラム・チケット作りの裏方から、脚本・大道具作り、そして本番の歌やダンスや芝居の出演、楽器の演奏など、すべて子どもがやっています。自分たちで作りに出していく体験を通じてびっくりするほど成長していくんです。学校（県教育委員会）からは先生が『えん』へ一年間派遣されてきて研修します。韓国の国技である武術のテコンドーで世界選手権3位の腕前を持つコンちゃんという体育の先生が来て、子どもたちの人気者になりました。「こんな先生がいるんだったら高校に行ってみようかなー」って高校受験する子が増えるようになったんです。その次に来たカンちゃんと呼ばれた英語の先生は、みんなに囲碁の面白さを教えてくれました。それまで毎日のようにゲームをやっていた子どもたちが囲碁に夢中になりました。囲碁6段のプロの方にひとりで3人の子どもを相手に同時に対局していただいたんです。対局後、全部流して最初から碁石を置いていきました。「で、君、この17手目のこの石がね」などと言いながら、3人分全部を再現して見せたのです。子どもたちはあっけにとられて、「すげー！」の連発。世の中、「すげー！」に出会うって大事ですね。子どもたちのワクワク・ドキドキ、好奇心を育む。そのためには『子どものいのちを真ん中』において、おとなが柔軟な考え方を取り入れていくことが求められているのだと思います

これがたまりば・えんの子どもたちの風景です



みんなで描いた壁画



プレーパーク（冒険遊び場）



ひらせん
サイエンスミニシアター



モフランとジャンバ



西崎さんとダンス

雪どけ

雪どけ ~学校へ行かない子どもたちのための会~

代表 伊藤由美子 090-6023-5812

HP <http://neoplasm.co.jp/yukidoke/>

E-mail yukidoke.3218@gmail.com

講演会 報告書

不登校の気持ち

～生きづらさを抱えた子どもたち～

講師 西野博之氏

NPO法人フリースペースたまりば理事長・精神保健福祉士
川崎市子ども夢パーク所長・フリースペースえん代表

♪☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

雪どけ 〒185-0024 国分寺市泉町1-12-5

代表 伊藤由美子

HP: <http://neoplasm.co.jp/yukidoke/>

Tel: 090-6023-5812 042-320-3153

E-mail: yukidoke.3218@gmail.com

♪☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

平成 25 年 7 月 14 日

於：市立いずみホール

講演会

不登校の気持ち ～生きづらさを抱えた子どもたち～

講師：西野博之氏 NPO法人フリースペースたまりば理事長・精神保健福祉士
川崎市子ども夢パーク所長・フリースペースえん代表

不登校のお話 ～何が大切か～

<この活動を始めるとききっかけになったお話>

☆きっかけは小学校 1 年生の男の子との出会いでした。彼は目にいっぱい涙を溜めて訴えました。「ぼく、もうおとなになれない。」この切ない絶望感、『周りのみんなは 2 年生、3 年生へと進級していく、ずっと階段をのぼっていく、でも僕は一段目の階段を踏み外しちゃった』そうってしまった 6 歳の子には、その先に道が見えなかったのです。不登校の問題は、今この学校に行けなくても、この先に進路が、育つ道・学ぶ道・生きて行く道がはっきりと見えていればこんなに苦しまないのに、多くの場合、“学校に行かなくなったら大変だよ” というメッセージだけが、本人や親御さんの元に届けられることにあります。本人や親御さんは真っ暗な中に落とし込まれたような気持ちになってしまうのです。これが、不登校の難しさです。彼もランドセルを買ってもらって、学校へ行くのを本当に楽しみにしていたのですが、やっと学校の始まったゴールデンウィーク明けに、入学から僅か一ヶ月ちょっとで行けなくなりました。行こうと思うのに、行かなきゃと思うのに、どうしても体が動かず、玄関を出ようとして体が動かなくなりました。

・・・不登校の入り口で、頭と体、どっちをとりますか・・・・・・・・・・・・・・・・

まず、不登校の入り口にいるご家庭のお母さんお父さん、頭と体どっちをとるかという、判断材料・目安を手に入れてください。脳は、どうにかすればごまかせるかもしれません。行かなきゃね、行くべきだよね、行こうね、そう思うことはできます。しかし、家の玄関を出ようとして、体が動かない、足が動かない、腹痛・頭痛が止まない、こうなったらもうこれは体が SOS を上げている、限界に来ているということです。その時は休むしかありません。そのことが学校社会の中ではなかなか伝わりにくいのです。頭から来たのか、体から来たのか判断して、体が SOS をあげたと判断したときは、まず休ませるとするのが最初の目安です。

☆もう一件は、しんどい事件です。中学校 2 年生の女の子が、お母さんの無理心中に巻き込まれました。彼女は夜になると、元気になります。夜は誰にでも平等だからです。学校に行かなくても良い時間、テレビを見ていても、アニメを見ていても漫画を読んでいても、パソコンをやっても誰も文句を言わない時間、だから夜は元気です。その時、お母さんは娘に約束をさせます。「明日は行くわよね。ずいぶん休んでいるのだから、学校へ行くのよ」。彼女は「明日は学校に行く。」と言ってしまいます。だけど朝になると起きられない、それを繰り返します。お母さんは、とうとう頭にきて「冗談じゃない、あなたは、どれだけ約束を破ったら気が済むの？いい加減にきなさい。昨日の夜約束したばかりなのに、また嘘をつくわけ？ズルだね、ズル休み。」と言って娘をなじります。娘は泣いて、どうしても布団から出てくる事ができません。

・・・昼夜逆転にも意味がある・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

ここもまた一つ、手に入れてほしい親御さんへのメッセージとして、朝起きられない“昼夜逆転”を、頑なに“問題だ”として、「生活リズムを立てなおしなさい」と言わないことです。ついこの間も文科省の発表で、「生活リズムの乱れが不登校の原因の2番目だ」という発表がありました。そうすると朝起きられない子は「まずそこを改善するように」と言われるでしょう。でも、起きられないことにも意味があるということをご存知ですか。まじめな子ほど、動けなくなるかもしれません。それは何故でしょうか？朝のテレビ番組から「行ってらっしゃい。」という声が聞こえてきます。隣近所からも「行ってきま〜す。」と聞こえてきます。まじめな子はその声を聞きながら、“あー、私ってやっぱりダメな子”“俺って、ダメなんだ”“みんなはこうやって朝学校へ行って、会社へ行ってそれが人間の当たり前なのに、(自分は)朝起きていてのに、家を出ることすらできない”“急げなんだよ”“ズルなんだ”“弱いんだよ”“生きている価値なんてないんだよ”そうやって、自分を責めていくんです。そうすると体は“ちょっと待って、これ以上責めたら本当に心が壊れてしまう”と判断して、SOSを出します。つまり、起きられない体を作るんです。昼夜逆転の基本的なメカニズムを、私たちは27年間の中で子どもたちから学びました。それは「昼夜逆転が“ヘルプ”だ」ということです。これ以上、自分の心が壊れていくのを防ぐために、朝起きられない体を作っていく、そうすることでそれ以上自分を責めないようにするのは、朝起きてしまったら、まじめな子ほど学校へ行けない自分を責めるからです。起きられない体を作ることで心を守るんです。そのことも、どこか頭の片隅に入れておいてください。生活リズムの改善と称して、ただ朝起こしさえすればいいのか、朝起きた後、何をするのか、どういう道がみえているというのか。ただ、「起きなさい。」と言われる、それだけで苦しんでいく子どもたちがいます。もしかしたら、“今は起きられない体なんだよな”ということを受け入れていくことが、本当はお父さんお母さんが考えている(望んでいる)、(社会復帰への)早道なのかもしれないのですが、最初の頃、お父さんお母さんはそのことになかなか気が付かないのです。

そんないきさつで、彼女は朝起きられなくなりました。お母さんは、とうとう、夫に救いを求めて、「あなたも何か言ってちょうだいよ。もう、何週間も学校に行っていないのだから、お父さんから話して下さいよ」と言いました。妻としては夫が話をつけてくれると思っていたのに、夫の矛先は妻に向きました。「いい加減にしろ、バカ野郎。情けないなあ、学校へも行けない子どもに育てて。お前が甘やかすからこんなだらしない子になったんだ。全部お前のせいだ。」と、妻をなじりました。妻が責められたんです。それどころか、妻は夫から責められただけではなかったのです。二十数年前の日本の状況です。お姑さんからお嫁さんへのバッシングが起きました。「孫が学校へ行けない?!冗談じゃない。うちの孫が学校へ行けないなんて。嫁の血が悪いんだ。我が家の血が汚れた。」ひどい言葉ですね。耳を疑う様な言葉を、このおじいちゃんおばあちゃん(舅・お姑さん)からお嫁さん(お母さん)に浴びせられました。とうとうお母さんは緊張の糸がプツンと切れ、「そこまで言うんですか。娘が学校へ行けないのは全部私のせいですか。もういいですよ。わかりましたよ。」そして娘には、「あんたもつらいけど、お母さんももうここまで言われたら生きていたくない。一緒に死んじゃおう。」というメッセージを出してしまいました。一方娘は、お母さんが布団を引きはがして何とか学校へ行かせようとしていた時、とうとうたまりかねて「あ〜あ、私どこで子育て失敗しちゃったのかしら」とつぶやいた、その言葉を聞き漏らしていませんでした。「えっ。お母さん、今何て言ったの?どこで失敗しちゃったのかしら」ということは、私って、失敗作なの? お母さんを困らせているダメな子?私なんか生まれてこないほうがよかつ

たのね。」というところにスイッチが入ってしまいました。彼女は泣き続けるしかない、お母さんはお姑さんから酷いことを言われて生きて行く望みを絶たれ、そして無理心中をはかりました。幸いなことにこの母娘、命はとりとめました。

数年前に私は彼女に会うことができました。彼女はその後、東京の某私立大学の大学院を卒業して、法律の専門家になっていました。「あの時、死なないで良かったね。」と、再会を祝いました。

<不登校ってなに？>

そもそも不登校って、学校の自分のクラスの中に居場所が見つからない、ただそれだけの話です。たったそれだけの話なのに、よってたかって本人、そして親御さんが責められます。その結果無理心中のような悲しい事件は、わたしの周りでこの数年の間にも起きているんです。一方、誰も全く私・俺の苦しさをわかってくれない辛さに耐えかねて、子どもが壁に穴をあけ、親を殴るといった家庭内暴力で苦しんでいる家庭もあります。冒頭でお話しておきたいのは、不登校の問題は、これは命の問題だということです。たかが学校に行けないだけの話です。誰がわざわざ自分の子どもを、お腹を痛めて苦しんで、ここまで育ててきた子どもの命を断とうなんて思うものかと、みなそう思います。冷静に考えれば、誰もがそう思うはずのことなのに、その原点がわからなくなってしまうほど追いつめられてしまうことがある。命にかかわる問題なのだと頭の中にしっかりと入れておいてください。そうでないと、単にたかだか学校に行けないぐらいのことだと、思ってしまいます。今、学校に行っていない子は、文科省の発表で全国、小中高で17万4千人です。高校中退を入れると22万人を超えています。これだけたくさん子どもたちが、学校に行けないでいます。私たちが活動している神奈川県は、最新データによると公立の中学生29人に一人が不登校です。川崎市内の中学校だと、多い学校で一校に40人くらいいます。それぐらい、不登校の子はいるんです。

・・・じゃあ、学校に行ってさえいれば安心なの？というところを考えてみましょう・・・・・・・・

ひきこもりのデータは、内閣府の発表で70万人です。DVDのレンタルショップくらい行ける、コンビニくらい行ける、でも基本的に、家族以外とコミュニケーションとらない、家から出られない、部屋から出られない、そういった人たちが沢山います。そういったひきこもり親和群も入れると、155万人と内閣府が発表しています。「不登校の延長でこのままひきこもって、このまま一生外に出られなくなったら、どうなるんですか。」、親御さんは不安ばかり持っています。不登校のままずっと外に出られなくなるということはほとんどありません。それは不登校の時期にどういう関わりをしたかにかかっているのです。不登校って、そのこと自体は決してダメなことじゃない。だけど“ダメ”っていうメッセージばかり浴びせてしまいがちです。このままずっと外に出られなくなっちゃうんじゃないか、そう不安に思うからです。確かに何割かはいるかもしれませんが。それは大体、親御さんに責め続けられた子たちです。「だらしない。」「情けない。」「学校も行かないで何やってんだ。」「それを言われ続けて、自己否定を続けていた時間が長いぶんだけ、ひきこもると思ってください。5年間言い続けていたら、5年間引き込もる、その後まで長引きます。

・・・不登校で大事なものは、不登校の期間中をどう経過するかということなんです・・・・・・・・

神様がくれたギフトかもしれない。そこまでの転換ができるといいのですが、それは簡単なことではありませんね。本人が一番つらくて、苦しんでいるのです。長く相談を受けてきた私の実感としては、学校を休むことすらできないまま行き続けて、親が望むいい高校に入り、いい大学に入り、いい会社に入り、それからブツーンと糸が切れた様に動けなくなっている人、こちらの相談の方が多いですね。子

どもが学校に行かなくなってしまうと悲劇だと、今は思っているかもしれませんが、では何とか学校に戻ったら安全か？では学校に行き続けていてくれたら安心か？そんな話でもありません。学校に行き続けている間に、「きもい」「ウザい」「消えろ」「死ね」と言われ続け、ストレスをためたま、自己否定を繰り返す。それでもなんとか親に心配をかけないように、いい子を演じながら高校・大学に行き、他人から羨まれるようないい会社に入ってから、何かのきっかけで、外に出られなくなったり、動けなくなってしまうときが本当につらいですね。30代、40代になって家から出られず、壁に穴を開けたり、親を殴ったりしなきゃやってられない子どもの切なさ。親が70代になった頃に子どもから殴られる、罵声を浴びせられるそのつらさ。そんな親子をどれほど見てきたことか。だからどうか、学校に行くとか行かないとか、そんなことで責めないことです。学校復帰をチラつかせて、早く学校へ行ってほしいと迫らないでください。無理に引きずり出してもいいことはありません。出るタイミングは自分の中で徐々に用意されていきます。あとはきっかけだけ。そこら辺の親の焦りをどう取り除けられるかが、実は大きなことなのです。

子どもたちはいま、様々な形で生きづらさを抱えています。文科省が発表している問題行動調査（毎年9月に文科省が発表）によれば、文科省がデータをとり始めて以来、小学校で起きている暴力行為は過去最多です。対教師暴力、これは15%くらい、学校の壁に穴開けた、ガラス割ったなどの器物損壊、これは24%くらい、合わせても4割くらいです。残りの6割は対生徒間暴力です。生徒同士が、体を傷付け、心を傷付け合っている社会なんです。これはとても深刻なデータですね。親は学校さえ行ってくれれば安心だと思っている、でも実際には、安心であるはずの学校で、子どもたち同士が体を傷付け心を傷付け合っているのです。これは、いじめに代表されます。

・・・大津の事件・・・

一昨年、大津でいじめ自死が occurred。いじめによる自死が昨年大きく報道されて以来、もう一回再調査がありました。文科省は去年の今頃、いじめは減ってきていますと発表していました。年間約7万件くらいです。ところが大津の事件報道後、去年4月から9月に行った再調査の結果が秋口に出ました。僅か半年間で14万件です。それでも氷山の一角でしょう。今学校で起きているいじめは、半年で14万件。その中で、命にかかわるような重篤ないじめ事件というのが、かなり多く発表されました。そうこうしている間に、つい最近またおきました。この一週間の間に、いじめ自死の報道がありました。神奈川県でも今年4月にも、中学生が自死しています。相変わらず、いじめによって命が絶たれてしまった事件は減らないのです。なのに、学校に行かなくなった、行けなくなったと言って子どもを責めるんです。「それくらい頑張らなかつたら。」「学校くらい行けなかつたら。」「会社くらい行けなかつたらどうするの。」「この先どうなるの。」

・・・川崎の事件・・・

川崎でも悲しい事件が起きました。3年前の6月、中学3年生の男の子が、修学旅行から帰った翌日に、トイレに立てこもって硫化水素を発生させて亡くなりました。彼の遺書は全国に報道されました。『友達のいじめをとめられなかった。』と書いてありました。友達のいじめをとめられなかった、彼はこんなこと見逃してちゃいけないと、いじめに立ち向かいました。しかし、その結果、矛先は彼に向かっていきます。トントンと肩をたたかれ振り向きざまに殴られる。一人に後ろから羽交い絞めにされ、残りの3人がズボンをおろし、パンツをおろす。思春期の中学生の男の子が、下半身を曝される屈辱って、ちょっと想像しただけでわかりますよね。女子生徒や男子生徒の前で、自分の一番大事なところを曝される。

とうとう力尽きて、彼は死んでもこいつら許さないと4人の名前を遺書に記して命を絶ちました。この少年のお父さんと、先月一緒に対談する機会がありました。息子さんが亡くなられてからたまりばの20年記念フェスティバルに、知人に連れられてはじめて来てくださいました。彼は勇気をもって、NHKにメールを送ったそうです。それが先々月くらいにEテレの番組でとり上げられました。「なんでこんなにつらかったのに、父さんに言うてくれなかったの？母さんに言うてくれなかったの？そしてテレビを見ている思春期の皆さん、教えてください、私は息子を亡くしました。この悲しみは耐え難い悲しみです。時間が止まってしまう。普段から話ができていたのに、どうして父さん母さんに、『こんなに辛い、悲しい、苦しい』と言うてくれなかったのか、それを私はずっと考えています。」

・・・子どもたちは家では何も言わない・・・

その後いじめに関する対談をしていても、この番組の反響をみても、わかってきたのは、親に心配をかけられないと思う子どもたちの気持ちです。「助けて、辛いよ、苦しいよ。」と言えない子どもたちの姿です。親に心配かけたくないんです。そして、いじめられているということ、受け入れたくない、自分のプライドもあります。「冗談じゃない、こんなのいじめじゃねえよ。どうということねえよ。」と思いきもうとして、ひとに言えない。さらに多くの子は、「言うても無駄だ」と思っています。「言うたってどうなるわけじゃない」「ヘタに言えばもっとひどいことになる」「親に言うて先生に伝わって、その拳句、それがみんなの前でいわれてもっとひどい目に合うかもしれない」「お願いだからそっとしておいて」。公開対談で発表された中でも、スクールヒエラルキーやスクールカーストの話がありました。それは、学校の中のいじめっ子をピラミッドの頂点にたとえたカーストのことです。強い影響力を持つ子どもに対して、先生もその子どもの影響下に入ってしまうという現象のことです。発達障害などの背景がある子に対して、理解のない先生が「またおまえ動き回って、邪魔だな、いい加減にしろ、何回言ったらわかるのか。ほかの子の迷惑を考えなさい。」と行ってその子を叱る。そうすると、正しくまじめにいようとと思っている生徒たちが、「先生を困らせている、情けない奴。そんな奴は消えてもらっていい。」と、その子がいじめの対象になります。ましてそれが、教室の中で実権を持った子が「正しい子」のふりをして頂点となつてのことだと、先生はその状況の中でその支配下に巻き込まれます。みんなでその子をターゲットとするいじめがクラスの中にはびこります。そういう中で命を落とすところまで追い込まれる子どもたちもいるのです。

今年の3月、最新の警察庁の発表では、去年一年間に亡くなった小中高校生は336人です。毎日、日本のどこかで1人、子どもたちが自ら命を絶っています。大学生・専修学校生まで入れると、971人の命が去年1年間に絶たれました。毎日2人か3人が、日本のどこかで命を絶っています。

・・・学校に行かない理由は説明できない・・・

もう一つ、親御さんたちに伝えたいことは、子どもが学校に行かない理由を説明できると思わないでほしいということです。ここも大きな親の勘違いです。27年間子どもたちと出会った中で、自分が学校に行けない理由を明確に話せるという子はほとんどいませんでした。だいぶ経って、もう彼らが成人してから、かつて不登校をしていた子たちと飲みに行つて話すことがあります。子どもたちはみんな口々に「あんとときさー、西やんにこういつたけどさー、でもあの理由って、別に、あれが学校に行けなかった理由じゃないんだよなあ。」といひます。その時は、僕にどう言つたら分かってもらえるか、親にどう言つたら分かってもらえるか、スクールカウンセラーにどう言つたら分かってもらえるか、つまり相手を見て、言葉を選んで、仕方なく言葉を紡いで言つていたのだということです。これは、親を苦し

せない、悲しませない、「あ、そうなのか。」と了解してもらえる理由を探しているだけなのかもしれないのです。実は本人も分からない。だから、苦しいのです。

<居場所づくり>

・・・子どもたちのありのままを認める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

たまりばを始めるときに、6畳と4畳半のアパートを借りました。その6畳間にやってきた子どもたちが最初にしたことは、6畳間の押入れを開けて、天井板を外して始めた天井裏掃除でした。2週間後、子どもたちから「いいよ」と言われて中を見ることになりました。その時、ろうそくの光に照らされて（今考えると梁の上でろうそくを灯していたのだから本当は危ないことですが）子どもたちがピースをして「ここが私たちの居場所よ。」と言ったんです。“えっ。何、ソレ？”キラキラと目を輝かせている少女たちでした。

僕は、それまで、たまりばを始める前に、5年くらい色々な形で不登校の子どもと関わっていました。たまりばを始める直前は、移動型で一年間、東京近辺をいろいろまわりながら、公民館借りたり、囲碁道場の一部屋を借りたり、教会の一部屋借りたりと貸してくれるところをまわって、みんなで集まっていました。皆さんの善意に甘えて、毎日、集まれる場所を変えていました。勉強会もやりました、相談にもものりました、体がなまならないようにアスレチックに行ったり、カラオケに行ったり、子どもたちと色々なことをやりました。そしてついに私は居場所まで借りてあげたわけです。みんなから感謝の嵐だと思っていました。若気の至りで、“ドウよ”とドヤ顔でいたら、子どもたちが天井裏に立てこもったのです。彼らのメッセージは、私にはこう響きました。“あんたも、父さんや母さん、そして先生たちと一緒に。結局、私のままでいいと思っていないでしょ？変わんなきゃいけない・・・？”そんな風ががんばって変わらなよってというメッセージばかりが伝わってくるよって。後頭部をハンマーで殴られたような衝撃が走りました。わかっているようで、何も子どもたちの気持ちを受け止めることができていなかった。そこで「じゃープログラムのような、何かをしなきゃいけないとかを決めるのをやめよう。」「何もしないことも保障しよう」というので始まったのが『たまりば』なんです。

・・・そして、『子ども夢パーク』へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

子どもと毎日昼食を作って食べ、多摩川の河原で遊びながら過ごす様子を見聞きして、校長会からも教育委員会からもバッシングの嵐を受けていた私たちが、90年代後半文科省の調査を受けることになりました。こんないい加減なことをやっていると、子どもが学校に戻れるようになるのか、社会に出られるようになるのか。挑発的な調査の依頼でしたが、迷った挙句、受けてみることにしました。結果は私たちが想像しないものでした。最初のアパートで過ごした子どもたちが、7、8年経ってどうなっていたかという、ほぼ9割がたが高校など学校周辺に進学していました。高校に行っている、或いは大検予備校に通っている等だったんです。その時、私たちは愕然として、“なんと生きにくい社会なんだろう。不登校したあとに、やっぱり高校とかに行かなきゃ生きていけないってことなのか？”と、ちょっと暗い気持ちになりかけたんです。でも、子どもたちは、「アルバイトしようと思っても、高校とか高卒以上って書いてあるからアルバイトも出来ないし、小学校・中学校と学校行っていないから、高校で一度学園生活っていうのをやってみたいんだ、ただそれだけさ。」というのです。”そうか、何も強制されずに思い切り遊んだ後に、彼らはそういう風に考えるようになるんだ“ということに気づかされました。そこからです、国も県も市も挙げて、”居場所に何か鍵がある・・・！”となりました。

それまで適応指導教室を作って、早く学校に戻そうとどれだけやっても、なかなか教室にすら来てくれないし、元気にもならない。家からも出られない。ところが『たまりば』みたいないい加減なことをやっているところで、どうして子どもたちが元気になるんだろう。居場所に罅がある。そこで施策の方向が大きく変わりました。そして私たちのような取り組みが評価され始めたんです。私も策定に委員として関わった川崎市子ども権利条例が2000年12月に議会を通過します。その後すぐに2001年新春、市長の口から「子ども夢パーク」構想が発表され、夢パークづくりへと入っていきます。私たちの取り組みは、行政との協働事業へと形を変えることになりました。

♡えんって、こんなところですよ

2001年に川崎市子ども権利条例を施行し、子どもの人間としての大切な権利を7つに位置づけ、これに基づいて出来たのが、『子ども夢パーク』です。その中に日本で初めての公設民営の『フリースペースえん』があります。

ここでは利用料を取らず、経済の垣根を越えることを実現しました。生活が困窮している家庭の子どもたちでも安心して通ってこれることができます。またあらゆる障がいに対して、受け入れをしています。発達障がいや知的・精神的な障がいをかかえている人たちも通って来られるように、権利保障の基にできあがった場所です。非行傾向の子どもや茶髪・金髪のままでも来ることができます。あらゆる子どもたちに対して、一方的に排除することなく、大人たちは関わり続けようと、覚悟を決めている場所です。

♡毎日ごはんを作って食べる

えんは暮らしの場です。ご飯を作ったり、勉強したり、楽器を演奏したり、絵を描いたり、モノづくりをしたり、パソコンやったり、本を読んだりしています。ゲームも禁止していません。なぜなら、ゲームでようやく人とコミュニケーションをとっている子どもたちがいるからです。「学校にも行かず、自分は何をやっているんだろう」と自己否定を重ねているときに、辛うじてゲームで自分を紛らわせて、過剰に自分を責めることから逃れている子どもたちがいます。ゲームが命を繋ぐツールになった子は、実は相当たくさんいるのではないのでしょうか。ゲームを思う存分にやった後に、不思議とゲームだけの生活から抜けるタイミングが来ることがあります。それは、自分の中に欲が出てきた時です。ゲームも面白いけど、“こんなことやってみようかな” “やった方がいいかな” と思うものが見えてきて、この俺でも大丈夫、私でもきつとなんとかかなという感情が広がってきたら、ゲームじゃないものにも手を出すようになるものです。だからずっとゲームづけで一生過ごしてしまうのではないかなどと心配しなくていいのです。

私たちの基本理念は、「自己肯定感を育むこと、生きていだけで祝福される、そんな場の実現」です。「ふつうとか、あたりまえ」といった、世間一般の物差しを持ち込まない。それが持ち込まれると、子どもはどんどん元気を失います。その子が勉強したいと自分で思った時がその子にとっての取り組みの始まりなのです。「いま勉強やっていなかったら、君には将来は無いから。」などと脅しをかけてしまうのが一番よくありません。そのことで子どもは追いつめられて焦るだけです。今さらやっても間に合わないという気持ちにさせられてしまいます。本人に欲がでてくるまで待てば、いくらでも間にあうのです。

フリースペースでは「美味しいね」でみんながつながることを大事にしています。10時半に集まって

きた人たちが、自分たちでメニューを決めて、買い出しに行き、畑で収穫し、自分たちで作った味噌なども使って食事を作ります。子どもたちは、ホワイトソースやカレーも既成のルーなどを使わずに本格的に作ったりもします。「すっげーうまい!」「作ってくれた人ありがとう」と言う声が飛び交います。感謝される体験から、自己肯定感を獲得していきます。そしてみんなとっても元気になっていくのです。ご飯をつくって食べるって、暮らしを取り戻すということなんですね。学校へは行けなくても、暮らしを取り戻すということがとても大事なんだということを知ることができました。下手に勉強の遅れを気にしすぎて、子どもを潰さないでくださいね。

♡ 樂立っていく子どもたち

燻製作りが得意で“ビーフジャーキーの帝王”と呼ばれた男の子がいます。彼は中学から学校へは行かず、燻製作りや楽器の演奏に時間を費やしました。その後定時制高校に行き、今年の春に4年制大学を卒業しました。「そんな楽しい事ばかりしていていいのか、みんなが勉強している時に!」と言う声が聞こえてきそうですね。そこが逆なのです。やってみたいことにとことん挑戦する環境というのが大事なんですね。また、ある子は仲間が高校に行くときには、「俺、やっぱ行かない」と言って、数年後、高認(高卒程度認定試験)を取りました。いざ高認をとると、不思議なほど「大学へ行ってみようかな」と言い出す子が多いものです。それは、やらされていないからです。高認くらい取りなさいとか言われて、強制されて受けてもダメかもしれない。今まで私たちが関わった子たちの中で、受験を希望した子は、結局みんな取れています。けっして成績優秀な子ばかりが集まったわけではありません。取り組み方次第なのです。大学入試もAO入試など、自分の得意なもので勝負するとか、様々な入試の方法があります。自分が気になる新聞記事を30日分くらいだったかな?それをノートに貼って、自分の考えを書いて大学に提出するといった課題をこなして、大学に行った子もいます。諦めなければ道はいろいろあります。

今、僕は早稲田大学で授業を持っているのですが、“ポッチ飯”とって、一人でご飯食べていると、「あの子きもい、友達いないの?」って思われるのが心配で、大学のトイレにたてこもってご飯を食べているという子たちがいます。食べるということにも緊張を伴う時代なんですね。だから私たちは、一緒に作って食べる仲間がいるというのは大事なことだなぁと思っているのです。食事をするとき、一人じゃないんだという実感、それが元気になるポイントのひとつなのです。

“ケガと弁当、自分持ち”。やりたいことに挑戦できる。夢パークでは、禁止の看板をできるだけ立てずに、やってみたいことに挑戦できるプレーパークづくりに取り組んでいます。子どもたちが自信を奪われていったのは、やりたいことに挑戦できる環境を失くしたことが大きいのです。自分の力の限界ぎりぎりまで挑戦してできたときの達成感を味わえるような遊び環境はありません。また安心して失敗できる環境と言うのも大切です。失敗を越えて行く力を育むと同時に、できないことを受け入れていく力も大事なんです。その点、遊びが持っている力は捨てたものではありません。「みんなが勉強している間に外に出て遊んでいるって、なにごと?」などと言ったりすると、どんどんひきこもりの子をつくることになっていきます。「せっかく時間があるんだから、いろいろ行きたいところへ行っちゃおうよ。」って遊びに行くのはいいことです。そこまでいくと子どもは、“自分はだめじゃない。悪い事しているんじゃない”と思えてきます。そうしたら、元気を回復していくのは早いのです。

こうして過ごしているうちに、その子たちがびっくりするほどどんどん巣立って行きます。不登校をしている時間にだって意味がある。その意味ある時間を否定しないでね、と言いたい。

♡ひきこもり支援のゴール

神奈川県青少年問題協議会の委員をしていた時、神奈川県知事と一緒にその会議で、ある答申を出しました。ひきこもり支援のゴールは何か？ 最近では“就労に結び付けなきゃ”という圧力が強まりつつありますが、私たちの協議会が当時出した答えは、「ヘルプがだせること」、「助けて」が言えるように育てよう、でした。就労をゴールに据えるとハードルが一気に上がります。そうすると、それができないことで、また子どもを追い詰めることになります。せめて「助けて」が言える子に育てよう、本当に生きるすべが無かったら、生活保護というセーフティーネットはあるのですから。

♡『すげー！』に出会う

”ひらせん”と呼ばれている科学の先生が毎月『えん』に来て、教えてくれます。このひらせんとの出会いがきっかけで、アメリカの国立の癌センターの研究员になった子もいます。例えば科学って面白い・生物って面白いと、その面白さを伝えてくれる人と出会えたら、その人の先にはいろいろな道が広がります。だから、出会いのチャンスを奪わないでください。学びの場は学校だけではありません。不登校の間を、ダメで暗い時間にしないでください。

毎年開かれる「たまりばフェスティバル」の準備は、企画から進行、プログラム作り、チケット作りの裏方から、脚本・大道具作り、そして本番の歌やダンスや芝居の出演、楽器の演奏など、すべて子どもがやっています。こういう自分たちで作り出していく体験を通じて、子どもがびっくりするほど成長していくんですね。

また、学校（県教育委員会）からは先生が『えん』へ一年間派遣されてきて研修します。ある年は韓国の国技である武術のテコンドーで世界選手権 3 位の腕前を持つコンちゃんという体育の先生が来て、子どもたちの人気者になりました。テコンドーをはじめ、いろんなことをして、思いっきり遊びました。そうしたら「こんな先生がいるんだったら高校に行ってみようかなー」って高校受験する子が増えるようになったんです。その次に来たカンちゃんと呼ばれた英語の先生は、みんなに囲碁の面白さを教えてくれました。すると子どもたちの間で囲碁ブームが巻き起こり、それまでほとんど毎日のようにゲームをやっていた子どもたちが囲碁に夢中になりました。そして囲碁 6 段のプロを連れてきてもらって、ひとりで 3 人の子どもを相手に同時に対局していただいたんです。対局後、全部流して最初から碁石を置いていきました。「で、君、この 17 手目のこの石がね」などと言いながら、3 人分全部を再現して見せたのです。子どもたちはあっけにとられて、「すげー!」の連発。世の中、「すげー」に出会うって大事ですね。子どもたちのワクワク・ドキドキ、好奇心を育む。そのためには『子どものいのちを真ん中』において、おとなが柔軟な考え方を取り入れていくことが求められているのだと思います。



プレーパーク 冒険遊び場

- 子どもたちを変えるのではなく、まず大人たち、親が変わらなければいけないんだなと強く感じました。不条理な社会生活で自分を見つけ出すことができにくい子どもたち、大人が多いことに驚きました。それと同時に自分のやりたいことを見つければ、自然と動き出すんだなと思いました。色々なきっかけの場が西野先生の活動なんだと感動しました。とにかく信じてあげることが一番大事なんだと思いました。自分もそうですが、不登校やひきこもりの子どもたちが大きく羽ばたける場所が国分寺でもできればなと思います。微力ながら協力できることがあれば色々させて頂きたいと思います。本日はありがとうございました。
- 初めは“命”の大切さ、重さを感じるお話から入り、少し胸が熱くなり、苦しい部分がありました。川崎市のフリースペースの、のびのびと好きなことをして過ごす子どもたちの姿を見ると、自分がこれまでしてきた息子への教育や育て方がどこか間違っていたと改めて気づき、もう20歳になってしまいましたが、今後の参考になりました。このような会を開催するには大変なエネルギーを要したと思います。参加できたこと感謝しております。
- 西野先生のお話とても感動しました。『だれもが生きていだけで祝福される』・『子どもの命を真ん中におき、子どもの命の方へ制度やしきみを引き寄せたい』・・・7年前に息子が、そして今年娘が不登校となり、我が子の命に思いを寄せることで、世間一般の価値観をそぎ落としてきました。子どもたちが教えてくれた大切なこと、現実社会の波とのギャップに思い苦しんでいましたが、今日のお話を聞いて、勇気と希望が湧いてきました。不登校の子どもたちからのメッセージは今の生きづらい世の中を変えていく力を持っていますね。国分寺での居場所もそのひとつになると信じています。頑張ってください♡
- とてもとてもステキなお話で幸せな気持ちになりました。長男（21歳）にADHDがあり、10歳の時学校でいじめられ、中3までうまく学校へ通えませんでした。今高1の娘には学習障害がありますが、長男の時のことを踏まえ、勉強が苦手なだけな子として育てたつもりです。途中いじめを受けたこともあるようですが、自己肯定感を失わずにこられたのか、乗り切れたようです。いじめを受けたことで、立場の弱い子への思いやりも持つこともでき、人生の中で無駄なことは何もないんだな?と思いました。そして、ちょっとだけそんな娘に頑張って育てた自分もほめてあげたい・・・と思いました。本当にありがとうございました。
- いのちをもう一度考え直して、子どもたちとの関わりを考え直したいと思いました。西野先生にも体調の悪い中、ありがとうございました。
- 大変勉強になりました。ありがとうございました。ああ親なんか（私のことです）ろくなもんじゃなない!『何もしない』フリースペースというお話でしたが、プログラムがいっぱいでお話を伺ってお腹いっぱいという感じがしました。うちの子は休みつつ学校に通っています。保護者としてのんびりみているつもりでしたが、スキルを身につけるこのようなスペースに行った方がよいのか、私はかえってじゃまかもとか心がゆれました。こういう風にあせる自分に反省しています。人生はゆっくりといっても、やっぱり親はあせります!!大切なのは本人の考えなのにねと思いました。

- 今日は言うところの学級崩壊に陥ったクラスの中で、今日言うところの発達障害の子どもたちが何かとうまくふるまえない、そんな状況の中でクラスの混乱の元凶と親たちから我が子が名指しされたのをきっかけに、担任、校長、教育委員会と交渉を持ち、その結果我が子を小学校に通わせないことが最善と判断して子どもを不登校にさせたのが1996年。以来17年、今日の主催者の方々のお話、西野さんのお話を伺って、世の中変わっていないという思いと、まんざら捨てたものではないという思いと、相反する感想を持ちました。発達障害の診断を受けている息子は今、ある社会福祉法人でアルバイトをしています。『ひらせん』は国分寺でも月1回教室を開いていますよ。有料ですが。我が子が今でも通っています。
- 心に響く言葉、フレーズがたくさんありました。『何もしないを保障する』大切だと感じました。同時に多くの大人にとってはとても難しいことだと思いました。西野さんのような子どもの最善の利益を考えることのできる大人をひとりずつでも増やして社会をかえていくことができるといいなというより、していかないと未来がないかもしれないと思いました。
- 夢パークのようなところがあるのはとてもよいと思う。もっと近くにあればいいのになと思いました。学校に行かせようとするばかりがいいのではないと思いました。
- 西野先生の子どもたちへの想いが伝わり、感激しました。子どもたちを理解したいという強い気持ち、困難が起こっても寄り添って行く、そんな覚悟を感じました。そういう大人と出会えた子どもは幸せだなとか、そうならないといけない、少しずつでも。不登校でなくても、子育てに迷い、不安のある人にとっても、とても響くお話だったと思います。こういう機会を作っていただきありがとうございました。西野先生がお元気で、ご活躍されることを願っております。
- 感銘を受けました。どの人も排除しない、人権を守る、暴力を排除する、あたりに。
- とてもわかりやすく、そうだったのか、このままでいいのかと思え、居場所もあるのかと安心できました。大事な命だということも改めて思いました。
- 学校へ行くより、楽しそうで有意義なスペースでした。不登校でなくても通わせてみたくなるようでした。
- 親として、不登校の子どもを抱えたとき、親としてどう対応していくべきか、親の立場をよく理解できました。今後こうした家庭を抱えた方に接するときの参考になりました。
- 生々しいエピソードが繰り返されると、さすがに頭の中が白々としてくる。しかし、「どうかつぶさないでください」「わかった」「そんな毎日」「あつ、いいよ」に。確かに触発力はある。
- わが子にとってもあっていそうな場所で（私が望んでいるような場所）、すごくいいと思いました。言っただけいけないと思いつつ、独り言のように言っていたこと（まるで恨み言のような・・・）ひどい親と思いつつ、考えが頭から離れない。今日のお話を聞いて少しでも止めていけるようがんばります。
- とても感動しました。
- 遺児（親を亡くした子どもたち）を支える団体で働いています。不登校のお子さんも多く、今回受講してみました。自分の子どもも遺児です。

☆不登校を否定しない☆不登校の理由を話せない→とても勉強になりました。

自分の子育てに関しても「ダメだし」をついついしてしまい、今回改めて反省しました。大人も子どもも居場所づくりの重要性を強く感じました。

○とても子どもたちの気持ちがよくわかりました。

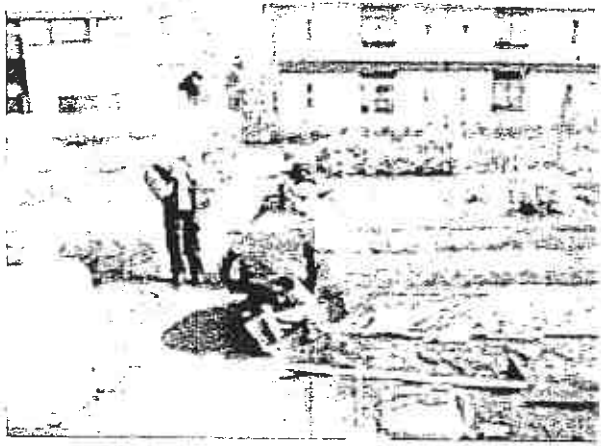
○とてもわかりやすく理解できた。サポーターとして、そのような子どもや大人の人にどんな心がまえで接したらよいのかわかりませんでした。少し理解できたように思います。川崎だけでなく国分寺にも、そして全国にこのような居場所が増えていけばと思います。まずは国分寺にを皆の合言葉にして、協力してできたらなと思います。一人の力では無理なことも皆でなら。

○不登校や引きこもりの方々と長年向き合ってこられた講師のお話は、経験に裏打ちされた説得力のあるもので、また真摯に向き合ってこられたお人柄が伝わり、とても感動しました。何かお困りの方のお手伝いでもしたいと思いますが、本気でどこまで関わられるか自問すると不安も感じます。

○実践を伴ったお話だったので、共感しながら伺いました。人間て複雑なものなのですね。自分を見つめ、目的がつかめたとき、あんなに明るく笑い、素晴らしい力を発揮できるのですね。

※参加者数：56名（主催者側役員を含む）

うち 当事者親	15
当事者親、親の会主催者	3
サポーター	5
当事者親、サポーター	2
議員	4
当事者	5
当事者、ボランティア志望	1
居場所主催者	2
スクールソーシャルワーカー	1
不明	18



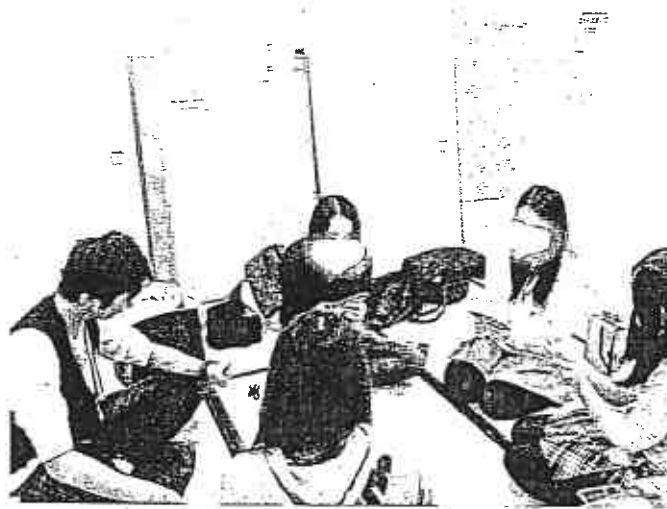
畑作業



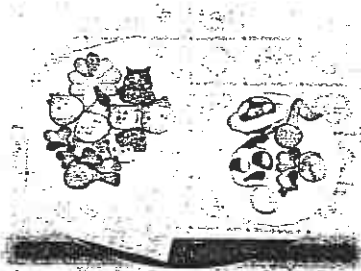
俳句講座

雨の音や花に降りゆく銀の雫
あじさいの生き立つ姿たくましく
走り梅雨ふっくら色づく七変化

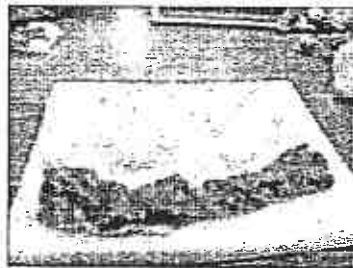
居場所の風景



カードゲーム



クッキー作り



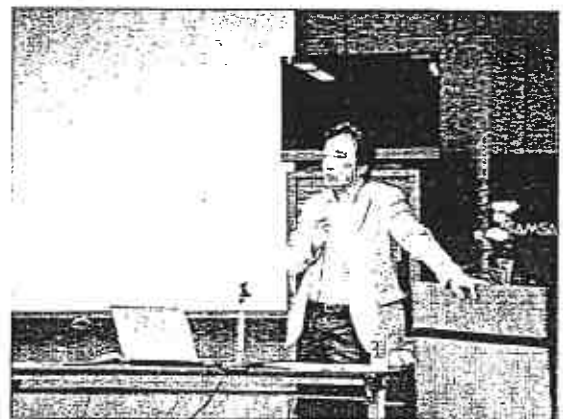
羊毛で作ったフェルト



料理講座



学習支援



平成25年7月 西野博之氏 講演会

雪どけ
中学生のひろば

居場所


色々な事情で学校へ行かれなくなってしまった子どもたち
生きづらさを抱えたあなた
そんなあなたのための会です。

行きたくても学校を見ただけでお腹が痛くなってしまふ。
本当は行かなくちゃと思うのに行けない。だから行かない。
学校へは行っているけれどいつも不安を抱えている。
外へ出ることができず、辛い思いで家にいることが多い。etc…
いろいろな思いをしている人たちと出会える場です。
ぜひ来てみてください。

毎週土曜日 13:30~17:00

場所：福祉センター

参加費： 実費

 こんなことをしています

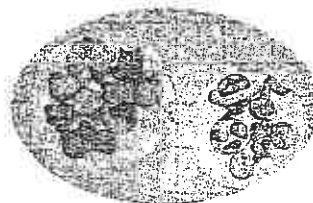
教師による学習支援

フリマ体験

畑体験（無農薬栽培・持ち帰り可）

PC講座（予定）

そのほかみんながやりたいこと



クッキー作り



羊毛でマスコットを
作ろう



保護者の方へ

お子さんがある日突然学校へ行けなくなってしまった・・・

学校へ行かせなくては将来が心配。

でも今は学校へ行ける状態ではない。

きっと、親子で辛い思いをされていることでしょう。

今は、お子さんの心をやすませてみてはいかがでしょうか。

お子さんの心が癒えたら

きっと自分から何かをしたくなるでしょう。

今は、一緒にお子さんを見守りましょう。

●●● 親の会を開催しています

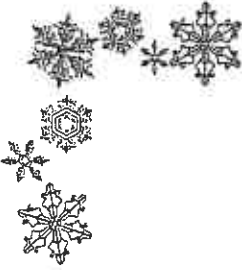
不登校になってしまう子どもは年々増えてきているとはいえ
クラスで1～2名と言ったところでしょう。

誰かに相談したくても、自分と同じ立場にいる人でなければ
なかなか言えません。

結局は自分で背負ってしまい、自分も辛くなってしまう。

そんな時は、同じ思いをしている親同士励ましあえたら嬉しいですね。

気持ちをシェアしてみませんか。



雪どけ 中学生のひろば

代表 伊藤由美子

連絡先：〒185-0024 国分寺市泉町1-12-5

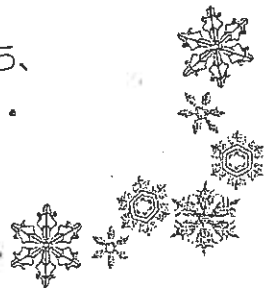
☎ 090-6023-5812

FAX 042-320-3153

HP <http://neoplasm.co.jp/yukidoke/>

E-mail: yukidoke.3218@gmail.com

不登校や引きこもりや生きづらさを抱えた子どもたち、
若者たちのために活動しています。居場所開催、学習・
進学を支援しています。





平成 26 年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成 26 年 7 月 15 日

国分寺市長
井澤 邦夫 様

事務所の所在地 国分寺市本町 1-7-11 稲垣方

団 体 名 国分寺難病の会

代表者氏名 稲垣 恵美子



次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 提案事業名	言語リハビリ事業
2 提案事業予算	944,300円
3 提案理由	<p>これまで言語リハビリは国分寺市障害者センターの事業でおこなわれてきたが、制度上の理由で廃止された。その後、当会による自主事業として市の補助金を受けながら「言語リハビリ教室」を行ってきた(月2回だけ)が、財政の確保・事務機能の問題で運営困難な状態に置かれてきた。</p> <p>しかし、難病患者は根治治療法もなく進行する障害に苦しみながらも前向きに生きようとしており、言語訓練を途切れなく行うことが障害進行を遅らせ・改善するために残された唯一の方法である。特に、進行性脳・神経難病患者が遭遇する呼吸・嚥下・誤嚥の防止にも言語リハビリは効果的である。難病患者にとって、本事業を途切れなく継続実施していただくことが最大の懸案であり、提案理由でもある。</p>
4 事業概要 (400字程度で記入してください)	<p>本事業は国分寺市に居住する国分寺難病者及びその他周辺領域の類似患者(高次脳機能障害者、脳血管障害者等)も対象とし、言語聴覚士による「自由会話」「体操」「文書音読」という一連の流れを持つプログラム及び呼吸、嚥下、誤嚥訓練指導等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「自由会話」とは、各自の発言を引き出すことを目的とした導入プログラムである。 ●「体操」とは、楽しみの要素を取り入れながら行われる難病患者等の障害特性を考慮した自宅でも簡単に実施できる体操である。 ●「文書音読」は、一番時間をかけて行われる文章を声に出して読み上げて行う発声訓練である。本事業の継続発展・質的向上により、難病患者等の障害の進行を遅らせ・改善することに資すると思われる。 ●「呼吸」および「嚥下訓練」とは障害により嚥下や誤嚥を併発しや

すい。そのため顔や首の筋肉の緊張を解いたり、鍛えたりすることで、嚥下、誤嚥予防を目的にする。

今回、行政との協働事業として新しく「言語リハビリ事業」に取り組むことによりリハビリ本来の効果が期待できる。また、行政と市民団体としての繋がりを強め、難病患者等にとっての福祉サービスの充実につながるものと確信する。

<p>1 事業目的 (①解決する社会問題, ②事業の対象, ③何を実施するか, ④到達点を記入してください)</p>	<p>①本事業の展開により、難病患者及びその他周辺領域の類似患者（高次脳機能障害者、脳血管障害者等）の言語機能維持・呼吸・嚥下・誤嚥障害防止に資するだけでなく、社会参加し、社会貢献も可能となる。 ②国分寺市に居住する国分寺難病の患者及びその他周辺領域の類似患者（高次脳機能障害者、脳血管障害者等）をも対象とする。 ③言語聴覚士による専門的な言語リハビリ（失語症・構音障害・摂食・嚥下障害等広範囲な言語・コミュニケーション障害を対象）を実施する。 ④障害の進行を遅らせ・改善することや言語リハビリに集う仲間と励ましあいにより生活・人生の質（QOL）の向上を得ることができる。</p>
<p>2 事業内容 (当該事業で具体的に何を行うか記入してください。)</p>	<p>週1回（月曜日を予定）、2時間、言語聴覚士による言語リハビリプログラム（自由会話・体操・文書音読、その他概要は以下を参照）の実施。 ●自由会話：各自の発言を引き出すことを目的。会話の内容は、皆が興味あるもので、家族のこと、病気のこと、障害者のケア、障害の経験談、政治のこと等多岐にわたっている。 ●文書音読：新聞や本の中から、言語訓練に役立つ文章を取り上げ発声訓練。音読するものは『外郎売り』のような古典から、新聞のコラム欄等多岐にわたる。途中、読み方、意味、感想等を必要に応じ議論。 ●体操：呼吸体操、口（舌）の体操、首の体操。頭を使うように、後出しじゃんけん、数字の引き算の結果を大きな声で言う等。 ●その他30分程度個人対応として嚥下予防、咀嚼について、口腔衛生の指導。 ●ボランティアの配置：受講者は病状の進行によりさまざまなサポートが必要である。そうした方のために看護師およびボランティアが付添い助をしている ①車椅子から椅子、椅子から車椅子への移動のサポート ②プリントなどをめくる際のサポート ③落とした物や取れない物を取っていただく ④移動の介助・見守り（車椅子・歩行器・自力歩行） ⑤エレベーターの乗り降りの介助・見守り ⑥トイレの介助・見守り</p>
<p>3 事業計画案 (事業の実施スケジュールを記入してください)</p>	<p>1ページの表を貼り付ける</p>

平成26年度「言語リハビリ教室」実施予定表

日程：毎週月曜日

時間：午前10時～12時

場所：国分寺市障害者センター 多目的室

講師：言語聴覚士（加藤久美先生・松井育世先生）

内容：自由会話…各自の発言を引き出すことを目的。会話の内容は、皆が興味あるもので、家族のこと、病気のこと、障害者のケア、障害の経験談、政治のこと等多岐にわたっている。

発音練習…発話明瞭度の改善、発話量・声量の増強

文章音読…新聞や本の中から、言語訓練に役立つ文章を取り上げ発声訓練。音読する詩朗読のは『外郎売り』のような古典から、新聞のコラム欄等多岐にわたる。途中、読み方、意味、感想等を必要に応じ議論。

呼吸体操…呼吸体操、口（舌）の体操、首の体操。頭を使うように、後出しじゃんけん、数字の引き算の結果を大きな声で言う等。

その他……嚥下予防、咀嚼について、口腔衛生などの指導

ボランティア付添有り

- ①車椅子から椅子、椅子から車椅子への移動のサポート
- ②プリントなどをめくる際のサポート
- ③落とした物や取れない物を取っていただく
- ④移動の介助・見守り（車椅子・歩行器・自力歩行）
- ⑤エレベーターの乗り降りの介助・見守り
- ⑥トイレの介助・見守り

平成26年4月	6	13	20	27	
5月	4休講	11	18	25	
6月	1	8	15	22	29
7月	6	13	20休講	27	
8月	3	10	17	24	31
9月	7	14	21休講	28	
10月	5	12休講	19休講	26	
11月	2	9	16	23休講	30
12月	7	14	21	28休講	
平成27年1月	4休講	11	18	25	
2月	1	8	15	22	
3月	1	8	15	22	30

休講（祝日・障害者センター休館・年末年始休み）

44回実施予定

<p>4 事業の対象 (地域、対象者、対象総人数等を具体的に)</p>	<p>国分寺市に居住する国分寺市内の難病患者及びその他周辺領域の類似患者（高次脳機能障害者、脳血管障害者等）をも対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国分寺市内に神経系難病者は262名。また、脳血管障害（脳梗塞と脳出血、クモ膜下出血に代表される脳の病気）や高次脳機能障害者（交通事故や脳卒中などの後で、それが原因となって、対人関係に問題がしょうじたり、生活への適応が難しくなる障害）となり言語リハビリが必要となられる方も増加している。 ● 市内の言語リハビリ対応施設は数施設しかなく、今後言語リハビリへの期待は高い。 ● 現時点で言語リハビリ教室の参加者は10名程度であるが、市報掲載、難病の会会報での呼びかけ等で15名程度を目標としている。
<p>5 事業の実施場所</p>	<p>国分寺市障害者センター 多目的室 *当センターは車椅子対応のバリアフリー及び障害者トイレ常設。</p>
<p>6 役割分担 (具体的に)</p>	<p><提案団体が担う役割> 講師との折衝。参加者募集。ボランティア確保。資料準備。会場設営。見学・相談対応。年間計画作成。実施報告書作成。各種連絡通知。受講者へのアンケート調査・集計。会報の発行。 *作成した各種（案）について両者協議の上内容の確認。</p> <p><市が担う役割> 言語リハビリ事業（言語リハビリプログラムを含む）の準備から実施・次年度に向けた取り組みへの定期協議。参加者募集を市報掲載で周知。会場確保。 *作成した各種（案）について両者協議の上内容の確認。</p>
<p>7 成果指標等 (事業成功のポイントや、目標)</p>	<p>会話はコミュニケーションで最も重要な手段であるが難病患者及びその他周辺領域の類似患者（高次脳機能障害者、脳血管障害者等）の多くは言語障害に悩まされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 言語リハビリの効果はコミュニケーション及び言語・構音機能改善、介護者らとの対人関係、本人や家族のストレス改善、言語以外の認知機能改善、社会生活の拡大、摂食・嚥下障害など多岐にわたる。 ● 嚥下障害は、誤嚥性肺炎の原因のひとつであり、また、低栄養状態となり寝たきり、褥瘡などの要因となり、入院、施設入所の誘因となっているものと思われる。嚥下障害に対する言語聴覚士によるリハビリテーションにより誤嚥性肺炎防止結果により入院治療の必要性の減少、寝たきりにならずにすごせる在宅期間の延長がはかれるものと思われる。 ● 機能的に明らかな改善は見られずとも日常生活上の留意点などで能力的には改善が認められ、また、家族との会話の頻度も増加し、本人の発話量も増加したことは成果と評価できる。 ● 本事業の途切れない<u>69</u>及び指導により受講者自身の生活・人生の

	<p>質（QOL）の向上に繋がることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本事業に関わり受講者介助支援をおこなうボランティアの協力は、受講者の理解を深めると共に、ボランティア育成にも繋がる。 ●受講者のニーズに合った公共サービスの提案可能に繋がる。
<p>8 市と協働する意義及び必要性，協働による相乗効果</p>	<p>難病患者、高次脳機能障害者等は、「福祉の谷間」に位置づけられており、福祉サービスも皆無に等しい。そうした現状の中で、市と協働する事業の展開は難病患者にとって</p> <ul style="list-style-type: none"> ●難病者が社会的な使命を実現する機会が増え、会活動の活発化につながる。 ●協働による活動によって、難病者に対する行政・市民の理解や評価が高まる機会となる。 ●協働事業の展開により難病者自身の社会貢献や自己実現の意欲を生かす機会が拡大し、その連携により生きがいの発見など心の豊かさの向上に繋がる。 ●行政がもつ情報や組織を活用することにより、より質の高い活動を展開することが可能となる。 <p>以上のように、この事業展開は福祉サービス向上の具体的一歩になると同時に、難病患者にとっても市政の前向きな方向性に信頼と安心が得られる相乗効果が生まれる。</p>
<p>9 事業実施後の展開（事業終了後どのような展望があるか）</p>	<p>国分寺市地域福祉計画の中に難病対策が含まれているが、具体的な方策はできていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今回のこの提案により行政が難病患者への理解を深め、 ● 効率的な役割分担を通じて、行政の役割・サービスのあり方が変化していくことにより、行政規模の適正化が図られ、 ● また難病対策が公的に認められ、本事業が今後定期的に開催されることにより国分寺市の福祉事業に定着することを望みます。 <p>毎週1回の途切れのないリハビリは平成24年度に実施された計画査定に係わるアンケート調査の中で示された「福祉サービスを利用して家庭で生活したい」という難病患者の希望の実現（現策定中の国分寺市地域福祉計画に言語リハビリが盛り込まれる）につながると思われる。</p>

(市民活動団体提案事業)

提案事業収支予算書

(収入の部)

区分	予算額	摘要
委託金	944,300円	
	944,300円	

(支出の部)

区分	予算額	摘要
(人件費)	423,640円	講座企画 890円×3H×2人×6回=32,040円 講座運営 890円×3H×2人×44回=234,960円 講座記録・報告 890円×2H×2人×44回=156,640円
(報償費)	396,000円	講師謝礼(アドバイザー料を含む) 44回×9000円=396,000円
(通信費)	6,000円	通信費 500円×12ヶ月=6,000円
(消耗品費)	17,470円	事務用品費 A3・10枚×44回=583円 カートリッジ3本×5,629円=16,887円
(保険料)	20,800円	ボランティア保険 2名×500円=1,000円 行事用保険 15名×44回×30円=19,800円
直接経費合計	863,910円	
(諸経費)	80,390円	
合計	944,300円	

国分寺難病の会 会則

【名称と事務所】

第1条 この会は「国分寺難病の会」と称し、事務所を会長宅に置く

【目的と構成】

第2条 この会は、国分寺市に住む難病（特殊疾病）者(児)とその家族及び難病者を支える市民により構成し、難病者やその家族とかかわり、交流を図りながら市内難病者の医療と福祉をすすめることを目的とする

【事業】

第3条 この会は、目的達成のために次の事業を行う

- (1) 学習会・講演会
- (2) 交流・親睦を深める活動
- (3) 会報「であい」の発行
- (4) 社会福祉法人「万葉の里」及び関係団体に協力
- (5) その他目的達成のための活動

【役員】

第4条 この会に、次の役員をおく

会長	1名
副会長	2名
会計	2名
庶務	2名
広報	若干名
監事	2名
相談役	若干名

【役員を選出と任期】

第5条 役員は総会で選出し、任期は2年とする。ただし再任を妨げない
なお、欠員により選出された役員は、前任者の残任期間とする

【会 議】

- 第6条 1、総会は年1回、年度始めに開催する
2、役員会は総会に次ぐ議決機関で、会長が随時招集する

【会 計】

- 第7条 1、この会の運営費は、会費、補助金、助成金、寄付金等により賄う
2、会費は、年会費とし1世帯1,200円、団体1口1,000円とする
3、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第8条 この会は、政治及び宗教活動をしてはならない

【慶弔規定】

会員等の祝い金、見舞金、弔慰金などは役員会で決める

【附 則】

- *この会則は、1992年9月27日より発足施行する
- *1993年4月18日に一部改定
- *1995年5月7日に一部改定
- *2003年5月10日に一部改定
- *2004年5月15日に一部改定
- *2012年5月13日に一部改定
- *2012年8月4日に一部改定

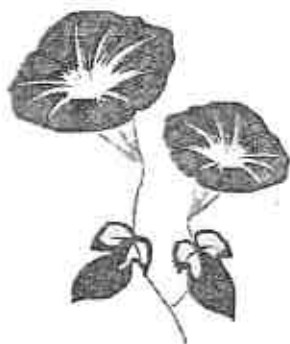
SSKP



No. 85

2014年6月号

国分寺難病の会



《お気軽に相談できる場として
基幹相談支援センターをご利用ください》

国分寺市障害者基幹相談支援センター

河東田 博

皆様、はじめまして。この4月に赴任してまいりました河東田と申します。今後皆様との関係を持つことになりましたので、よろしくお願い致します。

(1) どの法律の、どの条項に基づき基幹相談支援センターが国分寺にできたのか

基幹相談支援センターは、障害者自立支援法改正に伴い、2012年度予算で制度化された機関で、2013年4月1日から施行された「障害者総合支援法」第77条の2に明記された「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」です。国分寺市では、2012年4月1日から国分寺市障害者センターに設置されました。

(2) その狙い・目的は何か

障害者総合支援法は、「共生」「地域」「意思決定」「権利擁護」を目的として作られた法律です。一人ひとりの思いや願いの実現と言ってもよいかもしれません。国分寺市では、市内に暮らす障害者一人ひとりの思いや願いの具体化を計画相談支援を通して生かそうと考えました。その中核的な役割を担っているのが基幹相談支援センターで、「総合的・専門的な相談支援」「地域の相談支援体制の強化」「地域移行・地域定着を促進するための体制整備」「権利擁護及び虐待防止」という役割を担っています。また、一般の相談支援事業所とは異なる「より専門性の高い相談」「支援機関が困難を感じる相談」「支援機関の対象から外れ適切なサービスにつないでいくことが必要と思われる相談(総合相談)」を扱うことになっています。

(3) どのような人が相談できるのか

「障害」のある人に関わる相談なら誰でも相談できます。身内にいる・親戚にいる・近所にいる障害のある人、障害のある友達の、そして、もちろん障害のある人自身からのどんな相談にも応じます。障害のある子どもを保育園に通わせたい、専門家のいる児童発達支援センターに通わせたい、働いてお金を得たい、作業所に通わせたい、家を出てアパートやグループホームで暮らしたい、高齢になったので障害のあるわが子が心配、障害福祉

サービスや介護保険サービスを得たい、等々、どんな不安や悩み、心配事でも結構です。他機関と連携を取りながら相談にあたっていきますので、お気軽にご相談下さい。

(4)どのような手続きが必要か

特別な手続きは一切ありません。電話(042-320-1300)を1本入れていただくだけで結構です。障害者センター内にある基幹相談支援センターにお出でいただくか、私たちがどこか(ご自宅または近くのしかるべき所)に出向き、お話をお伺いします。お話の内容により、関係者と相談しながら、解決の方法を探っていきます。例えば、障害福祉サービスを利用する方向が見えてくれば、適切な相談支援事業者につなぎ、私たちの役割は終わります。しかし、私たちは、その後も皆さんの様子を見守り、必要に応じて関わり合いを持っていきますのでご安心下さい。

(5)難病者が障害者と認定されるには、どうすればよいのか

「障害者総合支援法」第四条「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」の障害者の定義により、難病者は障害者と認定されました。認定を受けるための手続きについては、国分寺市福祉保健部障害者相談室(電話:代表 042-325-0111)にご相談・申請していただくこととなります。

(6)医療、介護、福祉との関係は

皆様はこれまで、医療、介護、福祉の狭間、つまり、介護保険法と障害者総合支援法の狭間で悩んで来られたことと思います。私たちは、一人ひとりのご要望を丁寧にお聴きしながら、時に介護保険サービスを、時に障害福祉サービスを利用できるように調整するお手伝いをします。

また、一人ひとりのご要望に応じるためには、医療・介護・福祉の三者の協力が必要となります。そこで、私たちは、三者と連携を取りながら、よりよい体制が作れるようにしていきます。

(7)難病者の特性をどのように理解し、支援する方向性を持っているのか

皆様は、「治療方法未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」をお持ちの方々です。また、「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」をお持ちの方々として理解しております。私は、障害者センターの言語訓練に参加させていただき、皆様が様々な機能の衰えと闘い、機能回復・維持に向かって大変な努力をなさっておられることを実感しました。私たちは、このような疾病特性をお持ちの皆さんであるということを理解し、皆様の身近な存在になり、寄り添いながら相談支援に対処していきたいと思っております。

私たちを、皆様がより生活しやすくなるように、ともに考える協力者としてご活用下さい。

お気軽に相談できる場として基幹相談支援センターをご利用いただければ幸いです。

《難病医療法成立》

5月23日(金)に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病医療法)が参議院を通過して成立しました。助成対象を56から約300疾患に増やします(*)。助成を受けられなかった難病が沢山ありましたが、救済されます。42年ぶりの制度の見直しで、進歩といえますが、すべて救済されるわけではありません。また自己負担が増える人もいます。来年1月から施行されます。

(*)国の疾病56疾患が、150疾患に増え、来年夏頃には約300疾患に拡大される予定

毎月の自己負担の限度額は患者の症状と、(従来の所得額によるのではなく)市町村民税額により区分されてきます。原則月額千円~三万円の間です。医療費総額(10割)が5万円以上の月が年間6回以上ある場合は、自己負担額が月一万円以上の限度額の患者にたいして、「高額かつ長期」の患者として減額になります。3年間の経過処置が考えられています。入院時の食事は全額患者負担です。3年間の経過処置として半額が患者負担になる予定です。

現行の「医療券」から「医療受給者証」へ名前が変更になります。都道府県が指定した医療機関(病院、診療所、薬局、看護ステーション等)での医療サービスのみに対して助成が得られます。対象疾病、医療受給者証の有効期間、所得区分等については、今後厚生労働省令にて、示される予定です。

医療券

~難病医療券が変わります~

さて、現在お持ちの「医療券」は9月30日で有効期限が切れます。例年であれば都のほうから継続の手続きをするようにとの書類がくるはずですが「難病の都医療券をお持ちの方へ」という文書を受け取ったものと思われます。現行の「医療券」は9月に有効期限が切れ、来年の1月からは新制度に切り替わります。もし今、医療券の発行をお願いすると10月1日から12月31日の有効期限の医療券になってしまい、来年の1月からの医療券(医療受給者証)の発行を再度申請する必要があります。これを避けるため、10月1日から12月31日の医療券は都のほうで自動的に発行し、9月末までに送付するというのが、先の文書の趣旨です。ただし、保険証が変わったり、所得が減って負担限度額が減額になる見込みの方は医療券に反映されるよう、なるべく早く(できたら6月末までに)障害者相談室に手続きください。

来年1月1日から有効の「医療受給者証」(医療券)の申請は、9月末までに送られてくる案内によってください。新たに「医療受給者証」を申請する方は9月末ころまでに国分寺市役所の障害者相談室にご相談ください。

なお、「特殊疾病者福祉手当受給資格状況報告書」(現況届)については、国分寺市役所よりの連絡のとおり、10月1日頃までに送付される案内に従ってください。

《平成25年度 事業報告》

I はじめに

平成25年度事業報告の中で第1に記すべき事として、自主事業の「言語教室」があります。一昨年から始まった事業です。5月から加藤久美言語聴覚士の指導を受けました。会員の病状の進行に伴い、利用者が8名から5名の減少となり、市報掲載により7名になりました。また、利用者へのサポートとしてのボランティアも必要になってきました。第2として9月24日(火)に、昨年に続き赤い羽根共同募金会から助成金をいただき、春風亭べん橋さんと東京経済大学落語研究会の学生さん(2名)による落語。坂井容子さんとお仲間による歌と演奏の会をいずみホールで開催。260名の方に参加いただき終始笑いと和やかな歌の渦に満たされ、あつという間の楽しい時間でした。

この一年間、地域の中で、楽しく、元気になる、であいの場を基とし活動してきました。

II 報告

- 1 定例会「であいの場」… 難病者とその家族、市民が集い懇談や情報交換等おこなった
第1土曜日 13時30分～15時30分 障害者センター2階
- 2 役員会 …5/16、6/20、7/18、9/19、10/17、11/21、12/19、1/16、2/20、3/20、4/17
に開催(毎月第3木曜日13時30分～)
- 3 会報「であい」の編集・発行・会員及び関係団体等へ発送
82号(6月)、83号(9月)、84号(3月)
- 4 親睦、交流会
 - ・新年のつどい … 2/2 会食・懇談とミニコンサート(ギター弾き語り)。障害者センター34名出席
 - ・野外レクレーション… 11/7(相田みつお美術館) 29名参加
- 5 自主事業「言語教室」毎月曜日10時～11時30分…指導—加藤 久美先生
- 6 健康教室・体操教室・誰でも出来る太極拳…障害者センター2階 多目的室
 - ・健康教室: 第3月曜日13時30分～15時30分 … 指導—藤井晶江先生
 - ・体操教室: 第1, 2, 4月曜日 13時30分～15時30分… 指導—岡本公子先生
7. 国障連(国分寺障害者団体連絡協議会) 関係
 - 担当…会長—稲垣、朝倉「運動会・バスハイク企画実行委員会」委員
 - ・6/1… バスハイク (鉄道博物館と足利フラワーパーク) —25名参加
 - ・国障連総会 … 6/17(役員—稲垣、朝倉)
 - ・理事会・各会代表者会議 ・喫茶コーナー運営委員会… 毎月1回開催—朝倉
 - ・社会福祉法人「万葉の里」との懇談 ・バスハイク・運動会企画実行委員会…朝倉、稲垣
- 8 その他
 - ・東京難病団体連絡協議会加盟
 - ・多摩立川保健所「北多摩西部地域保健医療協議会」出席… 山内



《平成25年度 決算報告》

収入の部

平成25年4月1日～平成26年3月31日

項目	25年度予算	決算額	内 訳
会費	72,000	75,500	年会費 1,200円×62名、600円×1名、300円×1名 200円×1名
補助金	190,000	190,000	国分寺市
助成金	82,000	80,000	東京都赤い羽根共同募金(B型)
国障連活動費	70,000	100,000	
寄付金	54,000	208,655	寄付お祝い 138,655円、東京心障協力会 70,000円
交流会	90,000	83,900	新年のつどい参加費 500円×31名=15,500円 野外レクレーション会費等 2,500円×27名=67,500円 クリスマス・忘年会費 900円
行事費	43,000	47,470	国障連バスハイク 25名×1,000円=25,000円 8,000円(通信費)、サンサン夢まつり事業 2,000円、 国障連お楽しみ運動会 200円×12名=2,400円 8,000円(通信費)、新緑祭り(ミニバザー) 2,070円
雑収入	0	42	多摩信用金庫利息等
繰越金	272,382	272,382	
合計	871,382	1,057,949	

支出の部

項目	25年度予算	決算額	内 訳
学習費	5,000	11,938	講師謝礼 10,000円、お花 1,840円、お茶 98円
交流会	297,125	285,534	であいの場(7回) 2,546円、Xmas&忘年会 4,500円 野外レクレーション 173,842円+通信費 5,600円 総会 9,178円(茶など)+車代 20,000円 新年のつどい弁当 35,000円+茶菓等 6,968円+車代 25,000円
行事費	47,600	74,420	国障連運動会 6,000円(12名参加)+6,545円(通信費) サンサン夢まつり参加費 3,955円、新緑祭り等 3,120円 国障連バスハイク参加費 25,000円(25人)+8,200円(通信 信偲ぶ会 4,000円、JA野川、府中キャンパス等 17,800円
特別事業費	174,600	251,474	いずみホール利用・備品料 44,500円 謝礼 110,000円、通信・運搬費 74,904円、 パンフレット・チラシ 22,070円
機関紙費	139,200	159,260	機関紙 93,660円、定期刊行物協会分担金 3,280円・ 発送費 4,440円、ともしび 22,880円、冊子 35,000円
運営費	74,000	83,914	
会議費	10,000	25,388	会議費、役員会等
役務費	32,000	30,350	役員活動費、ボランティア保険加入費
通信費	20,000	14,170	切手・葉書送料等・振込手数料等
事務用品費	10,000	14,006	伝票・コピー・ファックス用紙・インク等・印鑑、名刺
雑費	2,000	0	

分担金	46,000	50,000	国分寺障害者団体連絡協議会 3,000円 東京難病団体連絡協議会 10,000円 国分寺市社会福祉協議会 3,000円、 社協歳末たすけあい 2,000円 赤い羽根 2,000円、市民活動広場 4,000円 国分寺障害者福祉を進める会 2,000円 国分寺障害者団体連絡協議会事務所分担金 24,000円
事業費	10,000	10,000	電話相談・訪問相談等
慶弔交際費	0	25,750	お祝い等
繰越金	77,857	105,659	
合計	871,382	1,057,949	

(注) 国障連・・・国分寺障害者団体連絡協議会

上記の通り報告します 会長 稲垣 恵美子^印 会計 飯野 恵子^印 飯野 浜子^印
監査の結果、正確であることを認めます 監事 松尾 昭子^印 安部 文江^印

《平成26年度 事業計画》

26年度事業計画は 会則第2条「国分寺市に住む難病（特殊疾病）者（児）とその家族及び難病者を支える市民により構成し、難病者やその家族とかかわり、交流を図りながら市内難病者の医療と福祉をすすめることを目的とする。」を遂行することを念頭に予定いたしました。難病者（児）やその家族が協力し支え合いながら、市民及び行政や福祉関連機関との相互理解を一層深め、できるだけ自立運営を念頭に活動をします。

☆ 患者、家族と一般市民とが、互いにであい、親睦や情報交換等を目的とした「であいの場」を開催します。第1土曜日 13時30分から15時30分 障害者センター

☆ 会報「であい」を年3回（3・6・11月）発行し、会員と関係機関へ届けます。

「であいの場」に参加できない会員へは、情報や互いの心をつなぐ宅急便(文)です。

☆ 難病電話相談を受けます。 ・障害者センター「つばさ」－電話：042-321-1136

☆ 学習会・講演会を開き、医療や福祉、制度などについて勉強をします。

☆ 国分寺市補助金を元に自主事業として「言語教室」を、毎週月曜日10時～11時30分開催いたします。

☆ 交流事業として9月22日(月)「笑いと歌の会」事業、11月1日(土)に懇親会、27年2月7日に「新年の集い」を行います。

☆ 東京難病団体連絡協議会の活動に積極的に参加し、難病者の生活安定と向上のために仲間と手を取り合って、難病制度や医療福祉の学習等をして前進します。

☆ 国分寺市福祉保健部障害者相談室、健康推進課、国分寺市社会福祉協議会、多摩立川保健所、社会福祉法人「万葉の里」及び関係団体と連携を深めていきます。

☆ 国障連の構成団体として役員を2名送り、諸活動に参加します。市の委託事業である「バスハイク、運動会企画実行委員会」へ2名の委員を送り、それぞれ運営参加します。

☆ 障害者センター地域活動支援事業「つばさ」で行う難病者等を対象とした「健康教室」等へ積極的に参加します。

☆ ほのぼのグループメールで親睦、情報交-80-いたします。

《平成26年度 予算》

収入の部

平成26年4月1日～平成27年3月31日

項目	25年度	26年度	内 訳
会費	72,000	72,000	年会費1200円×60名
補助金	190,000	200,000	国分寺市
助成金	80,000	106,000	東京都赤い羽根共同募金80,000円
活動費	70,000	100,000	国分寺障害者団体連絡協議会
寄付金	54,000	54,000	寄付・お祝い44,000円・東京心障協力会10,000円
交流会	90,000	18,000	新年会会費15,000円・懇談会等3,000円
行事費	43,000	50,000	国障連バスハイクと運動会31000円+通信費16,000円、サンサン夢まつり3,000円
雑収入	0	0	
繰越金	272,382	105,659	
合計	871,382	705,659	

支出の部

項目	25年度	26年度	内 訳
学習費	5,000	10,000	講師謝礼・研修等(交通費含む)
交流会	297,125	120,000	であいの場3,500円・総会33,000円・新年のつどい等66,000円 懇親会8,500円+通信費等9,000円
行事費	47,600	47,600	国障連運動会参加費・通信費10,600円、サンサン夢まつり10,000円 国障連バスハイク・通信費27,000円
特別事業費	174,600	240,000	笑いと歌の会講師料110,000円、会場・備品使用料45,000円 通信・事務費・40,000円、広報(チラシ等)30,000円、花代15,000円
機関紙	139,200	123,000	会報「であい」年3回発行100,000円、定期刊行物協会分担金3,200円 発送費6,000円、ともしび封入等10,000円、事務費3,800円
運営費	74,000	76,000	
会議費	10,000	20,000	役員会等
役務費	32,000	31,000	役員活動費
通信費	20,000	15,000	振込手数料・切手・はがき・送料等
事務用品費	10,000	10,000	伝票・コピー・ファックス用紙・インク等
雑費	2,000	0	書籍など
分担金	46,000	48,000	国分寺障害者団体連絡協議会3,000円+事務所費24,000円 東京難病団体連絡協議会10,000円、市民活動広場2000円 国分寺市社会福祉協議会3,000円+社協歳末たすけあい2,000円 赤い羽根共同募金2,000円、国分寺障害者福祉を進める会2,000円
事業費	10,000	10,000	電話相談・訪問相談等
繰越金	77,857	31,059	
合計	871,382	705,659	

(注) 国障連・・・国分寺障害者団体連絡協議会、野外レク・・・野外レクレーション

《平成25年度 言語リハビリ自主事業活動報告》

平成25年4月から平成26年3月25日

25年度は30回開催。参加人数は4月当初5名でしたが3月時点で10名となりました。しかし、入院や病気の悪化などがあり出席者は最大で9名でした。今後共出入りがあると思われしますので、引き続き参加者募集の広報活動を行っていく。障害者センター多目的室にて言語聴覚士加藤久美先生にご指導頂いた。

《平成25年度 言語リハビリ自主事業決算報告》

収入の部

平成25年4月1日～平成26年3月31日

項目	25年度予算	25年度決算	内訳
会費	60,000	79,000	1か月1,000円×79名
補助金	120,000	120,000	国分寺市より
事務費	0	0	難病の会より入金
合計	180,000	199,000	

支出の部

項目	25年度予算	25年度決算	内訳
学習費	168,000	196,000	講師料(アドバイザー料を含む)
事務費	3,000	850	コピー代等
繰越金	9,000	2,150	難病会に返金
合計	180,000	199,000	

《平成26年度 言語リハビリ自主事業》

年32回開催します。26年度は言語聴覚士 加藤久美先生と松井育世先生にご指導をお願いすることにしました。利用者のサポート体制として見守りボランティアをお願いした。

《平成26年度 言語リハビリ自主事業予算》

収入の部			
平成26年4月1日～平成27年3月31日			
項目	25年度予算	26年度予算	内訳
会費	6,000	60,000	1か月1,000円×60名
補助金	120,000	120,000	国分寺市
事務費	0	2,150	
合計	180,000	182,150	
支出の部			
項目	25年度予算	26年度予算	内訳
学習費	168,000	175,000	講師料(アドバイザー料を含む)
事務費	3,000	7,150	コピー、文具代
繰越金	0	0	予備費
合計	195,000	182,150	

《2・6年度難病の会 年間スケジュール》

年・月	難病の会	国障連・その他
26・4	5日(土) … 「であいの場」	
5	11日(日) … 定期総会	
	「であい」85号発行	
6		7日(土) 国障連バスハイク参加
	「であいの場」は、国障連バスハイクに振り替えし、お休み	
7	5日(土) … 「であいの場」	
8	「であいの場」夏休み	
9	22日(月) 「笑いと歌の会」 (いずみホール13時)	
	「であいの場」は、運動会に振り替えし、お休み	
10		4日(土) … 国障連運動会
		19日(日) … 障害者センターはばたけ!!サンサン夢まつり
11	「であいの場」は、1日(土) 「懇親会」に振り替え。	
	「であい」86号発行	こくぶんじまつり
12	「であいの場」は、福祉を進める会「障害者週間」催し物に参加。	
	13日(土)クリスマス忘年会	
27・1	「であいの場」お休み。	
2	7日(土) … 新年のつどい	
	「であい」87号発行	
3	7日(土) … 「であいの場」	
* 「であいの場」 = 難病の会定例会 障害者センター 13:30~15:30		障害者センター地域活動支援センター「つばさ」 ・健康教室 月曜日 13:30~15:30 (懇談あり)
* 「言語教室」=月曜日10:00~11:30		
* 会報「であい」 皆さん、原稿をお寄せください!		* 総合相談窓口：難病者も相談の活用を! 「つばさ」電話：042-321-1136
* 役員会は、第3木開催いたします。		
		* 各事業は変更があることがありますので 「つばさ」へ確認してください。
* 変更等は会報「であい」伝言板コーナーでお知らせします。注意してご覧ください!		

《平成26年度定期総会報告》

平成26年度役員

役職	氏名
会長	稲垣恵美子
副会長	阿部 敏子 半村登茂枝
会計	飯野 浜子 飯野 恵子
庶務	朝倉 さく
広報	河崎 喜代 細田 富夫
監事	安部 文江 松尾 昭子
相談役	山内 佳江



平成26年度の国分寺難病の会定期総会は平成26年5月11日(日)の1時から障害者センター2階多目的室で開催された。会員31名の参加を得た。

来賓として、国分寺市長、国分寺市社会福祉協議会会長、市障害者相談室室長、万葉の里理事長、社協 事務局長の方々のご出席下さり、それぞれ励ましの言葉を頂きました。

阿部司会のもと、稲垣会長が挨拶、細田議長を選出して、議題に入りました。平成25年度の事業報告を稲垣会長が説明をし、決算報告を飯野恵子会計が説明、監査報告を安倍監事が行い、了承を得られました。平成26年度の役員選出(案)を稲垣会長が説明をして、上図のように了承を得られました。平成26年度の事業計画(案)、予算(案)を稲垣が説明した。会員の病状進行のため恒例の野外レク(交流会)は中止し、市民ともどもに楽しめる「笑いと歌の会」の開催を中心活動としたい。また、言語教室はボランティアの協力を得ながら、充実させていきたいとの話があり、それぞれ承認を得た。庶務担当役員2名の定員に対して1名の欠員との説明があった。総会資料8ページ「言語教室」事業報告支出の部で25年度予算は26年度予算の誤字であったと訂正された。

二部までの時間があつたために、二人の市議会議員、障害者相談室室長、社協事務局長からも「ともに協力して難病者のために頑張りましょう」とのエールをいただいた。

二部として14時から、「歌って楽しむコンサート」を楽しみました。障害者センターを利用している方々や前年度もおいでくださった方など60部用意した歌集は足りないほどでした。福井正子さんの優しく透き通った声、前田佐智子さんの感情溢れる歌、滝田美津子さんのピアノは皆さんを虜にしました。福井さんの用意した日本3美声鳥の音、昔懐かしの生活の音に会場は耳をそばだてました。また、「母の日によせて」の歌は会場のお一人お一人の胸深く思い出を呼び起こし、稲垣勲さんとのデュエット?にホロリとしたり、趣向凝らした演出の1時間半はあっという間に過ぎました。総会時のミニコンサートも定例になり会員以外にも楽しみにされるようになったこと嬉しい限りでした。

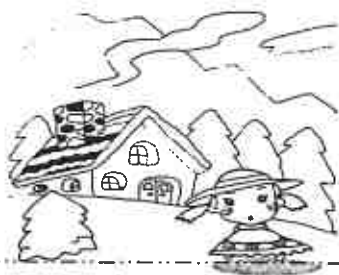
《国障連主催バスハイク日程変更》

7月12日(土)

《会員近況》

総会と国障連バスハイクの案内はがきへのお返事に会員みなさまの近況が伺えました。

- * 週3回デイサービスに通っています。
- * 近所の「サンライフ国分寺」に1月中旬より入所しました。ミキサー食ですが食欲旺盛です。
- * ハイジ村は広々とした庭園で心が晴れますよ。バラのトンネルもきれいです。楽しんできてくださいね。
- * 脳梗塞をして字が上手く書けません。
- * 夫の世話で不安定な日々を過ごしています。介護保険のありがたさを感じていますよ。私の病状はお陰さまで悪化することもなく過ごしております。
- * 足の痛みが強く、外出が厳しくなってきました。
- * 病気はお陰さまで寛解を維持しております。室内プールで水泳やアクアビクスを習って筋力アップに努めています。
- * 病気は安定しています。元気で母の介護を続けていることができています。
- * トイレが余りにも近いので・・・もう少し様子を見ながら参加させていただきます。
- * 今年は花粉症も軽く過ごし、桜の花見も出来ました。バスハイク楽しみです。晴れるといいな！
- * バスハイクに誘っていただきありがとうございます。バスの乗り降りにはかなり人手がいりますが、遠慮なく参加させていただきます。
- * 北杜市のハイジ村は楽しみに参加させていただきます。何時も企画がよく自分ひとりではなかなか行動ができませんので、参加できるのはありがたいことです。脊柱管狭窄症とすべり症で相変わらず痛みとの共存です。ミニ盆栽の桜が咲きました。
- * 歩行訓練のため週2回プールに通っています。
- * 多摩スマイル吹奏楽団というところに参加しています。土・日はいろいろとやっていたなかなか参加できずすみません。
- * バスハイク、なかなか魅力的で参加したい誘惑にかられますが未だ筋力が充分ならず今回も見送りです。
- * 足首の怪我が治らず歩行困難です。
- * 車酔いがひどいためバスハイクは残念！ハイジ村には行って見たかったのに。



録音テープ：本誌の録音テープがありますので、ご希望の方は飯野恵子までお申し出ください。

(042-323-2390)

《講演会「国連障害者権利条約批准と関連諸法のポイント」を聞いて》

会員 細田富夫

平成26年3月23日(日)10時から12時にひかりプラザ2階会議室にて日本社会事業大学特任教授の佐藤久夫先生の講演会が国分寺障害者福祉を進める会の主催で開催されました。先生は国連障害者権利条約に基づく国内法整備のため政府内につくられた障がい者制度改革推進会議委員であり、同総合福祉部会長でした。先生は国分寺で、以前に講演会をされています。国連の権利条約が批准されたので、障がい者制度改革推進会議は解散しています。現在は内閣府に30名の障害者政策委員会があり、先生はその委員です。

「障がい者制度改革」の経過としては2010年1月制度改革推進会議発足、2011年7月障害者基本法改正、2012年6月障害者自立支援法の改正(障害者総合支援法)、2013年6月障害者差別解消法制定、2014年1月障害者権利条約批准(2月に発効)となっています。この間に民社党から自民党に政権の変更があり、国会の力関係もあり必ずしも、制度改革推進会議で議論されたようにはなりませんでしたが、先生は7つの成果があると言っています。(注:障害者、障がい者、障碍者のどれを使うかは講演者の資料にあわせて)

① 障碍当事者参加による評価監視制度

国レベル及び地方レベルの政策委員会の設置

② 権利擁護制度

障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法での差別禁止と合理的配慮義務、障害者虐待防止法の制定

③ 障碍者の法的定義の拡大

④ 法律が定める理念の発展

基本的人権・個人の尊厳、どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保、障碍のない市民との平等、共生社会、選択、当事者参加、生活実態に基づく支援、医学モデルからの脱却など

⑤ 障碍者権利条約の批准

4年ごとに国連に報告書、勧告を受けることもある

⑥ 各種文書:今後の障碍者政策の羅針盤となる

推進会議意見、骨格提言、差別禁止部会の意見、政策委員会の意見などの文書

⑦ 障碍者団体の連携の発展

先生は2014年1月から「障がい者制度改革」の第2ステージとっています。当面しなくてはいけないことは;

・法制度改革の続行

- －総合支援法の検討規定(9項目) 施行(2013.4)後3年を目途に検討する
- －差別解消法の基本方針・対応指針・対応要領の作成
- －その他

・データに基づくモニタリング

- －権利条約・障害者基本計画・障害者福祉計画
- －政策委員会・地方の合議制機関

先生のお話を聞くと、まだまだやることは多そうです。

上記、総合支援法の検討規定の中に「障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」があります。難病者としては注目したいと思い-86-

《社会福祉プログラム法》

会員 細田富夫

2014年4月13日(日)に「多摩メディカルキャンパスを良くする会」の総会と勉強会が「あじさい館」で開催されました。このキャンパスには多摩総合医療センター、小児総合医療センター、神経病院、府中療育センター等の都立の医療機関があります。「良くする会」は、このキャンパスの見張り(ウオッチドッグ)としての役目を担っています。

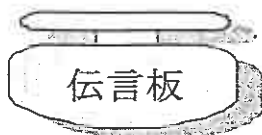
都立病院には民営病院にはできない公的病院として役割があるというのが基本的な会の主張で都立病院の民営化反対です。「良くする会」によれば都立病院は経営力の強化は求められているが、石原都政から変わったせい、現在のところ民営化の話はでていないそうです。旧府中病院の建物を壊して、その跡に府中療育センターを移転するという話がありました。解体工事が始まっています。小児総合医療センターには設立当時の問題がありそうです。

総会に先立って、社会福祉プログラム法についての講演会(勉強会)がありました。講師は全国保険医団体連合会事務局の寺尾正之氏で、「社会保険制度改革の問題点～『プログラム法』から見えてくるもの～」と題して、批判的な観点から何が見えてくるかを講演しています。

プログラム法の正式名称は「持続可能な社会制度改革の確立を図るための改革の推進に関する法律」といい、医療や介護、少子化対策などのおおまかな検討項目、改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにしています。本法は昨年(2013年)の12月5日に参議院を通過し成立しました。

本プログラム法は2012年11月から2013年8月にかけて審議された「社会保証制度改革国民会議」の報告書を踏まえて作られることになっていました。この「国民会議」は2012年8月に成立した「社会保証制度改革推進法」に基づいて設けられました。消費税率引き上げに伴う「税と社会保証の一体の改革」の流れのなかで、税の使い道である社会給付をどう見直すか、プログラム法は改革の工程表を示したものです。講演者は問題点を指摘しています。たとえば、自助、共助、公助のうち、自助・自立・自己責任のみを強調している。受益者負担、応能負担をねらっている等です。この他、消費税の目的税化、社会保証の機能強化は取り上げていません。具体的にどのようなことが検討項目にあがっているか、イメージをつかむため一部列挙してみます。この通りになるかは不明。

- ・高齢者でも所得の高い人は自己負担を増やす原則
- ・70歳～75歳の医療費の自己負担額の引き上げ 1割から2割へ
- ・紹介状のない患者の大病院での自己負担アップ
- ・国民健康保険の都道府県への移管
- ・大企業健保の負担を重くする
- ・15年に実施する予定の介護保険制度の改革(介護の必要度が低い人向けのサービスを市町村に移す。特別老人ホームへの入所基準を厳しくして(要介護3以上)給付を抑える)
- ・年金見直し(給付開始年齢の引き上げ)、年金給付にマクロスライドを導入して給付削減



●●● 多くの方からご寄付がありました
ありがとうございます!! ●●●

《各種ご案内》 みなさまのご予定に加えてください。

内 容	日 時	備 考
であいの場	7月5日(土) 13時30分～ 8月は夏休み	障害者センター多目的室
障害者納涼まつり (すいか祭り)	7月27日(日) 17時30分開会	本多農園 参加申し込み: 7月7日(月)まで 090-8043-7434 (稲垣)
* 笑いと歌の会	9月22日(月) 13時00分～	いずみホール
* 国障連運動会	10月4日(土)	けやきスポーツセンター
障害者センター サンサン夢まつり	10月19日(日)	障害者センター
* 懇親会	11月1日(土)	行先はハガキにてご連絡します。

* 印の集いにつきましては別途ハガキでご案内します。

☆ 会費納入のお願い。

平成26年度会費の納入をお願いします。定例会や各種事業にご参加の折にご持参くださるか、振り込みも可能です。

☆ 熱中症にご注意!

室温をこまめにチェックし、エアコンや扇風機等を活用! のどが渇かなくても水分補給! 無理をせず、適度に休憩を! 日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを!

《編集しつつおもうこと・・・》

本文3ページにも書かれていますが、国の難病対策の改革が進められていて、難病の医療費助成制度が来年度から新しい制度に変わろうとしていると説明がありました。難病としての指定数が50から300に増えることは難病に苦しむ同士としても嬉しいことで、ようやく難病にも福祉の光が差し込んできたのかと感じます。が、それと引き換えに、医療費の助成対象には所得区分の設定や指定医療機関での受診などの手続きが必要になるとのこと。これからは更にさまざまなニュースに耳を傾け、であいの場やほのぼのメールなどで仲間同士の情報交換が大事になってきますね。



会員さんの挿絵

(河崎)

発行人 : 障害者団体定期刊行物協会 東京都世田谷区砧6-26-21
編集人 : 国分寺難病の会 会長 稲垣 恵美子
東京都国分寺市本町1-7-11 電話 090-8043-7434<100円>

息子と電話している時に「お父さん、お酒でものんでいるの？」と言われてました。お酒をのんでいるように、呂律が回っていないというのです。体のふらつきもありましたので、さては、小さな脳梗塞をおこしたのかなと心配して、脳のMRI画像を取ってもらうために脳神経内科を受診しました。MRI検査の結果、脳梗塞はないとのことでしたが、他の検査をして、思ってもいなかった、病名を告げられました。脊髄小脳変性症という難病です。病気の進行はとめられないが、身体リハビリと言語リハビリをして、病気の進行を遅くしたほうが良いとの話でした。病院でも入院すればリハビリ行っはいますが、通院ではリハビリは普通行っていません。また介護保険も利用できない状況でした。幸いなことに、障害者センターで健康体操、身体リハビリ、言語リハビリのプログラムがあり、そこに参加しました。ところが、2、3年前に、突然、障害者センターではリハビリはしないとのことで、身体リハビリ、言語リハビリは中止となりました。

当事者としては、途方にくれて、継続をしてほしいとの声があがりました。難病の会が、(一部市からの助成をうけて)無理を承知で、自主事業として、言語リハビリを継続することになりました。当事者としては感謝しているところです。しかし、一部自己負担があること、交通費助成を受けられないこと等により、安定的な参加者の参加を得られない状況にあります。

言語リハビリは障害者総合支援法の意味疎通支援事業の対象にはなっていませんが、厚労省の「意思疎通支援実態調査事業」によれば、意思疎通支援を必要としながらも「支援の谷間」置かれた障害者の障害・症状のタイプのトップとして「構音障害+運動障害」が上がっています。是非とも言語リハビリに対して支援を頂きたい。

難病は進行しているので、言語リハビリを受けていても、最近聞き返されることが多々ありますし、言語教室で発音は聞きづらいと仲間から指摘されることもあります。会合などで、発言したくない気持ちのこともあります。言語教室に欠かさず参加して、少しでも楽しい会話ができ地域社会で生活できるように頑張りたいと思いますので、ご支援をお願いしたい。

ほのぼの通信 (国分寺難病の会)

平成26年8月1日発行

難病当事者、難病者を抱えた方、市民の方で構成されており、どなたでもご参加ください。



猛暑の夏、皆様いかがお過ごしでしょうか。

ふるさとに帰りお祭り、懐かしい友人とお会いしたり、お孫さんと過ごしたり・・・でしょうか。体調にご注意いただき素晴らしい夏休みをお過ごしください。

【言語リハビリ教室】

8月は夏休みです。メンバーは自宅で口の体操、声を出して新聞などを読見上げ、リハビリに励んでいます。9月2日(月)からの教室が楽しみです。(^-^)

【であいの場】

猛暑の8月は夏休みです。

【笑いとの会】 赤い羽根共同募金会助成事業

日時：9月22日(月) 13時30分～16時

場所：国分寺市立いずみホール

料金：無料 先着300名

出演者

一部：真打 春風亭柏枝と東京経済大学学生2名

二部：坂井容子と仲間たち

華岡昌夫(フルート)、広瀬俊之(ピアノ)

田村恒彦・奈良共康(ギター)

スペシャルゲスト ジャズピアニスト 遠藤征志



後援：国分寺市、国分寺市社会福祉協議会、社会福祉法人万葉の里、国分寺障害者団体連絡協議会
国分寺市音楽連盟

国分寺難病の会：電話 090-8043-7434

メール：ina-emi@jcom.home.ne.jp

グループメール：post-01072153-ina-emi=jcom.home.ne.jp@post.freeml.com

《会員のつぶやき》

■私が以前勤務していた病院は、神経筋疾患の患者様が多くいらっしゃいました。長期間の入院は難しいため、数ヶ月の入院期間で出来る限りの事を提供し、その後は外来でフォローしていました。若い方から年配の方までいらっしゃいましたが、皆さん退院後は不安がいっぱいで、特にご家族が悩んでいらっしゃいました。月に1~2回の外来フォローでは、経過を見て必要な指導助言が出来るだけで、もっと何とかしてあげたいと悩みながら仕事をしていました。その後、訪問リハビリに携わりましたが、そこでは在宅で生活されている難病患者様とご家族の苦勞を目の当たりにしました。外出を控えて家に閉じこもりがちになり、人と話す機会も減って体力は低下して言葉も不明瞭になり、落ち込む方もいらっしゃいました。ご家族は医師の説明が不十分で不親切で悩みや不安も話せず、病気の事も分からない事が多かったようです。訪問中は言語リハビリとご家族のお話を傾聴して出来る限りの事をしてきました。ある場所で、脊髄小脳変性症の会が3ヶ月に1回開かれ、その方も参加されていました。もっと頻繁にこういった会が開かれれば良いのに…と何度も思いました。

た。その方とご家族は、同じ病気で闘う者同士、気持ちや不安などわかりあえるし、病気についての情報や勉強を得られ、会に感謝しておられました。難病の方々が、在宅で安心して生き生きと暮らせるように、難病患者様が定期的に集まれる場所は必要ですし、さらに、病気についての理解を深め、不安を和らげる為にも、患者様やご家族向けの勉強会などを行う必要はあると感じました。

4月から言語教室に携わっていますが、やはり感じるのは、同じ病気で闘う方々が顔を合わせてお互いを理解したり励ましたり心配したり話しを聞いたり相談したり、そのような事を行える言語教室をこれからも協力して頑張っていきたいですし、日々努力している皆さまの力になって、言語聴覚士として出来る事を懸命に行っていき、一緒に頑張っていきたいです。病気と一緒に闘える仲間がいる事、理解してくれる人がいる事、相談に乗ってくれる人がいる事…とっても大切な事です。

これからも、■■先生と力を合わせて、頑張ります！皆さまも一緒に頑張っていきましょう！

■総合病院は外来のリハを受け付けません。幸い患者会や保健所の助言で、体操と言語訓練ができる場所（障害者センター）に巡り合い、それ以来リハに励み、同じ病気の仲間とも仲良くなって、今日まで続いています。

進行性の難病で仲間が脱落していくのを目の当たりにして、リハが続けられることを幸せに思います。

ストレッチ体操は椅子に座ったままか、歩行器につかまって筋肉のトレーニングができますので、みなさんにもお勧めします。ストレッチ体操に続いて口の体操も行っています。舌をべろりと出したり、大口を開けたりするので知らない人には見せられません。

言語訓練を自主的（国分寺難病の会）に実施している例は珍しいということで、よく見学者が現れ、わざわざ遠くから参加する人もいます。同じ仲間と定期的に顔合わせができることで孤独からも救われます。今一番怖いのは「誤嚥」です。食事をしながらおしゃべりをし、テレビを見たりすることは「喉」が動くので「むせる」危険があります。また食事の後に口の中をきれいにすることも大事です。どうしても食べかすがのどの奥に溜まり誤嚥の危険性が高くなります。リハで病気の進行は止められませんが、筋力の保持や誤嚥防止にはずいぶんと役立っています。仲間から元気がもらえるのも生きる力になります。皆さんもぜひセルフリハビリテーションに励んでください。

Inagaki

差出人: [redacted] は
[redacted] の代理
送信日時: 2014年8月2日土曜日 20:55
宛先: [redacted]
件名: [redacted] 言語教室

皆さま、こんばんわ！毎日猛暑ですが、体調は大丈夫ですか？

[redacted] さんからのメールを拝見しました。

私が以前勤務していた病院は、神経筋疾患の患者様が多くいらっしゃいました。長期間の入院は難しいため、数ヶ月の入院期間で出来る限りの事を提供し、その後は外来でフォローしていました。若い方から年配の方までいらっしゃいましたが、皆さん退院後は不安がいっぱいで、特にご家族が悩んでいらっしゃいました。月に1~2回の外来フォローでは、経過を見て必要な指導助言が出来るだけで、もっと何とかしてあげたいと悩みながら仕事をしていました。その後、訪問リハビリに携わりましたが、そこでは在宅で生活されている難病患者様とご家族の苦労を目の当たりにしました。外出を控えて家に閉じこもりがちになり、人と話す機会も減って体力は低下して言葉も不明瞭になり、落ち込む方もいらっしゃいました。ご家族は医師の説明が不十分で不親切で悩みや不安も話せず、病気の事も分からない事が多かったようです。訪問中は言語リハビリとご家族のお話を傾聴して出来る限りの事をしてきました。ある場所で、脊髄小脳変性症の会が3ヶ月に1回開かれ、その方も参加されていました。もっと頻繁にこういった会が開かれれば良いのに…と何度も思いました。

た。その方とご家族は、同じ病気で闘う者同士、気持ちや不安などわかりあえるし、病気についての情報や勉強を得られ、会に感謝しておられました。難病の方々が、在宅で安心して生き生きと暮らせるように、難病患者様が定期的に集まれる場所は必要ですし、さらに、病気についての理解を深め、不安を和らげる為にも、患者様やご家族向けの勉強会などを行う必要はあると感じました。

4月から言語教室に携わっていますが、やはり感じるのは、同じ病気で闘う方々が顔を合わせてお互いを理解したり励ましたり心配したり話しを聞いたり相談したり、そのような事を行える言語教室をこれからも協力して頑張っていきたいですし、日々努力している皆さまの力になって、言語聴覚士として出来る事を懸命に行っていく、一緒に頑張っていきたいです。病気と一緒に闘える仲間がいる事、理解してくれる人がいる事、相談に乗ってくれる人がいる事…とっても大切な事です。

これからも、[redacted] 先生と力を合わせて、頑張ります！皆さまも一緒に頑張っていきましょう！

長いメールをすみません。

[redacted] より

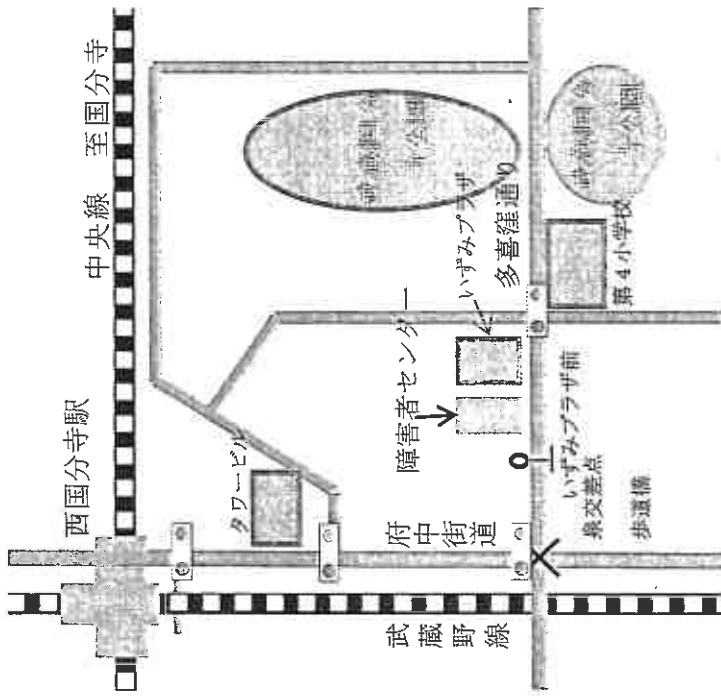
ML ホームページ: <http://www.freeml.com/honobono-member2014>

自分に合った趣味イベントに参加して新しい仲間を見つけませんか？

■■ freeml 姉妹サイト IRORI (イロリ) ■■
<http://ad.freeml.com/cgi-bin/sa.cgi?id=19xGx>

[freeml byGMO]--

国分寺難病の会



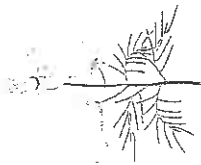
J R 中央線西国分寺駅南口下車徒歩8分

西国分寺駅から

★ぶんバス「いずみプラザ前」

・国分寺駅南口から

★多摩医療センター行「いずみプラザ前」



1992年9月に設立しました。

国分寺市に住む難病患者とその家族、難病者を支える市民が集まり、交流や学習の場、講演会等を通して互いに理解を深め親睦を図りながら、難病者の医療と福祉の向上に努めています。



突然発症し、原因も効果的な治療方法もわからず、病状が不安定で、療養が長期間にわたる病気です。

そのために家族の介護や経済的・精神的な負担も大きな問題となります。少しでもQOL(生活の質)の向上をめざし、前向きに考える事が大切です。

1. 『であいの場』定例会の開催
2. 会報『であい』の発行
3. 学習会・講演会の開催
4. 交流・親睦を深める活動
5. グループメール「ほのぼの」
6. 自主事業「言語リハビリ」
7. 国分寺障害者団体連絡協議会(国障連)の行事に参加、協力(市の委託事業)
 - 春のバスハイク、秋の運動会参加
8. 社会福祉法人(万葉の里)運営、国分寺障害者センター事業に参加
9. 東京難病団体連絡協議会加盟

疾患などの悩みを持つ会員と市民の会員が仲間として互いに励ましあい、話しをしながら、情報交換をして、難病の重荷を分かち合っています。

- ☆ 毎月第1土曜日 13:30~15:30
(但し、1月と2月は「新年のつどい」、5月は「総会」、11月は「野外レク」のため『であいの場』は行いません。)

☆ 会場：国分寺障害者センター

1. 年会費 1世帯 1,200円
2. 年会費 団体 1,200円

仲間に加わってください!
どなたでも入会できます。

お名前	
ご住所	〒
TEL	
携帯電話	
生年月日	
通信欄	

「国分寺難病の会」
問い合わせ・連絡先

東京都国分寺市本町1-7-11
国分寺難病の会
会長 稲垣 恵美子
TEL 042-301-3015

笑いとお歌の会

開場 18:00

2014年 9月22日(月) 13:30~16:00

国分寺市立いずみホール (JR西国分寺駅前)



入場無料

先着300名
笑って、歌って
楽しいひと時を。



1部 落語 13:30~14:30

5月真打昇進 八代春風亭相枝と東経大落語研究会学生

2部 歌 14:40~16:00

ギター弾き語り 坂井容子と仲間たち

単岡昌生 (フルート) 広瀬俊之 (ピアノ) 田村国彦・奈良共康 (ギター)

スペシャルゲスト ジャズピアニスト 遠藤 征志

主催 国分寺雑居の会 お問い合わせ 090-8043-7434 (福岡)
後援 国分寺市・国分寺市社会福祉協議会・社会福祉法人万葉の里
国分寺市音楽者団体連絡協議会 国分寺市音楽連盟

国分寺難病の会 稲垣 様

平成26年 8月 6日

お世話になっております。先月はマイタウン情報掲載の原稿をありがとうございました。
『マイタウン情報』8月10日発行にての掲載予定です。レイアウトした内容をFAXします。
校了日が7日となっております。お忙しいところ大変申し訳ありませんが
内容のご確認を頂きたく、よろしくお願い致します。

入場の事前予約はいりませんか？
内容でしたら『事前予約不要』といれませんか？

どなたでもどうぞ！ 一緒に楽しんでください

東京都赤い羽根共同募金会助成事業 笑いと歌の会

9/22(月) 国分寺市立いずみホール (JR西国分寺駅前)
13:30 (開場13:00) ~ 16:00

1部 座談 13:30~14:30
5月真打昇進 八代 春風亭柏枝と東屋大落語研究会学生

2部 朗読 14:40~16:00
ギター弾き語り
坂井容子と仲間たち
坂井容子 (ボーカーカル&ギター)
華岡昌生 (フルート) 広瀬俊之 (ピアノ) 田村恒彦・奈良共限 (ギター)

☆バシヤルゲスト☆ ジャズピアノニスト 通藤征志



入場無料
先着 300名

主催：国分寺難病の会 【お問い合わせ】 TEL.090-8043-7434 福垣
後援：国分寺市・国分寺市社会福祉協議会・社会福祉法人万葉の里
国分寺障害者団体連絡協議会・国分寺市音楽連盟

国分寺難病の会

国分寺市に住む難病患者と家族、難病者を支える市民が集まり、交流や学習の場、講演会などを通して互いに理解を深め親睦を図りながら、難病者の医療と福祉向上に努めています。

【ご来いの場】へお誘い

疾患などの悩みを持つ会員と市民の会員が仲間として互いに励ましあい、会話をしながら、情報交換をして、難病の重荷を分かち合っています。

★毎月第1土曜 13:30~15:30
★会場 国分寺障害者センター2F
西国分寺駅南口より徒歩8分 (いずみプラザ側)

※確認のため140%拡大しています

「マイタウン情報」編集室 国分寺市本町2-7-9 3F
TEL 042(326)0107 FAX 042(324)9367 高木 ゆり香



平成 26 年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成 26 年 7 月 15 日

国分寺市長 井澤 邦夫 様

事務所の所在地 国分寺市東元町 3 - 5 - 1 3

団 体 名 特定非営利活動法人
くらしの安
代表者氏名 中村 八郎

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

<p>1 提案事業名</p>	<p>『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する基礎的調査・研究事業（市内の中高層集合住宅の防災に係る実態把握と課題に関する検討）</p>
<p>2 提案事業予算</p>	<p>561,587円</p>
<p>3 提案理由</p>	<p>当法人は、これまで市民の身近な安全安心に関わる防災及び防火・防犯問題などの啓発・普及活動を独自に、あるいは市との協働事業等を通じて取り組み、一定の成果を上げてきた。しかしながら、中高層集合住宅の地震防災については社会問題化しているが、本市ではその実態が把握できておらず、対策の普及状況も不明である。</p> <p>中高層集合住宅の防災対策の普及は行政にとっても欠かせない課題であり、市民生活の安全確保は当法人の事業目的でもあることから、今般、提案型協働事業として提案するものである。</p>
<p>4 事業概要 (400 字程度で記入してください)</p>	<p>中高層集合住宅の防災課題は住棟の形態、管理状況によって大きく異なることから、以下の実態把握と整理分析に関する事業を実施する。</p> <p>1) 基礎的調査 A 市内の中高層集合住宅について建物及び管理、住民活動に係る実態をアンケート、聞き取り調査等を通じて把握・整理。 B 現状における対策の内容について先進自治体へのヒアリング調査等を通じて把握する。</p> <p>2) 防災対策の方向性と対策の内容 上記の基礎的調査を踏まえて、本市の中高層集合住宅における防災上の諸実態及び課題を検討し整理する。</p>

<p>1 事業目的 (①解決する社会問題, ②事業の対象, ③何を実施するか, ④到達点を記入してください)</p>	<p>①地域社会における住宅に係る防災上の社会問題について、②市内の中高層集合住宅及び先進自治体等を対象に、③防災的観点からその実態(住棟及び管理形態等、施策など)を調査・把握し、④地震時等に備えた防災対策の課題を整理することにより、今後における当該住宅居住者・管理者等への防災対策の啓発と普及に資するとともに、行政による中高層集合住宅に対する防災施策の検討に寄与する。</p>																																																				
<p>2 事業内容 (当該事業で具体的に何をを行うか記入してください。)</p>	<p>1) 基礎的調査 A <u>市内の中高層集合住宅に係るアンケート(聞き取り調査も)等</u> ア)住棟の形態、規模等、イ)住戸数、推定居住者数、ウ)管理形態、居住者組織及びコミュニティ活動、エ)防災対策への取組状況 B <u>先進自治体の対策内容についてのヒアリング調査等</u> ア)先進自治体の防災対策の内容と実施状況、イ)事前対策(耐震、エレベーター対策、ライフライン停止、家具転倒防止など)と災害時対応の啓発等 2) 防災対策の前提となる当該住宅に関する実態及び課題の明確化 ・本市の中高層集合住宅の実情に沿った防災上の諸実態及び課題を検討し整理し、今後の対策に係わる基礎資料を得る。</p>																																																				
<p>3 事業計画案(事業の実施スケジュールを記入してください)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A 事業</th> <th>B 事業</th> <th>まとめ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td colspan="3">契約締結、担当課との事業計画協議(調整・決定)</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>・調査準備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>■アンケート実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>・回収及び追回収</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>・聞き取り調査</td> <td>●ヒアリング調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>・集計整理等</td> <td>↓の準備</td> <td>(報告書作成)</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>・調査結果まとめ</td> <td>■ヒアリング調査</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td></td> <td>・調査結果の整理</td> <td>・実態の分析</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td></td> <td></td> <td>・防災課題の抽出</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td></td> <td></td> <td>↓ ・市との調整、整理</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*) 事業A:アンケート調査、事業B:ヒアリング調査</p>		A 事業	B 事業	まとめ	4月	契約締結、担当課との事業計画協議(調整・決定)			5月	・調査準備			6月				7月	■アンケート実施			8月	・回収及び追回収			9月	・聞き取り調査	●ヒアリング調査		10月	・集計整理等	↓の準備	(報告書作成)	11月	・調査結果まとめ	■ヒアリング調査	●	12月		・調査結果の整理	・実態の分析	1月			・防災課題の抽出	2月			↓ ・市との調整、整理	3月			
	A 事業	B 事業	まとめ																																																		
4月	契約締結、担当課との事業計画協議(調整・決定)																																																				
5月	・調査準備																																																				
6月																																																					
7月	■アンケート実施																																																				
8月	・回収及び追回収																																																				
9月	・聞き取り調査	●ヒアリング調査																																																			
10月	・集計整理等	↓の準備	(報告書作成)																																																		
11月	・調査結果まとめ	■ヒアリング調査	●																																																		
12月		・調査結果の整理	・実態の分析																																																		
1月			・防災課題の抽出																																																		
2月			↓ ・市との調整、整理																																																		
3月																																																					

<p>4 事業の対象 (地域、対象者、対象総人数等を具体的に)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺市内の中高層集合住宅 ・4,710棟の非木造の住宅・アパート(平成24年時点)のうち中高層集合住宅(4階建以上の共同住棟)の居住者団体又は管理者(A) ・但し、(B)現行対策に関する調査は都区内自治体
<p>5 事業の実施場所</p>	<p>○アンケート調査→市内対象住棟(分譲230棟、賃貸約20棟を予定) *)別記1</p> <p>○ヒアリング調査→都心数区</p> <p>□調査結果分析と報告書作成 →NPO事務所</p>
<p>6 役割分担 (具体的に)</p>	<p><提案団体が担う役割></p> <p>A調査:市内の該当住宅管理者(団体)へのアンケート調査等事業 →アンケート票、依頼文作成、送付及び回答集計、聞き取りの結果分析と整理</p> <p>B調査:先進自治体ヒアリング調査事業 →ヒアリングの実施、記録作成、資料収集、まとめ</p> <p>□対策の方向性と対策内容のとりまとめ→調査結果の分析、報告書作成</p> <p><市が担う役割></p> <p>A調査:市内の該当住宅管理者(団体)へのアンケート調査事業 →依頼文作成協力、回収窓口</p> <p>B調査:先進自治体ヒアリング調査事業 →対象団体(港、新宿、中野の3区を想定)への調査依頼</p> <p>□防災対策の方向性と対策内容のとりまとめ →報告書案の検討(調整)</p>
<p>7 成果指標等 (事業成功のポイントや、目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における中高層集合住宅の防災面の実態が明らかにできること。(今後庁内でデータ管理を行なうことにより、データベースとして防災対策その他の施策に活用できる)。 ・防災体制面で相対的に遅れている当該住宅居住者・管理者への防災啓発や防災対策の普及について、重要事項(課題)と方向性が整理できること。
<p>8 市と協働する意義及び必要性、協働による相乗効果</p>	<p>当NPOの目的とする災害等からの市民生活の安全安心の確保は、市の防災対策と共通する。本協働事業による調査結果は市の防災対策の推進にとって不可欠なデータであり、また今後、中高層集合住宅の防災普及にとってNPOと市が連携して対応できる共通の基盤が形成できる。</p>
<p>9 事業実施後の展開(事業終了後どのような展望があるか)</p>	<p>○当NPOとして、増大する中高層住宅の実態に即した居住者向け防災講習会等の啓発、防災対策の普及活動が可能になる。</p> <p>○市は、国分寺市の実態を踏まえ、中高層住宅の管理者あるいは居住者を対象とした具体的な防災啓発、及び必要に応じて対策の普及支援施策の実施が可能になる。また災害時における(地域防災計画の)応急対策の充実を図ることができる。</p>

*) 別記1

■ アンケート方式による実態調査 (A 調査) について

- ・対象とする中高層集合住宅のうち、3階住棟は小規模、個人管理者が大半であることから、今回の調査では除外する。(公営は3階住棟も含む)
- ・中高層集合住宅(4階建以上の共同住棟*)の実態調査については、実存する全住棟を対象とすべきであるが、今後の施策普及の効果や把握の難易性を考慮し、今回は、分譲住宅及び賃貸住宅のうち住民組織が結成されている住棟又は団地(管理組合、自治会を同じくする住棟)を対象として実施する。

* 現状、4階以上の共同住棟は概ね550棟存在するが、店舗等併用住棟、団地(複数棟を1団地としてカウントする)等を勘案すると、アンケート実施対象は約250棟又は団地と推定される。

* 中高層住宅抽出参考書:

(株)ゼンリン 住居表示地番対照住宅地図 国分寺市 2010年11月版

・実施方法

- ① アンケート実施対象:分譲住宅約230棟又は団地、公営賃貸住宅約20棟又は団地の計約250棟又は団地
- ② 上記対象住宅(250票)へのアンケート票の送付・回収(郵送)
 - ・これによる有効回収率は約65%(163票)を見込む
- ③ 未回収の35%(87票)に対して、再度、回答依頼書を送付(郵送)
 - ・再依頼による有効回収票50%を見込む: $(87 \times 0.5) = 43$ 票
- ④ ③の未回収住棟又は団地(43)について、訪問聞き取り調査を実施する。
また、回収されたアンケート票で、すでに何らかの防災対策への取組みを行なっている団体から約10団体を抽出し、取組みの状況等についてヒアリングを実施する。:43団体+約10団体=53団体

(市民活動団体提案事業)

提案事業収支予算書

(収入の部)

区分	予算額	摘要
委託金	561,587円	
合計	561,587円	

(支出の部)

区分	予算額	摘要
(人件費)	379,600円	人件費計
A. アンケート調査事業	260,800円	<ul style="list-style-type: none"> ・調査住棟抽出：@1,200×8h×2人=19,200、 ・対象住棟の現状整理（地図、整理表作成）：@1,200×8h×2人=19,200、 ・調査票の設計：@2,500×8h×2人=40,000、 ・調査票印刷、送付：@1,200×3h×4人=14,400 ・未回収団体、活動団体ヒアリング調査（日程調整・訪問調査）：@1,200×2h×45団体=108,000 ・調査結果の集計整理：@2,500×6h×2日×2人=60,000
B. 先進自治体ヒアリング調査事業	48,800円	<ul style="list-style-type: none"> ・先進自治体視察：@1,200×4h×3回×2人=28,800、 ・調査結果まとめ：@2,500×4h×2人=20,000
□実態分析及び課題整理事務	70,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・防災課題と対策事項の検討：@2,500×5h×2人=25,000、 ・対策の推進方策検討@2,500×5h×2人=25,000、 ・報告書作成：@2,500×4h×2人=20,000
(消耗品費)	50,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品費：10,000、 ・文献（書籍、報告論文、住宅地図）購入費 40,000
(印刷製本費)	19,800円	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙（A4版）：@500（500枚）×10=5,000、 ・コピー機インク：@4,500

		(4色)×2セット=9,000、・ファイル(薄紙、ハード)：@150×20部+@400×7部=5,800
(郵送費)	48,134円	・票郵送料(約250団体(棟、往復))： @ (82+82) ×250票=41,000・再依頼書送付(87団体) @82×87=7,134
(交通費)	62,000円	・アンケート関係聞き取り調査(53団体)： (バス・電車) @500×2人×53=53,000 ・都心3区に出張(2人×3回、電車) 鉄道：@1,500×2人×3回=9,000
(通信費)	5,000円	・電話料(聞き取り調査調整、53団体)
直接経費計	510,534円	
—	—	—
(諸経費)	(51,053円)	
合計	561,587円	

様式第4号（市民活動団体提案事業）

団 体 概 要 書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(フリガナ)トクテイエイカウトウホクジン クラシアンベンアソシエーター		
	特定非営利活動法人 くらしの安全安心サポーター		
所在地	〒 185-0022 国分寺市東元町3-5-13		
設立年月日	平成19年 12月 13日		
会員の状況	正会員数 14 人・ 団体 (内国分寺市民 11 人)	年会費	3,000円
	賛助会員数 人 団体	年会費	
活動目的	広く一般市民を対象として、「住まいとまちの安全・安心」を目指して啓発活動を推進すると共に、住まいとまち(地域社会)の防災対策、防犯対策、バリアフリー化に取り組み、広く地域住民の安全・安心なくらしづくりに貢献することを目的とする。		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策事業 木造住宅の耐震相談、家具転倒防止器具の設置及び相談 火災警報器の販売及び設置、 ・ 防犯対策事業 相談及び防犯対策工事 ・ バリアフリー化事業 相談及び手すりなど設置 ・ 国分寺市耐震診断士創設に係る診断士の養成・認定事業 平成21年4月1日～平成23年3月31日 契約先：国分寺市 ・ 木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業 平成23年4月1日～平成24年3月31日 契約先：国分寺市 ・ 「国分寺市家具転倒防止器具助成事業」に係る器具取り付け作業委託 平成21年5月8日～平成24年3月31日 契約先：国分寺市 		
ホームページ	www.anan-spt.com		

担当者連絡先	氏名	██████████	(役職)	██████████
	住所	██		
	電話	██████████	FAX	██████████
	Eメール	██		

特定非営利活動法人 暮らしの安全安心サポーター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人暮らしの安全安心サポーターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市東元町三丁目5番13号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、「住まいとまちの安全・安心」を目指して啓発活動を推進するとともに、住まいとまち（地域社会）の防災対策、防犯対策、バリアフリー化に取り組み、広く地域住民の安全・安心なくらしづくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 「住まいとまちの安全・安心」に関する市民啓発事業
- (2) 防災対策事業（災害危険の低減化）
- (3) 防犯対策事業
- (4) バリアフリー化事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、2人以上4人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又

は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第

49条において同じ。)

- (9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計のみとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法

人の成立の日から平成21年5月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人・団体)	1000円
	賛助会員 (個人・団体)	1000円
(2) 年会費	正会員 (個人・団体)	3000円
	賛助会員 (個人・団体)	1口3000円 (1口以上)

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	保坂 光枝
副理事長	中村 八郎
副理事長	戸塚 一直
理事	井上 四郎
理事	大島 佑介
理事	池藤 吉美
理事	竹下 範子
理事	保坂 和男
監事	龍神 瑞徳
監事	末高 秀記

平成25年度 特定非営利活動に係る事業会計収支決算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日

特定非営利活動法人

くらしの安全安心サポーター

単位:円

科目	金額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1. 会費収入		
入会金収入		
会費収入	39,000	
2. 事業収入		
① 市民啓発事業収入	30,000	
② 防災対策事業収入		
③ 防犯対策事業収入		
④ バリアフリー化事業収入		
⑤ 提案型協働事業収入		
⑥ 国分寺市委託事業収入		
3. 補助金等収入		
4. 寄付金収入	68,000	
5. その他収入		
利息収入	17	
保険金還付金		
経常収入合計 (A)	137,017	137,017
II 経常支出の部		
1. 事業費		
① 市民啓発事業費	19,990	
② 防災対策事業費		
③ 防犯対策事業費		
④ バリアフリー化事業費		
⑤ 提案型協働事業費		
⑥ 国分寺市委託事業費		19,990
2. 管理費支出		
給料手当	48,000	
水道光熱費		
什器備品費		
保険料	3,834	
事務所家賃		
消耗品費	3,460	
通信運搬費	11,366	
印刷製本費(コピー)(リーフレット)	100	
旅費交通費		
支払手数料	300	
会議費		
決算(税理士)	10,000	
租税公課	70,000	
雑費	5,000	152,060
経常支出合計 (B)		172,050
経常収支差額 (A) - (B) = (C)		▲35,033
III その他資金収入の部 (D)		0
IV その他資金支出の部 (E)		0
当期収支差額 (C) + (D) - (E) = (F)		
前期繰越収支差額 (G)	170,624	170,624
次期繰越収支差額 (F) + (G)		135,591
(正味財産増減の部)		
V 正味財産増加の部		
1. 資産増加額		
当期収支差額(再掲)		
2. 負債減少額		
増加額合計		0
VI 正味財産減少の部		
1. 資産減少額		
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)		
減価償却費		
2. 負債増加額		
減少額合計		
当期正味財産増加額または減少額		▲35,033
前期繰越正味財産		170,624
当期正味財産合計		135,591

平成26年度 特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日

特定非営利活動法人
くらしの安全安心サポーター

単位:円

科目	金額		
(経常収支の部)			
I 経常収入の部			
1. 会費収入			
入会金収入			
会費収入	3,000		
2. 事業収入	45,000	48,000	
① 市民啓発事業収入	120,000		
② 防災対策事業収入	650,000		
③ 防犯対策事業収入	150,000		
④ バリアフリー化事業収入	150,000		
3. 補助金等収入	100,000	1,165,000	
4. 寄付金収入			
5. その他収入			
利息収入			
保険金還付金			
経常収入合計 (A)			1,213,000
II 経常支出の部			
1. 事業費			
① 市民啓発事業費	90,000		
② 防災対策事業費	440,000		
③ 防犯対策事業費	120,000		
④ バリアフリー化事業費	120,000	770,000	
2. 管理費支出			
給料手当	50,000		
水道光熱費	5,000		
什器備品費	10,000		
保険料	20,000		
事務所家賃	60,000		
消耗品費	10,000		
通信運搬費	20,000		
印刷製本費(コピー)(リーフレット)	70,000		
旅費交通費	10,000		
支払手数料	5,000		
会議費	5,000		
広報費(ホームページ)	10,000		
決算	10,000		
租税公課			
雑費	5,000	290,000	
経常支出合計 (B)			1,060,000
経常収支差額 (A) - (B) = (C)			153,000
III その他資金収入の部 (D)			0
IV その他資金支出の部 (E)			0
当期収支差額 (C) + (D) - (E) = (F)			153,000
前期繰越収支差額 (G)			135,591
次期繰越収支差額 (F) + (G)	135,591		288,591
(正味財産増減の部)			
V 正味財産増加の部			
1. 資産増加額			
当期収支差額(再掲)			0
2. 負債減少額			0
増加額合計			0
VI 正味財産減少の部			
1. 資産減少額			
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)			0
減価償却費			0
2. 負債増加額			0
減少額合計			0
当期正味財産増加額または減少額			153,000
前期繰越正味財産			135,591
当期正味財産合計			288,591

提案型協働事業募集要項

(平成26年度募集)



～ 目 次 ～

提案型協働事業とは	1
募集について	1
共同提案について	2
応募について	3
事業経費・積算基準について	3
審査・選考について	5
応募数・審査結果状況について	7
提案に採択について	7
提案事業の公表について	7
応募から事業報告・評価までの手続きについて	8
これまでに実施した提案型協働事業（参考例）	9

提案型協働事業とは

目的

- ①市民主権を基本とする自治（市民自治）を実現するために、市民等との協働を推進する。
- ②市民視点を活かした公共サービスの提供と、市民によるまちづくりを推進する。

制度

市民活動団体が自らの持つノウハウや市民発想による事業を市に企画提案し、「国分寺市協働事業審査会」による審査・選考を経て、市が採択した事業を提案団体に委託して市と協働で実施する。

募集について

✚ 事業実施期間：平成 27 年 4 月 1 日以降から平成 28 年 3 月 31 日

✚ 応募条件：1 団体につき 1 事業まで

✚ 応募資格：

以下の「1. または 2.」, かつ下記「A～F」に該当する団体です。

1. 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づき設立された法人であり、かつ 2. に掲げる（2）及び（3）に該当する団体であること。
2. 国分寺市内に活動拠点又は連絡場所があり、次のいずれにも該当する市民活動団体であること。

（1）代表者を含み 3 人以上の役員を置き、かつ、構成員に 5 人以上の※国分寺市民がいること。

（2）1 年以上継続した活動を行っていること。

（3）団体の運営に関する会則、規約に基づき運営され、予算・決算を適正に行っていること。

（4）前年度の決算書、活動報告書、直近年度の予算書、活動計画書があること。

※国分寺市民とは市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。

A：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第 2 条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

B：第三者に損害を与えた場合に、個人情報に関わる部分も含め、補償等に対応できる保険に加入できること。

C：法人の場合は最新の営業年度の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。団体の場合は、代表者の最新の所得税、市民税を滞納していないこと。

D：宗教の教義の布教等を主たる目的としないこと。

E：政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的としないこと。

F：特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的としないこと。

↓ 提出期間：平成26年6月16日（月）から7月15日（火） ※土日祝を除く。

↓ 受付時間：午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）まで。

↓ 提出場所：市民生活部協働コミュニティ課（市役所第3庁舎1階）に直接持参。

なお、受付時に提出書類一式を確認した上で受付いたします。書類の不足や不備がある場合や提出期限を過ぎた場合、一切受付はいたしません。期限厳守でお願いします。

↓ 提出書類：

- 1 提案書（様式第1号）
- 2 企画書（様式第2号）
- 3 収支予算書（様式第3号）
- 4 団体概要書（様式第4号）
- 5 定款または規約
- 6 会員名簿（役員3人、市民5人以上が確認できるもの、確認のみで書類は返却します）
- 7 平成26年度予算関係書類及び平成25年度決算関係書類（団体全体のもの）
- 8 平成26年度法人市民税納税証明書（コピーで可、納税義務のない団体は不要）
- 9 その他市長が必要と認めるもの
- 10 共同提案団体協定書兼委任状（共同提案団体で申込を行う場合のみ）

なお、団体の活動がわかるパンフレットやチラシなども提出して下さい。

また、提案書等の様式データは市ホームページ（<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>）に掲載されていますので、ダウンロードして作成してください。

※共同提案団体が提案を行う場合、上記3～9の書類をすべての構成団体分作成し、提出してください。

↓ 事前相談：平成26年7月8日までに提出書類（様式第1号～4号）をご記入いただき、事前に協働コミュニティ課へご連絡のうえ、お起こしください。

※事前相談は、なるべく行うようにしてください。

事業経費・積算基準について

協働事業の事業経費については、積算基準を用いて過不足のないように積算をして下さい。なお、事業予算を超えた場合、超過分の費用は団体負担となります。なお、提案金額は最大で200万円（既存事業の提案を除く）です。

↓ 諸経費（間接経費）：

諸経費（間接経費）とは事業の遂行に間接的に必要となる費用のことで、事業実施にかかる直接経費の10パーセント以内で計上できます。

団体内の打合せや担当課との協議、事業完了後の事業評価、会員の給与事務等に関する人件費や事務所の光熱水費等は間接経費に該当します。

↓ 委託金の返還：

当該年度の事業終了時、委託金に余剰金が生じた場合には戻入の手続きをして市に返還をしていただきます。なお、諸経費は直接経費の実績額に対する割合（最大で10%）で精算します。

★ 提案対象となる事業：

以下の要件をすべて満たしている事業が提案の対象です。

- 1 国分寺市内で実施される事業。
- 2 市民サービスの向上や地域課題を解決する事業で、かつ市の計画等に適合していること。
- 3 市民活動団体の先駆性、専門性、柔軟性等を活かした事業。
- 4 予算の見積もり等が適正であり、提案した市民活動団体が実施可能な事業。
- 5 ※単年度で完了する事業であること。

※ただし、提案団体が過去に実施した、あるいは提案時点で実施している提案型協働事業で、事業の継続性又は発展性が認められる事業については事業実施初年度から数えて3回（年）まで事業を実施することができます（1年ごとに提案し、審査を受け採択される必要があります）。

- 6 既存事業（市が提案年度に実施している事業）の提案については事前に協働コミュニティ課に連絡のうえ、事業担当課と協議すること。また、提案年度の事業予算を超えないこと。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外です。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治、選挙活動に係るもの
- (4) 実施が伴わないもの
- (5) 国、地方公共団体及びその他の団体から、助成を受けているもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 提案時点で既に協働事業で実施されている事業

※過去に実施した提案型協働事業の例を9ページに掲載してありますので、参考までにご覧ください。

共同提案について

複数の市民活動団体がそれぞれの専門分野を組み合わせた事業を提案する場合は「共同提案」として事業提案を行うことができます。

協定書や契約の締結、委託金の授受等については責任の所在を明確にするため、代表団体を選出し、「共同提案団体協定書兼委任状」を提出していただきます。

共同提案団体を構成するすべての団体は「応募資格」の要件に該当する必要があります。

※共同提案団体の代表団体は、別途単独で事業を提案することはできません。また、2つ以上の代表団体を兼任することはできません。

積算基準

【人件費】

人件費の時給単価については、その目安を下表A～Dの業務内容に応じて示します。

なお、「専門性を有する業務」の時給単価については市の単価表又はハローワークの賃金情報等の参考に積算してください。

分類	業務内容	時給単価
A	一般事務的な業務	890円
B	専門性を有する業務	市の職種別賃金単価表やハローワークの賃金情報等の客観的根拠を要する
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	1,200円
D	意志決定、最高責任者	2,500円

【費目例】

事業に必要な経費の費目例を下表に示します。参考にして過不足のないように積算をしてください。なお、報償費（謝礼）は市の基準を目安にしてください。

項目	内容		
人件費	事業実施に係る人件費		
報償費	講師等謝礼 (時間単価)	大学教授，官公庁部長級，民間企業最高管理層，著名民間専門家，弁護士，医師，公認会計士	13,000円以内
		大学准教授，短期大学教授，高専教授，高校校長，官公庁課長級，民間企業上級管理層，民間専門家，不動産鑑定士，弁理士	11,500円以内
		大学講師，短期大学准教授，講師等，高専助教授，高校教頭，官公庁課長補佐級，民間企業課長級，税理士	10,000円以内
		大学助手，短期大学助手，高専講師，助手	9,000円以内
印刷製本費	チラシ・資料・報告書などの印刷費等（インク，用紙代等を含む）		
消耗品費	事務用品，文房具，活動材料費等		
保険料	傷害保険，損害賠償保険，個人情報漏えい賠償保険等		
諸経費 (間接経費)	協働事業実施に間接的に必要となる経費 (直接事業費)×10% 以内		

審査・選考は、「国分寺市協働事業審査会」（識見者3名，市部長職3名の6名で構成）が行います。第一次審査は書類審査，第二次審査（第一次審査通過団体のみ）はプレゼンテーション審査で，審査基準に基づいて審査を行います。

↓ 第一次審査（書類審査）

審査会が，下表の審査項目を判断基準に照らして提案書類の審査を行います。

第一次審査基準

合格点は以下のとおりです。

$$\text{合格点} \geq (\text{委員人数}) \times (\text{審査7項目}) \times (4\text{点})$$

審査項目		
1	事業の目的	市民や地域のニーズ，社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また，市が関わる必要性が認められるか。
2	独創性・先駆性	提案は独創的かつ先駆性があり，今後の協働事業のモデルとなり得るか。
3	実現可能性	実施体制，実施方法やスケジュールが具体的かつ合理的で，実現可能性は高いか。
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
5	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき，また，相乗効果・波及効果が期待できるか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。
7	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり，また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか。

審査会委員が各審査項目において，下記1～6点で評価します。

判断基準	
6点	評価できる
5点	やや評価できる
4点	どちらかといえば評価できる
3点	どちらかといえば評価できない
2点	あまり評価できない
1点	評価できない

↓ 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査で合格点を獲得した提案を対象に行います。

提案団体には担当課同席のもと、事業内容について協働事業審査会に説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。その後、提案した市民活動団体と担当課に対して協働事業審査会委員が質疑を行います。

プレゼンテーション・質疑（回答時間を含む）は各10分で行います。

第二次審査基準

合格点は以下のとおりです。

$$\text{（合格点）} \geq \text{（委員人数）} \times \text{（審査7項目）} \times \text{（3点）}$$

審査項目		
1	事業の目的	市民や地域のニーズ、社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また、市が関わる必要性が認められるか。
2	独創性・先駆性	提案は独創的かつ先駆性があり、今後の協働事業のモデルとなり得るか。
3	実現可能性	実施体制、実施方法やスケジュールが具体的かつ合理的で、実現可能性は高いか。
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
5	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき、また、相乗効果・波及効果が期待できるか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。
7	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり、また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか。

審査会委員が各審査項目において、下記1～4点で評価します。

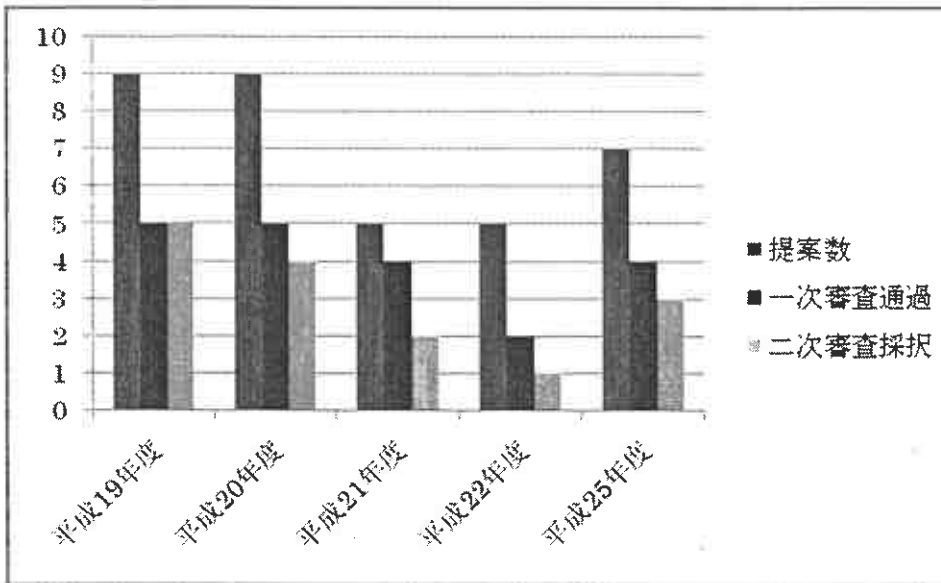
判断基準	
4点	評価できる
3点	どちらかといえば評価できる
2点	どちらかといえば評価できない
1点	あまり評価できない



応募数・審査結果状況について

平成 19 年度から平成 25 年度の応募数と審査結果状況をまとめました。

※平成 23 年度・24 年度は募集を休止



提案の採択について

第二次審査に合格した提案のうち、提案型協働事業全予算 200 万円の範囲内で高得点順に採択します。

※ただし、既存事業に対する提案はこの限りではありません。

※事業提案額が高額の場合、得点順位が高くても不採択となり、提案額が少額の下位の提案が採択となる場合があります。

※事業の実施は、翌年度の市の予算が議会で可決された後となります。

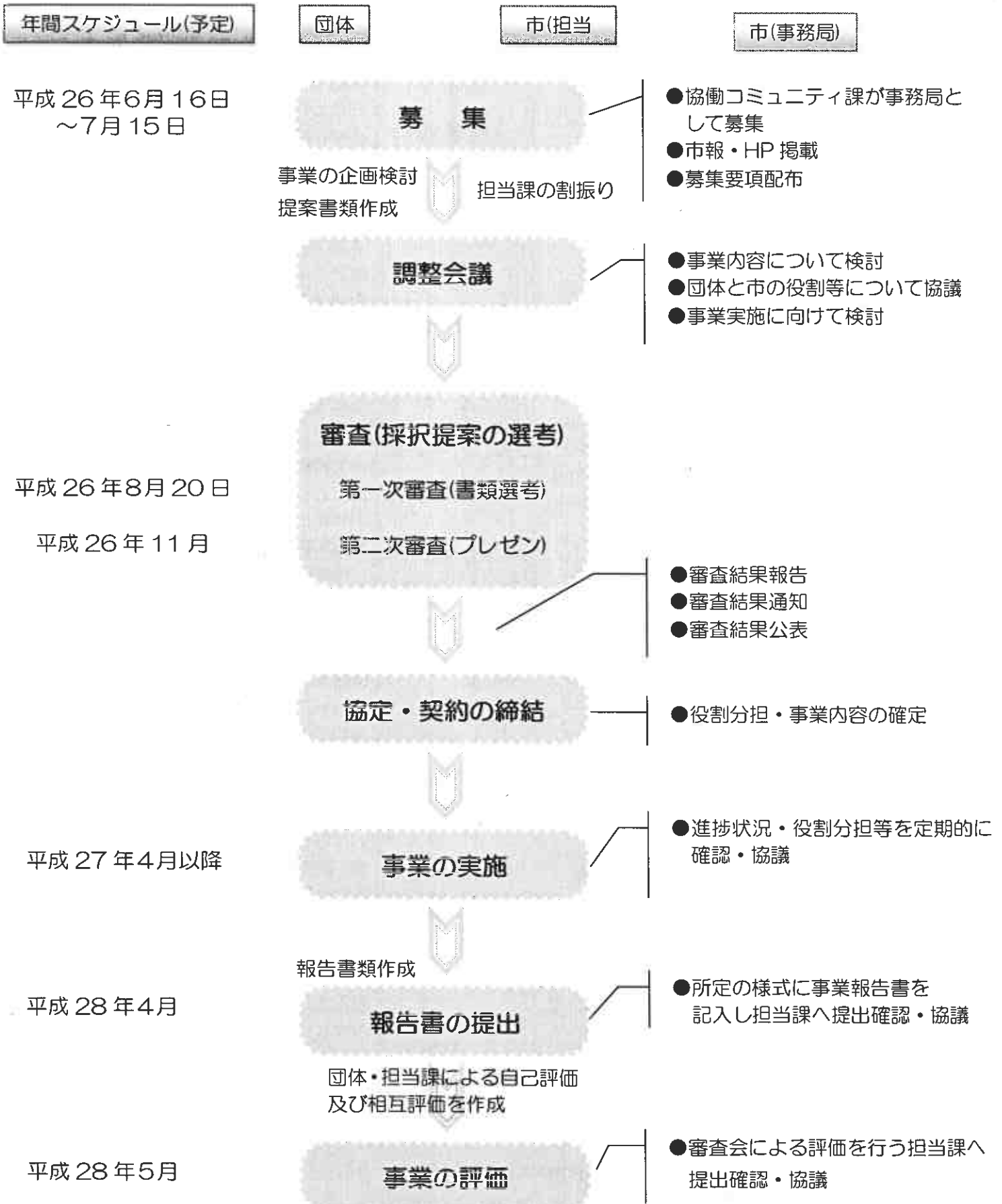
提案事業の公表について

選考過程における公正性や透明性を確保するため、個人情報等には配慮のうえ（事務所の所在地、代表者氏名は公表します）、提案された協働事業の概要や団体名を市ホームページで公表します。

また、第二次審査の開催時には、提案書類を来場者に資料として配布します。



応募から事業報告・評価までの手続きについて



これまでに実施した提案型協働事業(参考例)

実施年度	事業名	団体名	担当課	事業概要
20年度	わかりやすい 市政FAQづくり 事業	市民テーブル こくぶんじ	総合情報課	提案当時の市ホームページに掲載していた「窓口Q&A」を全般的に見直しするとともに、庁内ヒアリングを行い、市民から問い合わせのあった項目を整理分析し、FAQを作成する。1,000項目を目標とし、市民にとってわかりやすい文章表現を追求する。
22年度	「生ごみ減 量・たい肥化が 市民の常識と なる国分寺市 を目指して」事 業	5303の会	ごみ対策課	平成20年度、21年度に提案型協働事業として実施した生ごみたい肥化装置の精査及び普及広報の事業成果を活かし、引き続き普及広報活動を行うほか、生ごみたい肥化装置の試用者を募り、アンケート・聞き取り調査(含農業者)を実施する。
23年度	木造住宅耐震 診断士による 地域耐震講習 会事業	NPO法人 くらしの安 全・安心サポ ーター	都市企画課	平成21年度、22年度の提案型協働事業で養成した木造住宅耐震診断士を、市民にとって身近な存在とするため、地域の診断士として地域の状況に即した地域耐震講習会の開催等を行う。
26年度	本とつなぐ人 とまちー国分 寺ブックタウ ン事業	西国図書館	協働コミュニ ティ課	「市民による持ちより図書館」を市内に点在させ、本を通じた市民の顔の見える関係を構築することにより、地域コミュニティを醸成することを目的とする。図書館の活用方法等を検討するワークショップ、図書館を中心としたまち歩き等のイベントを実施し、図書館のPR等に取り組む。
26年度	ママインター ン事業	NPO法人 ArrowArro w	文化と人権課	結婚・妊娠・出産等を機に離職したが働きたいと思っている女性が、再就職に対して不安を抱えている課題に対し、家事・育児と仕事の両立の具体的なイメージをつかみ、キャリアに対する肯定感を高め、再就職までのステップを具体化することで、再就職への行動を起こせる女性を増やすことを目的とする。具体的な取り組みとして、キャリア講座、実践型ワークショップ、就業体験等を実施する。

平成 26 年度募集提案型協働事業審査結果のまとめ
(平成 27 年度実施事業)

発 行：平成 27 年 6 月 国分寺市市民生活部協働コミュニティ課
問合せ：協働コミュニティ課 電話：042-325-1991
